第六節 外国人等の取得した株式の扱い(第百六条―第百十第二款 設備の報告等(第百二条―第百五条)第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準第五節 基幹放送の電気通信設備	第四節 基幹放送局提供事業者(第九十二条—第百一条) 十一条)	外国人	第二款 業務(第八十二条——第八十六条)    第一款 認定等(第六十一条——第八十一条)	第二節 基幹放送事業者	第一節 基幹放送の区分(第六十条)	第四章 基幹放送	第六節 雑則 (第五十六条—第五十九条)	第五節 財務及び会計 (第二十五条—第五十五条)	第四節 受信料等(第二十一条—第二十四条)	第三節 経営委員会(第十七条—第二十条)	第二節 業務 (第十一条—第十六条)	第一節 通則 (第十条)	第三章 協会等	第二章 通則(第四条—第九条)	第一章 総則(第一条—第三条)	目次	改正案	● 方沒沒放不其具(印承二一百名 電波盟邦>> 員会表見第一号)
																	現行	(信級音分に改写音)

法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。 下「法」という。)の規定を施行するために必要とする事項及び

(定義)

第二条 する。 この省令の規定の解釈に関しては、 次の定義に従うものと

- 「地上基幹放送事業者」とは 事業者をいう。 地上基幹放送を行う基幹放送
- 事業者をいう。 「衛星基幹放送事業者」とは、 衛星基幹放送を行う基幹放送
- をいう。 送試験局 を用いて行われる一 三号に規定する実用化試験局をいう。 の十に規定する人工衛星局をいい 十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。 一十五年電波監理委員会規則第十四号)第四条第 「衛星一般放送」 (同項第二十号の十二に規定する衛星基幹放送試験局 及び衛星基幹放送を行う実用化試験局 般放送をいう。 とは、 人工衛星局 衛星基幹放送局 以下同じ。 (電波法施行規則 一項第二十号 を除く。 衛星基幹放 同項第二十 (同項第二 ( 昭 和

兀 般放送をいう。 有線一般放送」 とは、 有線電気通信設備を用いて行われる

- 五. 線 「有線テレビジョン放送」とは 般放送をいう。 テレビジョン放送による有
- 「有線テレビジョン放送事業者」とは、 てテレビジョン放送の業務を行う 般放送事業者をいう。 有線電気通信設備を

七 同時再放送」とは、 放送事業者のテレビジョン放送を受信

> 法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。 下「法」という。) の規定を施行するために必要とする事項及び

る有線テレビジョン放送をいう。し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送す

送をいう。
八 「有料放送」とは、法第百四十七条第一項に規定する有料放

| 有料放送事業者をいう。| 九| 「有料放送事業者」とは、法第百四十七条第一項に規定する

受信者をいう。十「国内受信者」とは、法第百四十七条第一項に規定する国内

## 【第六十条に移動】

(基幹放送局設備の範囲)

ものとする。
設備は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める第三条 法第二条第二十四号の総務省令で定めるその他の電気通信

れる電気通信設備 より受けた基幹放送局の免許に係る基幹放送の業務に用いら 事業者が電波法 信用地上基幹放送の業務の用に供する場合 設備をいう。 基幹放送局設備 十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。 (中継回線設備を含む。 以下同じ。 (昭和二十五年法律第百三十一号) (法第二条第二十四号に規定する基幹放送局 (電気通信事業法 の全部又は一部 を地上基幹放送の業務又は移動受 (昭和五十九年法律第八 (基幹放送局提供 番組送出設備 の規定に

#### (放送の区分)

区分は、別表第一号のとおりとする。第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の

# 同じ。)である場合に限る。)

#### 第二章 通則

# (番組基準等の公表)

第四条 対象地域をいう。 行う放送に係る放送対象地域 に掲げる方法により行うものとする。 一項第四号の業務区域をいう。 法第五条第二項及び第六条第六項の公表は、 以下同じ。 (法第九十 又は業務区域(法第百二十六条第 以下同じ。 一条第二 において、 項第二号の放送 放送事業者が 次の各号 第

- | 当該放送事業者が行う放送
- ことができる方法 ことができる方法 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知る
- は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。2 法第六条第六項第一号の審議機関の議事の概要の公表について
- 出席者の氏名
- 二 議題及び審議の経過の概要
- 機関」という。)の審議状況を示す主な事項三(前二号に掲げるもののほか、放送番組審議機関(以下「審議)

# (番組基準等の公表)

掲げる方法により行うものとする。 放送事業者が行う放送に係る放送対象地域において、次の各号に二条の三 法第三条の三第二項及び第三条の四第六項の公表は、

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- とができる方法 とができる方法 日刊新聞紙への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知るこ
- いては、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。 法第三条の四第六項第一号の審議機関の議事の概要の公表に

2

- 一 (同上)
- 三 前二号に掲げ二 (同上)

は、当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。終了後速やかに行うものとし、同項第二号に掲げる事項の公表3 法第六条第六項第一号に掲げる事項の公表は、当該審議機関の

# (審議機関への報告)

第五条 0 合を含む。 報告は、 法 第六条第五 当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。 以下この条において同じ。 項 法第八十 条第六 )の規定による審議機関 項に お いて準用 する場

- 定めるところにより行うものとする。 法第六条第五項の規定による審議機関への報告は、次の各号に
- だし、 る。 じられた直後の審議機関の開催時に行わなければならない。 第六項において準用する場合を含む。 項第 があるときは 法第六条第五項第一号及び第二号に掲げる事項については、 報告の準 一号に規定する措置又は法第九条第 備に時間を要する場合その他 その 次の審議機関の開催時に行うことができ の規定による措置 のやむを得ない 項 (法第八十 が た 事 講 条
- 関を二 行うことができる 催 法第六 の都度行わなけれ 口 条第 以 上開催する場合にあつてはそのい 五. 項 第二 ばならない。ただし、 号に掲げる事項につい 、ては、 ず 同一月内に審議 ĥ か 審議 0) 開催時 関 に 機  $\mathcal{O}$

3 表は、 関 この終了後速やかに行うものとし、 法第三 当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。 一条の四第六 項第 一号に掲げる事項 同 項第二号に掲げる事 の公表は、 当該 審  $\mathcal{O}$ 議 公

# (審議機関への報告)

は、当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。第一条の四 法第三条の四第五項の規定による審議機関への報告

- 法により報告するものとする。に係る放送番組の視聴その他の当該事項の内容が容易に分かる方に掲げる事項については、審議機関の審議に資するよう当該事項前項の規定によるほか、法第三条の四第五項第二号及び第三号
- 号に定めるところにより行うものとする。 法第三条の四第五項の規定による審議機関への報告は、次の各
- は、 ことができる。 を得ない事情が る措置が講じられた直後の審議機関の開催時に行わなけれ 法第三条の四第五項第一号及び第二号に掲げる事 同項第 ただし、 一号に規定する措置又は法第四条第一 あるときは、 報告の 準 備に時間 その次 の審 を要する場合その他 議機関 0 項 開 催時に 項 の規定によ E のや 行う ば む な
- 関 時 機関 法第二 に行うことができる 0 開 を 催 条の 0 都度行わなければならない。 回以上開 兀 第 五. 催する場合にあつてはそのい 項 第 三号に掲げる事 ただし、 項につい ずれ 同一月内 ては、 開 議 審 催 機

第六条 2 第七 事業者 七 む。 五. 人とする。 (テレ 番 者の放送番 放送と同一の 臨時目的放送」という。 関してその教員に行わせる授業 条 要な情報 組み合わされたものをいう。 機に対する指令であつて、 法第八条に規定する臨 基幹放送普及計画 自己又は他人の営業に関する広告 組基準等の規定の適用除外) 受信機が正常に作動するために必要なプログラム 囲碁若しくは将棋に関する時事、 学校教育法 放送番組の検索又は選択に関する情報 交通情報、 の総務省令で定める事項は、 Oビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送 専修学校又は各種学校が同法の定めるところによる教科に 法第七条第 法第八条 審 議機関の 組 道路情報又は駐車場情報 放送を同時に行う場合における当該他の放送事業 (法第八十一条第六項において準用する場合を含 (昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学 委員 項 の定めるところにより、 の総務省令で定める七人未満の員数は 0 時 )員数) かつー は、 次条において同じ。)の変換に必 の結果を得ることができるように 次の各号に掲げる事項の 時 次のとおりとする。 実況、  $\mathcal{O}$ 目的 のため 解説又は 他の放送事業者の 0 講座 放送 (電子計 1 以 ずれ 下 五. 2 第 とする。 下 七 六 五 兀 (番組基準等の規定の 法第三 条の五 放送と同 者の放送番 「臨時目的放送」という。 放送普及基本計画の定めるところにより、 (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) 同 |条の五に規定する臨 上 法第 組 の放送を同時に行う場合における当該 三条の五の総務省令で定める事項は、 適用 除 外 時 か は、 つ 次に掲 時 の目的 げる事項 他 のため の放送事業者の  $\hat{\phi}$ 他の放送事 1  $\mathcal{O}$ 次のとおり ずれか 放送 以 を 業

かを目的とするものでなけ れ ばならない。

- その他これに類する催し物の用に供すること。 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会
- 発生した場合に、 暴風、 豪雨、 洪水、 その被害を軽減するために役立つこと。 地震、 大規模な火事その他による災害が

、放送番組の保存の適用除外、

第 八条 令」という。 放送法施行令 第一 条第一号の総務省令で定める事項は、 (昭 和二十五年政令第百六十三号。 以下 次の

とおりとする。

映画、 漫画、 ドラマ又は 演

音楽

兀 公営競技情報

交通情報、

道路情報又は駐車場情報

五. 自己又は他人の営業に関する広告

囲碁又は将棋に関する時

七 放送番組の検索又は選択に関する情報

受信機が 正常に作動するために必要なプログラムの変換に必

要な情報

九 者の放送番組 放送と同一の放送を同 基幹放送普及計画の定めるところにより、 時に行う場合における当該他の放送事 他の放送事業者の 業

補 放送の 記 録 の閲覧)

第九条 法第十三条 (法第八十一条第六項におい て準用する場合を

目的とするものでなければならない。

その他これに類する催し物の用に供すること 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会

発生した場合に、 暴風、 豪雨、 洪水、 その被害を軽減するために役立つこと 地震、 大規模な火事その他による災害が

(放送番組の保存の適用除外)

第 とおりとする。 条の六 「令」という。 放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号。 第一条第一号の総務省令で定める事項は、 次の 以下

(同上)

(同上)

(同上)

五. (同上)

(同上)

六 (同上)

七 (同上)

同上

九 者の放送番組 放送と同一 放送普及基本計画の定めるところにより、 の放送を同時に行う場合における当該 他の放送事業者の 他 の放送事 業

所においてその記録を閲覧させるものとする。
は、次に掲げる事項を記録するものとし、公選による公職の合には、次に掲げる事項を記録するものとし、公選による公職の選挙運動に関する放送(以下「候補者放送」という。)をした場合か。)の規定により公選による公職の候補者の政見放送その他

一 候補者の氏名及び所属する政党

一放送をした年月日、時刻及び時間

者にあつては放送をした電気通信設備及び使用した周波数三、基幹放送事業者にあつては放送をした放送局、一般放送事業

### 第三章 協会等

第一節 通則

【第二十条に移動】

(定款変更の認可申請)

臣に提出するものとする。
きは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大第十条 法第十八条第二項の規定により定款を変更しようとすると

一 変更しようとする条項

一 変更しようとする理由

三 実施しようとする期日

(経営委員会の会議の議事手続)

議事に必要な手続を定めるものとする。 第二条 経営委員会は、法第二十三条に規定するものの外、会議の

(定款変更の認可申請)

一 (同上)

二 (同上)

二 (同上)

#### 第二節 業務

# 、放送設備に関する事項

第十一条 る場合を含む。) 法第二十条第八項 の放送設備に関する事項は、 (法第六十五条第五項において準用す 次に掲げる事項と

空中線電力

する。

- 放送時間帯
- 中継国際放送を行う期間

## 、協定の認可申請

第十二条 掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。 外国放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名 法第二十条第八項の認可を受けようとするときは、次に

- 締結し、又は変更しようとする協定の内容
- 締結又は変更を必要とする理由
- 2 前項第二号の協定の内容は、協定の両当事者が行う放送の放送 空中線電力、放送時間、 2

放送時間帯及び中継国際放送を行

う期間に関する事項を含むものとする。

区域、

- 3 第 一項の申請書には、 次に掲げる書類を添えるものとする。
- 協定書の写し
- 協定の締結又は変更に伴う国際放送の受信状況に関する説明

その他参考となるべき事項を記載した書類

# (放送設備に関する事項)

第二条の二の二 用する場合を含む。 法第九条第八項 の放送設備に関する事項は、 (法第三十三条第五項において準 次に掲げる事

項とする。

- (同上)
- (同上)
- (同上)

## 、協定の認可申請

第二条の三 掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。 法第九条第八項の認可を受けようとするときは、 次に

- (同上)
- (同上)
- (同上)

(同上)

- 3 (同上)
- (同上) (同上)
- 三 (同上)

#### 10

4 る は変更」とあるの は 前三項 変更し、 この場合におい  $\mathcal{O}$ 規定 又は廃止 は、 は て、 法第六 しと、 第 変更又は廃止」と読み替えるものとす 一項第二号中「又は変更し」とあるの 十五条第五 同項第三号及び前項第二号中 項 0 認 可に つい . て 準 乊又 用 ず

## (業務の認可申請)

る

書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出す第十三条 法第二十条第十項の認可を受けようとするときは、申請

一業務の内容

るものとする。

- 一 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- その他必要な事項

#### (子会社)

第 事業体をいう。 は、 (外国会社を含む。 ている場合における当該他の会社等とする。 ·四 条 日本放送協会 法 第一 以下同じ。 般社団法人、 + (以 下 条第 組合 一協会」という。 項に規定する総務省令で定めるもの の財務及び事業の 一般財団法人その (外国における組 が他の会社等 方 他これらに準ずる 合に相当するもの 針の 決定を支配 (会社

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場

2

同上)

る。 は変更」とあるの は 前三項 「変更し、 この場合におい  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 又は廃止 は て、 法第三 レ」と、 第一項第二号中「又は変更し」とあ 変更又は廃止」 + 同項第三号及び前項第二号中 条第五 項の認可に と読み替えるものとす つい て準 るの 用 乊又 す

4

### (業務の認可申請)

る。

るものとする。
書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出す第二条の四 法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 六 (同上)

五

(同上)

#### (子会社)

第二条の 等とする。 及び事業の 団法人その は、 における組 協会が他の会社等 兀 0) 他これらに準ずる事業体をい 合に相当するものを含む。)、 方 針 0 法第九 決定を支配している場合における当該他 ( 会 社 条の一 (外国会社を含む。 に規定する総務省令で定め 、 う。 般社団法人、 以 下同 ľ 組合 るも 般財 外 会社 財 務 国  $\mathcal{O}$ 

- 二 - 一 (同上) - (□L) -	こ。)の割合が百分の五十を超えていること。	ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等続開始の決定を受けた会社等ハ 破産法 (平成十六年法律第七十五号) の規定による破産手	更る	イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定によう。以下この項において同じ。)の計算において所有していきむ。以下この項において同じ。)の計算において所有していた。)の議決権等の総数に対する自己(その子会社及び子法の形存在しないと認められるものを除く。以下この項において係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において	一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関いて同じ。)。 らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項におの会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他
	= 1	ニハ	口	1	
	(同上)	(同 上 上	(同上)	(司 上)	

	事業計画及び事業収支見積りを記載した書類)	であるときは、同項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出2 前項の場合において、出資の相手方が令第二条の事業を行う者 一 出資しようとする理由 二 出資しようとする金額 のとする。	次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するも (出資の認可申請) (出資の認可申請) (出資の認可申請) (出資の認可申請) (出資の認可申請)
(認定の申請)	<ul><li>するものとする。</li><li>二 (同上)</li><li>三 (同上)</li></ul>	であるときは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出2 前項の場合において、出資の相手方四 出資の方法 四 出資のお法 出資しようとする理由 二 出資しようとする金額 するものとする。	請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出第二条の五 法第九条の二の二の認可を受けようとするときは、申(出資の認可申請)

第二条の六 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の第二条の六 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の

#### (申請書)

りとする。 十三第二項に規定する申請書の様式は、別表第二号に掲げるとお第二条の七 法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の

# (事業計画書の記載事項)

#### (準用規定)

第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三までの規定は委託協 第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三まで及 第十七条の十九、第十七条の二十二から第十七条の十六前段、 第十七条の十九、第十七条の二十五の規定は委託国内放送 業務又は委託協会国際放送業務の認定の申請及び当該認 第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三までの規定は委託

業務」 項第 項 法第五 とあ とあ て準 十四四 条の お 会国 て準用する法第五十二条の十九」 する法第五 七第二項第三号」とあるのは 画 五十二条の十四第二 放送業務」 は委託国内放送業務の認定を受けた協会に準用する。 別 書 法第九条の 表第三 用 一号並びに第十七条の二十五第一 るの 第 第五十一 るのは 法第五十二条の十五又は法第五十二条の二十」とあ 十五第一 際 項 بح لح 号及び第十七条の二十四 中 第 十二条の十 する法第五十二条の十四 放送業務 は 項 第十七条の十九第一 第十七条の 号」 事業計 十二条の十七 第十 項」 第十 とあるの 「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条 受託協会国際放送」 とあ 項及び第三 条の十 四第二 کر 七条の 七条の十四第一 0) るのは -四第一 認 画 [書及び事業収支見積書] とあるの 九 項にお 項」とあるのは + 第十七条 第十七条の は 定を受け 十九第 項、 項」 委託 第二項第三号」 から第十 とあるの 法第九条の V` と 項中 た協 の 十 国内放送業務又は委託協会国 て準用する法第五十二条の 第十七条の二十四第二項第 「法第九条の四第二項において準用 第二 項中 + 第二 項及び第二項中 ح と -九第三 会に、 は 九 第十七条の十五第 七 「法第五十二条の 号及び第二号の規定中 項」 第 条の 項 「法第九条の四第二項におい 第十七条の二十二第 第五号中 別表第十三号」 兀 第十七条の二十六第一 法第九条の 第一 と 項中 と + 項及び第十七条の二 第十七条の二 应 一項に 第一 第十七条の 第十七条の十六前段 法第五 「受託-「法第五十二条の 一項まで、 な 兀 第 十七 項中 この とあるの て準用さ 内 十二条の十 は ]外放送] 十五第 項に 十九第三 第 七 「事業計 号及び 場合に る ]際放送 第十 0 項中 する 委託 項中 法第 規定 お 項  $\mathcal{O}$ 

	第三節 経営委員会
第三条削除	
	わなければならない。 お送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと)に行放送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと)に行っ、 居波巻の一こと(一の居波巻を使用して二以上の放送番組を
る。  る。  名の六の規定は、法第九条の五の規定による届出に準用す	送に
四号の様式の届出書により行うものとする。	
2 法第九条の五の規定による届出をしようとする場合は、別表第  五 (同上)	2 法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第  五 業務開始の期日
四の委託して行わせる放送に係る周波数位置	四の協会国際衛星放送に係る周波数の人工衛星の軌道又は位置の
三 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は	三 協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る者の氏名又は名称
二 委託の相手方	二 協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用す
一 委託して行わせる放送の種類とする。	一協会国際衛星放送の種類する。
第二条の十 法第九条の五の総務省令で定める事項は、次のとおり (委託協会国際放送業務開始の届出)	第十六条 法第二十五条の総務省令で定める事項は、次のとおりと(協会国際衛星放送の開始の届出)
とする。 において準用する法第五十二条の十三第三項」と読み替えるもの「法第五十二条の十三第三項」とあるのは「法第九条の四第二項	

第十九条 委員長は、経営委員会を、原則として、一月に二回招集 第三(経営委員会の招集) (	(受信者の意見の聴取) (受信者の意見の聴取) (受信者の意見の聴取) (受信者の運営に関する重要な事項を説明すること。 (受信者の意見の聴取) (で、受信者の意見の聴取) (で、受信者の意見の聴取) (で、毎年六回以上行うこと。 (で、毎年六回以上行うこと。 (で、一一会合には、少なくとも一人の経営委員会事務局がその報告書が出席すること。 (で、毎年六回以上行うこと。 (で、一一会合においては、経営委員会の委員が協会の基本方針その他である。 (で、受信者の意見の聴取) (で、受信者の意見の聴取) (で、受信者の意見の聴取)	(業務の適正を確保するための体制) ((業務の適正を確保するための体制) ((業務の適正を確保するとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなる
第三条の四(同上)(経営委員会の招集)	三 (同上) 三 (同上) 三 (同上) 三 (同上) 三 (同上) 三 (同上) 三 (同上)	四 (同上) 四 (同上) 四 (同上) 四 (同上) 四 (同上)

る。 する受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとす第二十一条 法第六十四条第一項本文の受信設備には、放送を受信(受信設備の範囲)		第四節 受信料等	の議事に必要な手続を定めるものとする。 第二十条 経営委員会は、法第四十条に規定するもののほか、会議(経営委員会の会議の議事手続)	る。 付議すべき事項その他参考となるべき事項を明確にするものとすて、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、て、委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則としするものとする。
受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。第五条 法第三十二条第一項本文の受信設備には、放送を受信する(受信設備の範囲)	図   実施しようとする期日   図   対象に関する計算又は説明   図   対象に関する計算又は説明   図   対象に関する計算又は説明   図   対象に関する計算又は説明   図   対象に関する計算とは、申請   図   対象に関する計算とは、申請   図   対象に関する計算とは、申請   図   対象に関する計算とは、申請   図   対象に関する計算とは、申請   図   対象に関する計算とは、申請   図   対象に関する計算とは説明   図   対象に関する計算とは、申請   図   対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に関する対象に対象に関する対象に関する対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対			2 (同上)

#### 第二 (受信料免除基準の認可申請) 一十二条 法第六十四 [条第] 項 0) 認可を受けようとするときは、

出するものとする。

申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、

総務大臣に提

受信料免除の理由 受信料免除の基準

三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明

兀 実施しようとする期日

# (契約条項に定める事項)

第二十三条 に掲げる事項を定めるものとする。 法第六十四条第三項の契約の条項には、 少なくとも次

受信契約の締結方法

受信契約の単位

三 受信料の徴収方法

兀 受信契約者の表示に関すること。

五. 受信契約の解約及び受信契約者の名義又は住所変更の手続

六 受信料の免除に関すること。

七 受信契約の締結を怠つた場合及び受信料の支払を延滞した場

合における受信料の追徴方法

協会の免責事項及び責任事項

九 契約条項の周知方法

(契約条項に定める事項)

第六条 る事項を定めるものとする。 法第三十二条第三項の契約の条項には、 少くとも左に掲

(同上)

(同上)

兀 (同上) (同上)

五. 受信契約の解約及び受信契約者の名義若しくは住所変更の手

続

七六 (同上) (同上)

九八 (同上)

(同上)

よつて提出するものとする。	に該当するものとする。	り、この省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認め第二十五条 協会の会計についてはこの省令の定めるところによ(協会の会計)	第五節 財務及び会計	四の実施しようとする期日きは、その計算又は説明	三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすと二 設定又は変更しようとする理由	一 設定又は変更しようとする契約条項務大臣に提出するものとする。	るときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとす(契約条項の認可申請)
つて提出するものとする。	2 (同上)	第七条の二 (同上) (協会の会計)		四(同上)	三 (同上)	一 (同上) 臣に提出するものとする。	きは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大第七条 法第三十二条第三項の規定により認可を受けようとすると(契約条項の認可申請)

六 その他参考となるべき事項	五 要員計画	有料契約見込件数に準じて記載すること。	2) 受信料免除見込件数	年度内の増加(又は減少)契約件数	年度内の解約件数	年度内の新規契約件数	年度初めの契約件数	件数を付記して前年度との比較増減を記載すること。)	(1) 有料契約見込件数(次のそれぞれについて、前年度の契約	四 受信契約件数	三 事業運営計画	一 一 建設計画	一計画概説	るものとする。	第二十七条 法第七十条の事業計画には、次に掲げる事項を記載す	(事業計画の記載事項)	- 六 その他予算の使用方法に関すること。	五 収入が予算額より増加した場合の使用方法に関すること。	四 経費の翌年度繰越使用に関すること。	三 予算の相互流用に関すること。	二 予算の目的外使用に関すること。	一 受信契約者から徴収する受信料の月額に関すること。
一 六 (同上)	五(同上)	(同上)	(2) (同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)		(1) (同上)	四(同上)	三 (同上)	二 (同上)	一 (同上)	ものとする。	第九条 法第三十七条の事業計画には、次に掲げる事項を記載する	(事業計画の記載事項)	六 (同上)	五(同上)	四(同上)	三 (同上)	二(同上)	一 (同上)

資金計 画の記 載事 項

第二十八条 法第七十条の資金計画 には、 次に掲げる事項を記載す

るものとする。 資金計画の概要

受信料

入金の部

放送債券

長期借入金

その他の入金

出金の部

事業経費

建設経費

放送債券の償還

長期借入金の返還

その他の出金

暫定予 算の認可申 請

第 算、 申請書に認可を受けようとする理由及び実施期間並 一十九条 事業計画及び資金計画を記載した書類を添えて、 法第七十 一条第 項の認可を受けようとするときは、 びに収支予 総務大臣に

提出するものとする。

2 算、 て、 前 第二十七 三条 事業計 (第二十六条第四 画及び資金計画につい 条第四号(1)中 号を除 年度内」 て準用する。 とあるの 0) 規定は、 この場合におい は 前 項の収支予 当該期間

2

と読み替えるものとする

資金計 画  $\mathcal{O}$ 記載事 項

第十条 法第三十 七条の資金計画には、 左に掲げる事項を記載する

ものとする。

(同上) (同上)

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

(同上) (同上)

三

(同上)

(同上) (同上)

同上

、暫定予算の認可申

第十条の二 予算、 は、 に提出するものとする。 申請書に認可を受けようとする理由及び実施期間並びに収支 事業計画及び資金計画を記載した書類を添えて、 法第三十七条の 二第 項の認可を受けようとするとき 総務大臣

事業計画及び資金計画について準用する。 るものとする。 九条第四号(1)中 前三条 (第八条第四号を除く。 「年度内」 とあるの 0) は 規定は、 当該期間内 この場合において、 前項の・ と読み替え 収支予算、 第

#### (業務報告書の記載 事項

第 十条 法第七十二条の業務報告書には、 次に掲げる事項を記載

するものとする。

事業の概況 (協会の沿革、 7 根拠 法 律、 主管省庁名 協会

が対処すべき課題を含む。

放送番組 心の概況

放送番組に関する世論調査及び 究

兀 営業及び受信関係業務  $\mathcal{O}$ 概況

五. 視聴者関係業務の概 況

六 放送設備の運 用 及び建設改修  $\mathcal{O}$ 概 況

七 放送技術の研究

業務組織の概要及び職 員 0 )状況

経営委員会、 監査委員会及び理事会の概況

役員の定数、 氏名、 役職、 任期及び経歴

事務所の所在地

職員数 (前事業年度末比増減を含む。

財政の状況 (過 事業年度に係るものを含む。

資本の状況

借入先及びその借入金額の状況

財政投融資資 金、 交付金等の状況

子会社等の概要

ける当該他の会社 針 の決定に対して重要な影響を与えることが 子会社及び協会又は子会社が他 (子会社を除く。 の会社の財務及び事業の 第三十四条第三項第四 できる場合にお 号 方

> 、業務報告書の記載 事 項

第十 一 条 法第三十八 条の業務報告書には、 次に掲げる事項を記

載

するものとする。 (同上)

同 上

兀 (同上) 同 上

五 (同上)

(同上)

七六 (同上)

(同上) (同上)

(同上)

(同上)

九 同上 (同上)

同上 (同上)

(同上) (同上)

ける当該 の決定に対して重要な影響を与えることができる場合に 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の 他の会社 (子会社を除く。 第十二条の二第三項第四 方 お

及び別 協会との関係 況 統図を含む。)、 (人数及び代 表第七号にお の内容 【表者の 名 称、 . T 氏 (名) 住所、 「関連会社」 職員数、 資本金、 とい 協会の 事業内容、 、 う。 持 0 株比率及び 役員 概況 (の状 (系

との 要な影響を与えることができるもの 会が出資 、 る 一 況 事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対し 条第三項第四号において「関連公益法人等」という。 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行 関係の内容 役員の状況 (系統図を含む。 般社団法人、 人事、 (人数及び代表者の氏名) 資金、 般財団法 技術、 名称、 取引等の関係を通じて財務 人その他の 住所、 (子会社を除く。 基 法 本財産、 職員数及び協 人であつて、 事業内 ) の て重 0 協 及

十一 その他参考となるべき事項

# 業務報告書等の閲覧期間)

## 区分経理の方法)

第 う。)及び同条第三項の業務に係る経理につい と区分し を財源として行うものを除く。 十二条 協会は、 それぞれ特別 第 の勘定を設けて整理しなければならな 一十条第二項第二号の業務 以 下 番 組アー て、 カイブ業務」とい その他の経理 (専ら受信料

> 及び協会との関係の内容 0 号及び別表第十三号にお (系統図を含む。)、名称、 状況 (人数及び代 表者の氏名)、 いて 住所、 「関連会社」とい 職員数、 資本金、 事業内· 協会の持株 、 う。 ) 容、 0 役員 概 比 率 況

口 容、 会が出資、 との関係の  $\mathcal{O}$ 要な影響を与えることができるもの び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重 1 、 る 一 概 の二第三項第四号において「関連公益法人等」という。 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行 役員の状況 況 般社団法人、一般財団法 (系統図を含む。 人事、 内容 (人数及び代表者の氏名) 資 金、 技術、 名称、 人その 取引等の関係を通じて財務及 住所、 (子会社を除く。 他の法 基本財産、 職員数及び協 人であつて、 事業内 0 会 協 て

十一 (同上)

# (業務報告書等の閲覧期間

年とする。 第十一条の二 法第三十八条第三項の総務省令で定める期間は、五

## (区分経理の方法)

第十 と 区 , \ う。)及び同条第三項の業務に係る経理につい を財源として行うものを除く。 一条の三 分 それぞれ特別の 協会は、 法 第九条第 勘定を設けて整理 以下 項 第 番 組ア 一号の業務 ーカイブ業 L て、 なけ その他 (専ら受信料 ればならな 務」  $\mathcal{O}$ とい 経 理

ては、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなけれれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用につい2 協会は、番組アーカイブ業務、法第二十条第三項の業務及びこ

#### (財務諸表)

ばならない。

ものとする。第三十三条 法第七十四条第一項の総務省令で定める書類は、次の

- 一資本等変動計算書
- 一 キャッシュ・フロー計算書

## (財務諸表の様式)

る書式により調製するものとする。照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定め第三十四条 法第七十四条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対し

- す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。るものについては、当該資産、負債、純資産、収入又は支出を示産、収入又は支出で、別に表示することが適当であると認められ2別表第三号の書式に規定する科目に属する資産、負債、純資
- 一決算概説
- 二 財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- その変更による増減額(変更又は変更による影響が軽微である三 会計方針又は記載方法の変更をした場合におけるその旨及び

ならない。
は、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用について2 協会は、番組アーカイブ業務、法第九条第三項の業務及びこれ

#### (財務諸表)

第十二条 法第四十条第一項の総務省令で定める書類は、次のもの

- とする。
- 一 (同上)

(同上)

### ,財務諸表の様式)

照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第六号に定め第十二条の二 法第四十条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対

る書式により調製するものとする。

す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。るものについては、当該資産、負債、純資産、収入又は支出を示産、収入又は支出で、別に表示することが適当であると認められ2.別表第六号の書式に規定する科目に属する資産、負債、純資

一 (同上)

る。

3

法第四十条の説明書には、

次に掲げる事項を記載するものとす

- 二 (同上)
- 三 (同上)

ルーイからヌまでに掲げるもののほか、貸借対照表の内容を補って、役員との間の取引による債権債務に関する事項(債務に関する事項(負債の部に計上したものを除く。)	リ 重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる	チ 資産が担保に供されている場合はそれに関する事項	ト 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細	へ 出資の明細(株式会社への出資を除く。)	当該事業年度中の増減状況)	連会社の名称、所有株数、取得価額、貸借対照表計上額及び	ホ 子会社及び関連会社についての持株の明細(子会社及び関	区分したもの)	失累計額を減価償却累計額に合算している場合は、それらを	ニ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細(減損損	状況を含む。)	ハ 引当金の明細(引当金の種類ごとの当該事業年度中の増減	先)及び銘柄ごとの当該事業年度中の増減状況を含む。)	政府による債券の引受けがある場合には、その旨及び引受	ロ 放送債券の明細(銘柄(政府による債務の保証がない旨、	増減状況を含む。)	ある場合には、その旨)及び借入先ごとの当該事業年度中の	イ 長期借入金の明細(借入先(財政投融資資金からの借入が	明らかにすること。)	第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に	四 資産及び負債並びに損益の状況(次のいずれかにより、別表しものを除く。)	
ルヌ	IJ	チ	ト	^			ホ			二		ハ			口			イ	明らか	第六号	四	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)			(同上)			(同上)		(同上)			(同上)			(同上)	っかにすること。)	八号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に	資産及び負債並びに損益の状況(次のいずれかにより、別表	

合はその取引の状況を含む。) ハ・主たる設備の状況(リースにより使用する固定資産がある場	七 資産価額の増減	六 予算総則の適用に関する事項	五 収入支出の決算の状況 (別表第四号に定める様式による。)	認められるもの。)	足する主な費用及び収益の明細(事業特性を踏まえ、重要と	ソーヲからタまでに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補	られるもの)(番組アーカイブ業務勘定に限る。)	利処理を委託している場合は業務委託費)その他重要と認め	の使用料、既放送番組に係る協会以外の著作権の使用料(権	レ 既放送番組配信費の明細(既放送番組に係る協会の著作権	タ 子会社及び関連会社との取引高の総額	ヨ 減損損失の明細	カー役員及び職員の給与費の明細	及び寄付金の明細	ずる事業体及び関連公益法人等の基本財産に対する出えん金	ワ 子会社のうち一般社団法人、一般財団法人その他これに準	<b>力</b> 。)	書に掲記されている関連科目との関係についての説明を含	称、支出元の会計区分、交付金等と貸借対照表及び損益計算	ヲ 交付金等の明細(当該事業年度に受け入れた交付金等の名	認められるもの)	期借入金、未収金、未払金等その他事業特性を踏まえ重要と	足する主な資産及び負債の明細(現金及び預金、貯蔵品、短
八	七	六	五.			ソ				レ	タ	ヨ	力			ワ				ヲ			
(同上)	(同上)	(同上)	収入支出の決算の状況			(同上)				(同上)	(同上)					(同上)				(同上)			
			況(別表第七号に定める様式による。																				

放送債券に係る社債管理者(以下「放送債券管理者」とい三 準用会社法第七百二条の規定による委託に係る契約においての財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容二 募集放送債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外	おける払込金額(準用会社法第六百七十六条第九号に規定するに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日にの金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日に受ける者の募集に応じて当該放送債券の引受けの申込みをした 数回に分けて募集放送債券(協会の発行する放送債券を引き	る。 十二号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす十二号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす十七年法律第八十六号)をいう。以下同じ。)第六百七十六条第第三十六条 準用会社法(令第三条において準用する会社法(平成(放送債券の募集事項)	とする。	参考となるべき事項十一 その他協会の財産又は損益の状態を正確に判断するためにその他勘定相互間の取引の明細 との他勘定相互間の取引の明細 重要な後発事象に関する事項
三 (同上)	一 (同上)	第十三条(同上)	とする。	十 (同上)

ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係母 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 送信者の使用に係る電気通信回線を通じて送信し、受信者の の	一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもであつて総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法第三十八条 準用会社法第六百七十七条第三項に規定する電子情報	定めたときは、その氏名又は名称及び住所の放送債券原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。)を簿(以下「放送債券原簿」という。)の作成及び備置きその他二 放送債券原簿管理人(協会に代わつて放送債券に係る社債原一 放送債券管理者を定めたときは、その名称及び住所	第三十七条 準用会社法第六百七十七条第一項第三号に規定する総第三十七条 準用会社法第六百七十七条第一項第三号に規定する総務省令で定める事由 本文に規定する事由 (申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)
口 (同上)	第十三条の三(同上)	二 (同上)	第十三条の二(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)四(同上)

五 放送債券に係る社債権者(以下「放送債券の債権者」とい第四十条 準用会社法第六百八十一条第一号に規定する総務省令で第四十条 準用会社法第六百八十一条第一号に規定する総務省令で成送債券の種類)	(申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場所により提供している場合であつて、協会が同条第一項の申込みをにより提供している場合であつて、協会が同条第一項の申込みをにより提供している場合であつて、協会が記載すべき事項を電磁的方法で定める場合は、協会が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二人ようとする者に対する通知を要しない場合)	ることにより書面を作成することができるものでなければならな 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力す 実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに 情報を記録したものを交付する方法 ることにより書面を作成することができる物をもつて調製するファイルに 法 により一定の情報を確 法
(放送債券の種類) 第十三条の五 (同上) 二 (同上) 三 (同上) 五 (同上)	第十三条の四 (同上)	2 (同上)

は、その営業所)に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法協会の主たる事務所(放送債券原簿管理人がある場合にあつて務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は第四十五条 準用会社法第六百八十四条第二項第二号に規定する総(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)	で定める者は、放送債券の債権者その他の協会の債権者とする。第四十四条 準用会社法第六百八十四条第二項に規定する総務省令(閲覧権者)	ことができるものであること。 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認するを示すためのものであること。	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	するものをいう。 情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当2.前項の「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる置は、電子署名とする。	第三項に規定する総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措第四十三条 準用会社法第六百八十二条第三項及び第六百九十五条(電子署名)	ファイルに情報を記録したものとする。定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するで定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一
第十三条の十	第十三条の九	二 (同上)	一 (同上)	2 (同上)	第十三条の八	
三条の十(同上)	(同上)				(同上)	

2 前項の規定にかかわらず、放送債券取得者が取得した放送債券の資料を提供して請求をしたとき。	供して請求をしたとき。  一供して請求をしたとき。  一次送債券取得者が一般承継により放送債券を取得した者である。	の内容が正する書面での也の資料が提供して情校がしてできる。 二 放送債券取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。	注記でげる確定判決を得た場合において、当変確定判決の内容準用会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきこ承継人に対して当該放送債券取得者の取得した放送債券に係る  して放送債券原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般	権し、者を	第四十六条 準用会社法第六百九十一条第二項に規定する総務省令(放送債券原簿記載事項の記載等の請求)  る。	たる事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とす定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は協会の主2 準用会社法第七百三十一条第三項第二号に規定する総務省令でとする。
2 (同上)	三(同上)	二 (同上)		一(同上)	第十三条の十一(同上)(放送債券原簿記載事項の記載等の請求)	2 (同上)

六 労働金庫連合会	業協同組合連合会 一項第二号 及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第二 株式会社商工組合中央金庫 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者	める者は、次に掲げる者とする。 第四十八条 準用会社法第七百三条第三号に規定する総務省令で定(放送債券管理者の資格)	最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。類をいう。)の放送債券の総額を当該種類の各放送債券の金額の合は、ある種類(準用会社法第六百八十一条第一号に規定する種第四十七条 準用会社法第七百二条に規定する総務省令で定める場(放送債券管理者を設置することを要しない場合)	をした場合とする。  をした場合とする。  な場合は、放送債券取得者が放送債券に係る債券を提示して請求は、準用会社法第六百九十一条第二項に規定する総務省令で定めが放送債券に係る債券を発行する定めがあるものである場合に
五 (同上) 四 (同上)	二 (同上)	第十三条の十三(同上)(放送債券管理者の資格)	回る場合とする。 (放送債券管理者を設置することを要しない場合) (放送債券管理者を設置することを要しない場合)	

	める事頁は、欠こ曷げる事頁と計る。第五十条 準用会社法第七百十九条第四号に規定する総務省令で定(放送債券債権者集会の招集の決定事項)	を適用する。	関係 当該法人(以下この条において「被支配法人」という。)との権を有する者(以下この条において「支配社員」という。)と を、は、の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決	定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。百十二条において準用する場合を含む。)に規定する総務省令で第四十九条 準用会社法第七百十条第二項第二号(準用会社法第七	(特別の関係) 土 農林中央金庫	保険会社 、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する規定する長期信用銀行 、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に
一(同上)	第十三条の十五(同上)(放送債券債権者集会の招集の決定事項)	2 (同上)	一 (同上)	第十三条の十四 (同上)	(特別の関係) 九 (同上)	人 (同上)

扱いの内容	する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項の規定により重ハ 一の放送債券の債権者が同一の議案につき準用会社法第七	法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方(同項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)の交	会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面権者の請求があつた時に当該放送債券の債権者に対して準用ロ 準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債時に限る。)	の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の会の日時以前の時であつて、準用会社法第七百二十条第一項イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(放送債券債権者集は、次に掲げる事項	三 準用会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときる通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)以前の時であつて、準用会社法第七百二十条第一項の規定によ二 書面による議決権の行使の期限(放送債券債権者集会の日時じ。)に記載すべき事項
の取扱いの内容 第十三条の十七第一項第三号の取扱いを定めるときは、そ	八(同上)		口(恒十)	イ (同上)	三 (同上)

(議決権行使書面)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事項がある場合には、これらの事項は、放送債券債権者集会参考他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している提供する放送債券債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、国一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して工業記載で	東を記載することができる。 放送債券の債権者の議決権の行使について参考となると認める事2 放送債券債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、ときは、その事実の概要		きょ、欠こ掲げる事頁二 議案が放送債券の債権者の代表の選任に関する議案であると一 議案	第五十一条 放送債券債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を  (放送債券債権者集会参考書類)
(議決権行使書面)	4 (同上)	3 (同上)	2 (同上)	ハ (同上)	一 (同上)	第十三条の十六(同上)(放送債券債権者集会参考書類)

る。

「き議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とすべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とすべき議決権行使書面に記載すべき事項又は準用会社法第七百二十第五十二条 準用会社法第七百二十一条第一項の規定により交付す

- 棄権を含む。)を記載する欄 を議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあつては、
- 二 第五十条第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項
- 場合における各議案につ 招 に記載がない議決権行使書面が招 意思の表示があつたものとする取扱いの内容 集する者をいう。 第五十条第 三号二に掲げる事項を定めたときは、 以下この条において同じ。 1 ての賛成、 集者 反対又は (放送債券債権者集会を )に提出され 棄 権 第 のい 号の ずれ 欄
- 四 議決権の行使の期限
- 使することができる議決権の数 議決権を行使すべき放送債券の債権者の氏名又は名称及び行
- を含む。)をしなければならない。

  文付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付(当該請求があつた時に、当該放送債券の債権者に対して、準用会社法第五十条第三号口に掲げる事項を定めた場合には、招集者は、2 第五十条第三号口に掲げる事項を定めた場合には、招集者は、
- 提供する議決権行使書面に記載すべき事項(第一項第二号から第3 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して

第十三条の十七 (同上)

一 (同上)

事項 第十三条の十五第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該

号の ず された場合における各議案についての賛成、 集会を招集する者をいう。 第十三条の十五第三号二に掲げる事項を定めたときは、 れかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容 欄に記載がない議決権行使書面 以下この条において同じ。 が招集者 反対又は (放送債券債 棄権 に提  $\mathcal{O}$ 権 第 出 者

四 (同上)

五 (同上)

3 2 者は、 会社法第七百二十一条第一 権者の請求があつた時に、 る提供を含む。)をしなければならない。 (当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法によ 第十三条の十 (同上) 準用会社法第七百二十条第二  $\pm$ 第三 号口 当該放送債券の債権者に対して 項の規定による議決権 に掲げる事項を定めた場合には、 項の承諾をした放送債券 行使書面 交付 準用 の債 招 集

2 放送債券債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とする作成しなければならない。	による。	で定める時は、第五十条第三号イの行使の期限とする。第五十四条(準用会社法第七百二十七条第一項に規定する総務省令(電磁的方法による議決権行使の期限)	で定める時は、第五十条第二号の行使の期限とする。第五十三条 準用会社法第七百二十六条第二項に規定する総務省令(書面による議決権行使の期限)	西号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容としてといる事項がある場合には、当該事項は、放送債券の債権記載している事項がある場合には、当該事項は、放送債券の債権者に対して提供する説集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に提供する記集通知の内容として放送債券の債権者に対して提供する説集通知の内容としてとを要しない。 のうち、招集通知の内容として 四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容として
3 2 (同上)	第十三条の二十(同上)(放送債券債権者集会の議事録)	。	省令で定める時は、第十三条の十五第二号の行使の期限とする。第十三条の十八 準用会社法第七百二十六条第二項に規定する総務(書面による議決権行使の期限)	4 (同上)

用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記念がある。   記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	日本主義とは安売ける電気通言回泉と通じて英言し、受言に、受言に、 受信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるものとする。	(放送法施行令に係る電磁的方法) 第六節 雑則 常小節 雑則	五 放送債券債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名理者の氏名又は名称 一 放送債券債権者集会に出席した協会の代表者又は放送債券管の概要	
(2)	えて 第一 第十	(放送法施行)	(同上)   (日上)   (日上)	(同上) (同上) (同上) (同上) (同上)
(同上)	   十十	(放送法施行令に係る電磁的方法) (同上)		

申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提第五十七条 法第八十五条第一項の認可を受けようとするときは、(譲渡等の申請書の記載事項)	【第九条に移動】	一 ファイルへの記録の方式ルに情報を記録したものを交付する方法確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を録する方法
請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出第十七条 法第四十七条第一項の認可を受けようとするときは、申(譲渡等の申請書の記載事項)	第十五条 削除 第十四条 削除 第十五条 削除 第十五条 削除 (候補者放送の記録の閲覧) (候補者放送の記録の閲覧) (候補者放送」という。)をさせた場合には、次に掲げる事項を記録あつたときは、当該放送局(受託国内放送を行う放送局であるときは、候補者放送を委託して行わせた者の事業所)においてその記録を閲覧させるものとする。   放送した年月日、時刻及び時間   対送した年月日、時刻及び時間   対送した知送局	同(

2 第五十八条 務 兀 三 同じ。)を経て 五. 添えて、 けようとするときは、 出するものとする。 う。 学園 幹放送局 協会及び学園は、 の場合にあつては、 放送の廃止及び休止の認可申請等) の支配に属させる 廃止又は休止しようとする理由 譲渡等の理由 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期 廃止又は休止しようとする基幹放送局 その他譲渡等の条件 譲渡若しくは賃貸の価! 譲渡等の相手方 譲渡し、賃貸し、 (平成十四年法律第百五十六号) 第三条に規定する放送大学 〇 以 下 放送設備 所轄総合通信局長 をいう。 法第八十六条第 「学園」 (協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の 廃 以下同じ。 という。 直接) 担保に供し、その運用を委託し、 申請書に次に掲げる事項を記載した書類を 止 (以下この条において「譲渡等」とい 又は休止 格 (沖縄総合通信事務所長を含む。 総務大臣に提出するものとする。 項及び第八十九条第 の放送の業務 保の金額又は運用の委託費 又は協会若しくは放送大学学園 の認可を受けたときは、 (法第二条第九号の基 項の認可を受 その他: 遅滞な 以 下 他 2 第十七条の二 三 几 三 準用する場合を含む。) 場合を含む。 Ŧ. するものとする。 臣に提出するものとする。 国際放送業務又は委託放送業務の場合にあつては、 に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、 (沖縄総合通信事務所長を含む。 、放送の廃止及び休止の認可申請等) 協会及び放送大学学園法 委託放送業務 廃止又は休止しようとする放送局 (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) 法第四十八条第一 及び法第五十条の三第 - の認可を受けようとするときは、 (平成十四 項 以下同じ。)を経て(委託協会 (同条第三 年法律第百五十六号) -項 委託協会国際放送業務又 (同条第三項にお 頃において準用 所轄総合通信局長 直接) 申請書 総務大 第三 する

くその旨を放送によつて告知するものとする。

## (放送休止届出の記載事項等)

出するものとする。

出するものとする。

出するものとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書
出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書

一 休止した基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務

二 休止した理由

三 休止した月日時刻及び時間

ものとする。 休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知する2.協会及び学園は、法第八十六条第二項及び第八十九条第二項の

【第六条に移動】

知するものとする。 は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)は、廃止又

# (放送休止届出の記載事項等)

第十 は、 にあつては、 通信局長を経て(委託協会国際放送業務又は委託放送業務の場 いて準用する場合を含む。 する場合を含む。 七条の一 届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、 直接) 法第四十八条第二 及び法第五十条の三第二項 総務大臣に提出するものとする。 の休止の届出をしようとするとき 項 同 1条第三 (同条第三項にお 一項に お 所轄総合 て準 甪

休止した放送局、委託協会国際放送業務又は委託放送業務

二 休止した理由

二 休止した月日時刻及び時間

くその旨を放送によつて告知するものとする。 おいて準用する場合を含む。) の休止の場合においては、なるべ用する場合を含む。) 及び法第五十条の三第二項(同条第三項に2 協会及び学園は、法第四十八条第二項(同条第三項において準

で定める七人未満の員数は、五人とする。「項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の総務省令第十七条の二の三(法第五十一条第一項(法第五十二条の二十八第(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関の委員の員数)

# (上場されている株式に準ずる株式)

【第八十七条に移動】

【第八十八条に移動】

# (株主名簿に記載し、又は記録する方法)

規定の適用がある場合を含む。 理委員会規則第十四号)第六条の三の二第三項 場合における議決権に係る株式を除く。 あるものが有する株式 項に規定する一 号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第五十二条の八第 電波法 てについて記載し (昭和二十五年法律第百三十 般放送事業者の議決権の割合が十分の一 又は記録する。 (電波法施行規則 に規定する計算の対象となる 一号) (昭和二十五年電波監 については、そのす 第五条第四項第三 (同条第四項の 未満

【第八十九条に移動】

規定する欠格事由 る株式の数として一株単位(単元株式数を定款で定めている場 より記載し、 記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することに 又は記録する。 て「記載・ に係る株式の数のうち、 して記載し 合にあつては、 . て 当該名簿に記載され、 株単位 に該当することとなるときは、 欠格事由に該当することとならない範囲内で、 記録優先株式の数」 又は記録する。 の抽せんにより記載し、 又は記録する株式を特定し、 この場合において 単元の株式の単位。 (以下この条において単に「欠格事由」とい いずれか少ない数 又は記録されている株式の数と通知 という。 法第五十二条の八第 以下同じ。 又は記録する株式を特定 外国人等が有する株式 を当該外国 なお残余があるとき (以下この号におい )で記載し、 人等に係 記 載 • 項に

残余があるときは、 計算することにより記載し、 ときは、 する株式を特定して記載し、 載又は記録がされなかつたものについて、 適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならない こととならない範囲内で 前二号の規定により記載し、 外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記 株単位の抽せんにより記載し その数に応じて一株単位で案分して 又は記録する。 又は記録する株式を特定し、 又は記録し、 欠格事由に該当する 及び次条第二 又は記 一項を

(議決権を有することとなる株式)

第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由 第十七条の三の三 法第五十二条の八第三項の電波法第五条第四項

「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分議

に該当することとならない

ように総務省令で定めるところにより

抽せんにより特定した数の株式) 算することにより特定し とする。 外国法人等の割合 団体が二以上あるときは 入される議決権に係るもののうち たる法人又は団体が有する株式であつて、 定める事由に該当することとなる場合 は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算 に有し、 合計 議決権の割合が二分の 電波法第五条第四項第三号イに掲げる者(以下この条におい 外国 という。 一項に規定する 般放送事業者」という。 の五分の一以上の部分(次号において した割合 次号において同じ。 又は追加して有することによつて、 法人等」という。 に相当する部分に対応するもの (次項において 般放送事業者 の外国法人等が占める当該法人又は団体 を超える場合における割合は、 当該法人又は団体の議決権に占める なお残余があるときは )に応じて一株単位で案分して計 が が電波法第五条第四項第三号に 「外国人等議決権割合」 法人又は団体の 電波法第五条第四項第三号 (以下この条にお 当該新たに有し 般放送事業者の株主 法第五十二条の 「超過議決権 (当該法人又は 議決権を新た 株単位 て単に 十割 又

五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 電項及び第四項の計算がされた結果、一般放送事業者が電波法第二 電波法施行規則第六条の三の二第六項の規定により同条第三

【第九十条に移動

一株単位の抽せんにより特定した数の株式) 案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、 項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又 は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で 式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの(同 式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの(同

2 決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者 こととなる株式となるものとする。 決権制限株式となった時期の早いものから順に、 は、 式がある一 決権割合が五分の ととなる株式を特定し 応じて一 が二以上ある場合は んにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。 その株式に議決権制限株式がある一般放送事業者の外国 外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で 未満となる場合は、 又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分 株単位で案分して計算することにより議決権を有するこ 般放送事業者について前条第二号の規定により記載 未満となる場合又はその株式に議決権制限株 同時に議決権制限株式とされた株式の数に なお残余があるときは 当 該 般放送事業者の議決権制限株式 この場合において 議決権を有する 株単位の抽 同時に議 **|人等議** せ

#### (通知)

る場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる人等が有する株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となば第三項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国第十七条の三の四一般放送事業者は、法第五十二条の八第二項又

【第九十一条に移動

の旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、そ

- 一株主の氏名又は名称
- 一株主の住所
- こととされた若しくは有することとされた株式の数三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しない

された若しくは有することとされた日 | 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないことと

#### (公告)

で定める公告の方法により、六か月ごとに行うものとする。第十七条の三の五。法第五十二条の八第四項の公告は、会社の定款

### 第十七条の四 削除

### (役務の料金の届出)

務大臣に提出するものとする。 者は、別表第九号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総第十七条の四の二 法第五十二条の四第一項の届出をしようとする

- 二 実施しようとする期日 一 役務の料金(変更の届出の場合は、役務の料金の新旧対照)

## (契約約款の認可の申請)

【第百四十一条に移動

務大臣に提出するものとする。 申請の場合は契約約款の新旧対照)を記載した書類を添えて、総申請の場合は契約約款の新旧対照)を記載した書類を添えて、総の者は、別表第九号の二の様式の申請書に契約約款(変更の認可を受けようとす第十七条の四の三 法第五十二条の四第二項の認可を受けようとす

も、次に掲げる事項を定めるものとする。2 法第五十二条の四第二項に規定する契約約款には、少なくと

にあつては、その名称、内容及び負担額 国内受信者に金銭(役務の料金を除く。)を負担させる場合

一 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項

要な関係を有する事項があるときは、その事項三 前二号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重

実施しようとする期日

几

(標準契約約款に係る届出)

出するものとする。
おうとする者は、別表第九号の三の様式の届出書を総務大臣に提第十七条の四の四、法第五十二条の四第四項の規定による届出をし

(契約約款の届出)

する。は、契約約款の新旧対照)を添えて、総務大臣に提出するものとは、別表第十号の様式の届出書に契約約款(変更の届出の場合第十七条の五一法第五十二条の四第五項の届出をしようとする者

も、次に掲げる事項を定めるものとする。2 法第五十二条の四第五項に規定する契約約款には、少なくと

【第百四十五条に移動

国内受信者に金銭 (役務の料金を除く。 を負担させる場合

にあつては、その名称、 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項 内容及び負担額

 $\equiv$ 要な関係を有する事項があるときは、 前二号に掲げるもののほか、 国内受信者の権利又は義務に重 その事項

兀 実施しようとする期日

(有料放送事業者の数)

第十七条の五の二 場合においては一)とする。 用する法第五十二条の六の二第一 放送法施行規則 務利用放送事業者の数を控除した数 を併せて行う場合においては、 下同じ。 三年法律第八十五号)第三条第一項の登録を受けた者をいう。 定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法 定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者 る有料放送事業者の数は、十とする。 )のために電気通信役務利用放送法第十五条において準 (平成十四年総務省令第五号) 第二条第六号に規 法第五十二条の六の二第 十から当該有料放送を行う衛星役 項に規定する有料放送管理業務 (控除した数が零以下となる ただし、 項の総務省令で定め 電気通信役務利用 (同条第一号に規 (平成

(有料放送管理業務の届出)

【第百四十六条に移動

第十七条の五の三 に提出するものとする。 をしようとする者は、 法第五十二条の六の 別表第十号の二の様式の届出書を総務大臣 第 項の規定による届出

2 前項の届出書には 別表第十号の三の様式の書類を添付しなけ

【第百四十七条に移動

【第百四十八条に移動

第十七条の五の五 をしようとする者は に提出するものとする。 法第五十二条の六の二第二項の規定による届出 別表第十号の四の様式の届出書を総務大臣

2 ればならない。 前項の届出書には、 別表第十号の三の様式の書類を添付しなけ

(承継の届出)

【第百四十九条に移動

【第百五十条に移動

第十七条の五の六 をしようとする者は、 に提出するものとする。 法第五十二条の六の三第二 別表第十号の五の様式の届出書を総務大臣 一項の規定による届出

(業務の廃止等の届出)

第十七条の五の七 をしようとする者は、 法第五十二条の六の四第 別表第十号の六の様式の届出書を総務大臣 項の規定による届出

ればならない。

第十七条の五の四

法第五十二条の六の二第

項第三号の総務省令

で定める事項は、

六の二

第一

務利用放送事業者

( 以 下

「有料衛星役務利用放送事業者」とい

う。)に関する事項とする。

(変更の届出)

用放送法施行規則第二条第六号に規定する有料放送を行う衛星役

項に規定する有料放送管理業務に係る電気通信役務利

気通信役務利用放送法第十五条において準用する法第五十二条の

有料放送管理業務に係る有料放送事業者及び電

### 【第九十二条に移動】

【第百五十一条に移動】

に提出するものとする。

とする。

者は、別表第十号の七の様式の届出書を総務大臣に提出するもの

者は、別表第十号の七の様式の届出書を総務大臣に提出するもの

(有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置)

し、次に掲げる措置を講じなければならない。れに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。)に関第十七条の五の八(有料放送管理事業者は、有料放送管理業務(こ)

料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措じ。)に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び国内受信者(受信しようとする者を含む。次号において同

置

- | 三| 前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確| 二| 国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置|
- 2 有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実実な運営を確保するために必要な措置 = 前二号に掛けるもののほか 有米方送管理業務の通回かご確
- も、同様とする。 滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したとき 清料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅

施方針を策定しなければならない。

(役務の提供条件)

件は、次のとおりとする。第十七条の六、法第五十二条の十第一項の総務省令で定める提供条

く。以下同じ。)の認定の申請は、委託して行わせる放送の種類第十七条の七(委託放送業務(協会が行う委託国内放送業務を除(認定の申請)	幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければ第六十一条   基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基(認定の申請)
	第一款認定等
	第二節 基幹放送事業者
	の区分は、別表第五号のとおりとする。第六十条 法第九十一条第二項第二号の総務省令で定める基幹放送(基幹放送の区分)
	第一節 基幹放送の区分
	第四章 基幹放送
一 実施しようとする期日   一 実施しようとする期日   一 実施しようとする期日   一 実施しようとする期日   一 実施しようとする期日   一 実施しようとする期間   一 実施しようとする期間   一 実施しようとする期間   一 実施しようとする期間   一 実施しようとする期間   一 表面とする。   一 表面とする   ー 表面とものとものとものとものとものとものとものとものとものとものとものとものとものと	

ならない。

じ。) ごと 放送系(法第九十一条第二項第三号の放送系をいう。以下同放送系(法第九十一条第二項第三号の放送系をいう。以下同一地上基幹放送 放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、

一の放送番組)ごと
て二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をするは位置ごと、かつ、希望する一の周波数(一の周波数を使用し一の最上では、一の周波数を使用して、一つでは、対域の種類では、一の周波数を使用し

(間接に占められる議決権の割合)

第六十二条 合に、 いう。 認定放送持株会社 業者等」という。) れる議決権の割合として総務省令で定める割合は、 を行おうとする者を含む。 に掲げる者(以下この条において「外国法人等」 7 (2)という。 に掲げる者 以下同じ。 当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合 地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者 法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占めら が直接占める地上基幹放送事業者等 (当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする (法第百六十条に規定する認定放送持株会社を の議決権の割合の十分の一以上を占める同号 を除く。 以下この条において「地上基幹放送事 以下この条において という。 外資系日本法 の議決権の 0 (当該業務 同号ホ (1)

らない。
合にあつては、放送させる放送番組の一ごと)に行わなければな一ごと(一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場位置ごと、かつ、委託して行わせる放送に関し希望する周波数のごと、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は

法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日計算の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて

- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人に係る計算をするこ外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をするこ外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外資系日本法人につき外国法人等が
- 3 は、 に 送持株会社を除く。 7 前二 れる議決権の割合とする。 前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないとき れらの議決権の の法人(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放 前 の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以 該 項の規定により計算した結果が十分の一以上となるとき 項の規定にかかわらず の外国法人等について、 割合の全部又は一部が十分の一 又は団体の議決権を有する場合であつて 当該計算した結果を間接に占め これらの 議 決権の割合を用い 未満であるため
- を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送事業者等の議決権下この項において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当下の項において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当本)の外国法人又は団体をその子会社等(議決権の二分の一を超える制合を一の法人又は団体をその子会社等(議決権の二分の一を超える制力を対象を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体の議決権

4

該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体の。)は、当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体のであつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通

5

きは 基幹放送を行う認定基幹放送事業者が、 を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないと 気通信 係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電 をその子会社とする認定放送持株会社を除く。 事業者等の 有することとなる株式以外の株式を特定するため 同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合にお 計算をする。 議決権のすべ ついて照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会 議決権の十分の 割合を確認し、 項及び第二項の 業者に限る。 第百十六条第 その者に占める 書面又は電子情報処 回 当該法人又は団体の占めるこれらの 線で接 議決権を有する法人又は団体 てを間接に占められる議決権の割合として第 続 である地上基幹放送事業者等が 規定により算出される間接に占められる議決権 又は同条第三項に規定する株式会社である地上 L 以上を占める者 項に規定する基幹放送事業者 た電子情報処理組織をいう。 0 理組織 外国法人等の議決権の割合その他 (地上基幹放送事業者等の使用に (当該地上基 同項に規定する議決権を (地上基幹放送事業者等 地上基幹放送事業者等 に限る。 一幹放送事業者等 (認定基幹放送 地上基幹放送 同項若しくは 使用によ の事 に 対 項 項

6

地上基幹放送事業者等は

第三項及び第四

|項の

規定に基づく計

計算は当該報告をした日にされたものとする。総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を

合は、前条のとおりとする。 第六十三条 法第九十三条第一項第六号ホ ② の総務省令で定める割

#### (認定の基準)

区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合のは、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場別、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準第十七条の八一特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関

ず、かつ、次のいずれにも該当すること。放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超え一申請者が地上放送事業者等である場合申請者等が特別衛星

- 次のいずれかに該当すること。

(1) 申請者等が特別衛星放送業務(第三項第二号イに係るも) がすべて認定放送持株会社の子会社(地上放送事業る。)がすべて認定放送持株会社の子会社(地上放送事業者等の別で限る。以下イにおいて同じ。)に関し使用するトラン おを除く。)であること。

当しないものとみなした場合に、 の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該 放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。 申請者等のうち特別衛星

口 えないこと。 に限る。 申請者等が特別衛星放送業務(第三項第二号ロに係るもの )に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超

放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えな いこと。 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が特別衛星

2 の事情がある場合を除き、 及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別 十二条の十三第 般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、 項第三号の総務省令で定める基準は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ 放送の普 法第五

放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が十二を超え 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が一般衛星

ないこと。

それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二十四を超 えないこと。 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が

般衛星

3 定めるところによる。 この条において、 次の各号に掲げる用語の意義は 当該各号に

衛星放送 人工衛星の無線局により行われる放送をいう。

電波の偏波が左旋円偏波 特別衛星放送 次のい ずれかに該当する衛星放送であって、 (電波の伝搬の方向に向かって電界べ

う。)でないものをいう。クトルが時間とともに反時計回りの方向に回転する円偏波をい

じ。)を使用して行われる衛星放送 以下口において同放送衛星業務に使用される周波数をいう。以下口において同てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでのる無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当 放送衛星業務用の周波数(国際電気通信連合憲章に規定す

衛星に開設する無線局により行われるものに限る。)衛星又は当該人工衛星と同一の軌道若しくは位置にある人工衛星放送(イの衛星放送をする無線局が開設されている人工」放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる

三 一般衛星放送 特別衛星放送以外の衛星放送をいう。

業務をいう。
いう。以下同じ。)を除く。)に係る次のいずれかに該当する施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送を恵行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送(電波法専ら放送番組の配列を示す情報を送信するデータ放送(電波法四)衛星放送業務。衛星放送(多重放送及び臨時目的放送並びに四

- イ 国内放送又は国際放送を行う業務
- 口 委託放送業務
- 五 特別衛星放送業務 特別衛星放送に係る衛星放送業務をい条第一号に規定する衛星役務利用放送をいう。)の業務ハ 衛星役務利用放送(電気通信役務利用放送法施行規則第二
- 六 一般衛星放送業務 一般衛星放送に係る衛星放送業務をいう。 五 特別衛星放送業務 特別衛星放送に係る衛星放送業務をい

う。

七 支配 次のいずれかに該当する行為をいう。

議決権を有すること。
行う者である場合にあっては、その議決権の三分の一以上のを有すること。ただし、当該法人又は団体が衛星放送業務を一一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権

総数の五分の一を超えること。
じ。)を兼ねる者の総数が、当該他の法人又は団体の役員の事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下口において同す一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の役員(監

と。 事、監査役又はこれらに準ずるものを除く。) を兼ねるこ他の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員(監へ) 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が

される者をいう。
される者をいう。
した。
される者をいう。

十 地上放送事業者等 地上放送事業者、これを支配する者又は放送を除く。)をいう。)を行う一般放送事業者をいう。 な衛星補助放送をいう。以下同じ。)、多重放送及び臨時目的放送(電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十八に規定す 地上放送事業者 地上放送(衛星放送以外の放送(衛星補助

これらにより支配される者をいう。
十 地上放送事業者等 地上放送事業者、これを支配する者又は

十二 子会社 法第五十二条の二十九に規定する子会社をいう。けた会社又は認定を受けて設立された会社をいう。十一 認定放送持株会社 法第五十二条の三十第一項の認定を受

トランスポンダ数

次に掲げる数を合計した数をいう。

第三十九条第二項に定める伝送速度で除した数 る伝送容量をいう。 する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、 伝送方式(以下「狭帯域伝送方式」という。 ついては、 放送の標準方式」という。 標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信 以下同じ。 各放送に係る一秒における伝送容量 以下同じ。 又は 秒における基準伝送容量 第六章第二節に定める狭帯域 をデジタル放送の標準方式 )による放送に (誤り訂正等 基準とな (使用

ハ デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に伝送方式(以下「高度狭帯域伝送方式」という。)による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒のでがある。 による放 第二項に定める伝送容量をデジタル放送の標準方式第四節に定める高度狭帯域

三項に定める通信速度で除した数 三項に定める通信速度で除した数

シンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送いう。)による放送については、各放送に係る一秒における定める高度広帯域伝送方式(以下「高度広帯域伝送方式」と一一デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に

	二   内外放送の業務
十四号の様式による事業収支見積書とする。 と第五十二条の十三第三項の総務省令で定める書類は、別表第	工事に係る費用(地上基幹放送の場合に限る。)とする。 表第九号の二の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別 に掲げるとおりとする。
別表第十三号に掲げるとおりとする。第十七条の十二法第五十二条の十三第三項の事業計画書の様式は、(添付書類等)	に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号第六十五条 法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号(添付書類等)
は、別表第十二号に掲げるとおりとする。第十七条の九 法第五十二条の十三第二項に規定する申請書の様式(申請書)	第六号に掲げるとおりとする。第六十四条(法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表(申請書)
算出した数 については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法でについては、当該イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送数 数	

| 多重放送の業務(次号及び第五号に掲げるものを除く。)

四臨時目的放送の業務

をいう。以下同じ。)の業務

五 コミュニティ放送(別表第五号(注)八のコミュニティ放送

放送の業務
(第二号及び第四号に掲げるものを除く。)を用いて行われる該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する放送局該無線局が開設されている人工衛星(当に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当

るもの までに掲げるものを除く。)であつて、認定の更新の申請に係 局を用いて行う基幹放送の業務(第一号及び第三号から第五号 定する地上基幹放送試験局をいう。)又は放送を行う実用化試験 七 地上基幹放送試験局(電波法施行規則第四条第一項第三号に規

(不適法な申請書等)

正を求め、又は理由を示して返すことがある。(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは申請者に訂第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法

に準用する。 基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う

2

(不適法な申請書等)

訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。
法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは申請者に第十七条の十一。委託放送業務の認定の申請書又は添付書類が不適

用する。
||委託放送業務の認定以外の||委託放送業務に関する申請の場合に準||委託放送業務の認定以外の||委託放送業務に関する申請の場合に準||

#### (申請手続の簡略)

第六十八条 うとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組 類を提出することによつて行うことができる。 を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の 道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、 請は、その申請 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の を同時に行う場合に限り、 希望する人工衛星 業務に係る添付書 同時に申請 0 しよ  $\mathcal{O}$ 数 軌 申

### (認定等の拒否の通知)

しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対

ての拒否の場合に準用する。基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請につい2前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う

# (認定の際に指定する周波数の表示)

第七 号。 ľ, は高度広帯域伝送方式 は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。 第六章第五 放送に関する送信の標準方式 下 (以 下 広帯域伝送方式 「デジタル放送の標準方式」 「広帯域伝送方式等」という。 節に定める高度広帯域伝送方式をいう。 (デジタル放送の標準方式第五章第 (標準テレビジョン放送等のうちデジタ (平成十五年総務省令第二十六 という。 による衛星基幹放 以下同 第五章第 ľ 三節又 節又 下 又 同

#### (申請手続の簡略)

第十七条の十二 申請書並びに各委託放送業務に係る添付書類を提出することによ 委託放送業務に係る放送の 関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び委託 は、 つて行うことができる。 放送に関し希望する周波数の一ごとに、 その申請を同 同一人が行う二以上の委託放送業務の認定 時に行う場合に限り、 種類及び放送番組の数を明示した一の 同時に申請しようとする 委託して行 して行わせる わ せ る放送に の申 請

### (認定等の拒否の通知)

対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。第十七条の十三 委託放送業務の認定を拒否したときは、申請者に

拒否の場合に準用する。 委託放送業務の認定以外の委託放送業務に関する申請についての2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う

# (認定の際に指定する周波数の表示)

第 数の指定に際しては、 ものとする。 日 委託放送業務に係る法第五十二条の十四第 「広帯域伝送方式等」という。 ン放送を委託 七条の十 第八号から第十一号までに掲げる事項については、 匹 広帯域伝送方式又は高 行わせる委託放送業務の場合に限り指定する 次の各号に掲げる事項を指定する。 )による放送を委託して行わせる 度広帯域伝送方式 一項の規定による周波 テレビジ ただ 以下

う。)による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三方式をいう。以下同じ。) (以下「狭帯域伝送方式等」といてデジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式という。以下同じ。) 又は高度狭帯域伝送方式 (デジタル放送の標準方式第六章第二節に定め	直方向の輝度信号の画素数十一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂	言号こ艮る。)	九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画走査線数	八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の	七 誤り訂正内符号の符号化率	六 搬送波の変調の方式	五 スロットの番号	四 補完放送の方法(補完放送を行う場合に限る。)	三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数	二 伝送方式 (広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別)	一 中央の周波数	送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。	八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放	指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第	送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の
八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託してては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際し式等」という。)による放送を委託して行わせる委託放送業務に、大学、という。)による放送を委託して行わせる委託放送業務に、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	十一(同上)	十 (同上)	九(同上)	八(同上)	七 (同上)	六 (同上)	五(同上)	四(同上)	三 (同上)	二 (同上)	一 (同上)				

式第三十五条の五第一項に規定するスロットをいう。	対帯の中央の周皮数をいう。    中央の周波数   基幹放送局が放送番組の放送に使定めるところによる。	3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に方向の輝度信号の画素数 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直	信号に限る。)  「おおおの標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像と、一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数(デジタ	素数  六 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画走査線数	一の映像の符号化される映補完放送の方法(補完放送	三 一砂こおける云送容量又は一砂こおける基準云送容量二 伝送方式(狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式の別) 中央の周波数	指定するものとする。 ては、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限りを指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項につい号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項
式第三十五条の五第一項に規定するスロットをいう。	一 支 数 中 〔	3 (同上) 八 (同上)	七(同上)	六 (同上)		二 (司上) 二 (同上)	

いう。

が多の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式を放送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式を式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十一条第二項に規定する変調の形三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあつては三

規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第二項にり訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放ってはデジタル放送の標準方式第三十二条第二項に規定する誤四 誤り訂正内符号の符号化率 広帯域伝送方式による放送にあ

#### (様式等)

定める。第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十号で

- る。 基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用す2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星
- る。
  基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星

### (事業計画書の公表等)

第 項 七十二条 十七条及び第八十六条第 第七 十八条第 総務大臣は、 項及び第七十九条第 一項の規定による届出書を含む。 第六十四 条 0 申 請 項の申 書 (第七十四 請書並び 条第 及び 第七

いう。

| 放送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式を対送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあってはデジタル放送の標準方式第三十一条第二項に規定する変調の形三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあっては三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあっては

#### 様式等)

表第十五号で定める。 第十七条の十五 法第五十二条の十四第二項の認定証の様式は、

- 用する。
  行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を委託して
- 用する。
  行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を委託して

### (事業計画書の公表等)

第十七条の十五の二 の二第一 条の十七 項の申請書並びに第十七条の二十及び第十七条の二十六 第 項 第十七条の一 総務大臣 は、 7 第十七条の九の申請 第 項及び第十七 書 0 第十七

別

事業計 含む。 第 第六十五条第一 るものを告示する。 項、 画並びに第八十六条第 に記載された事項のうち 第七十八条第 項の事業計 一項第七号及び第七十九条第 画書 項の規定により提出された書類を (第七十四条第 特に公表することが適当であ 項 一項第六号の 第七十六条

ーネットの利用その他の方法により公表する。2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インタ

# (基幹放送の業務の開始等の届出)

は、別表第十一号の様式により行うものとする。第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出

十二号の様式により行うものとする。
とは第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第

式により行うものとする。 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十三号の様

### (認定の更新の申請)

別表第十五号の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとす受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十四号の様式の更新申請書を、衛星基幹放送又は移動第七十四条 地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする

とが適当であるものを告示する。 六号の事業計画並びに第十七条の二十六第 事業計画書 第一 された書類を含む。 十七条の二十 項の規定による届出書を含む。 (第十七条の十七第一項 第 項第七号及び第十七条の二十 に記載された事項のうち、 及び第十七条の十 第十七条の十九第一 一項の規定により提出 特に公表するこ *の* 第 第 項 項 第 項の 第

2 (同上)

# (委託放送業務の開始等の届出)

### (認定の更新の申請)

とする。
は、別表第十六号の様式の更新申請書を総務大臣に提出するもの第十七条の十七 委託放送業務の認定の更新を申請しようとする者

る。

2 れ当該各号に定める書類を添付するものとする。 前項の申請書には、 次に掲げる基幹放送の区分に応じ それぞ

地上基幹放送 別表第六号から別表第九号までの様式による

書類

事業計画書 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第七号の様式による

(認定の更新の申請の期間)

第七十五条 月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。 受けるものを除く。 基幹放送の業務 の認定の更新の申請は、 (法第九十三条第五項の規定の適用を 認定の失効前三箇

(放送事項等の変更)

第七十六条 業収支見積書を添えて、 うとする者は、 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けよ 別表第十六号の様式の申請書に事業計画書及び事 総務大臣に提出するものとする。

2 事業収支見積書の様式は、 前項の事業計画書の様式は、 別表第八号に掲げるとおりとする。 別表第七号に掲げるとおりとし、

3 は、 法第九十七条第 項ただし 書の総務省令で定める軽微な変更

次に掲げる場合とする。

に規定する補完放送をいう。 放送事項のうち補完放送 (電波法施行規則第1 以下同じ。 )に係る追加 条の十七 削除又

> 2 付するものとする。 前項の申請書には、 別表第十三号の様式による事業計画書を添

(認定の更新の申請の期間)

第十七条の十八 前三箇月以上六箇月を超えない期間に 委託放送業務の認定の更新の申請 おいて行わなければならな は、 認定の失効

(委託放送事項等の変更)

第十七条の十九 る。 画書及び事業収支見積書を添えて、 可を受けようとする者は、 法第五十二条の十七第一項の規定により変更の許 別表第十七号の様式の申請書に事業計 総務大臣に提出するものとす

Ļ 前項の事業計画書の様式は、 事業収支見積書の様式は、 別表第十四号に掲げるとおりとす 別表第十三号に掲げるとおりと

る。

2

は変更の場合(衛星基幹放送の場合に限る。)

七号に該当する場合 一 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が別表第十

第十八号の様式により行うものとする。
4 法第九十七条第二項の規定による変更に該当する届出は、様式

おりとする。 お第九十七条第三項第三号の総務省令で定めるときは、次のと

外放送をする無線局の免許を受けたとき。 一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放 一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放 一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放

秒における基準シンボ おける基準伝送容量 式等による放送の場合は一 とするとき。 び第八十五条第二号において同じ。)による指定に変更しよう て同じ。 第七十条の規定により一秒における伝送容量 )を指定された基幹放送事業者が、 (広帯域伝送方式等による放送の場合は ル数。 秒におけるシンボル数。 次号、 第八十四条第一 その指定を一秒に (広帯域伝送方 二項第 次号にお 二号及

指定に変更しようとするとき。た基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定され

別に告示するとき。四 混信の除去その他特に必要がある場合であつて、総務大臣

法第五十二条の十七第二項第三号の総務省令で定めるときは、

次のとおりとする。

総務大臣が放送用周波数使用計画を変更し、

委託

 $\mathcal{O}$ 

相手方の

3

当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状にを受けたとき。

合は一秒における基準シンボル数。 において同じ。)を指定された委託放送事業者が、 伝送方式等による放送の場合は る指定に変更しようとするとき。 二項第三号及び第十 一秒における基準伝送容量(広帯域伝送方式等による放送の場 第十七条の十四の規定により一 七条の二十五第三号において同じ。 秒における伝送容量 秒におけるシンボル数。 次号、 第十七条 その 0 (広帯域 十四四 指定 によ 次号 第 を

による指定に変更しようとするとき。
定された委託放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量三一第十七条の十四の規定により一秒における基準伝送容量を指

四 (同上)

が

#### (共同相続における認定承継の 特例

第七 は、 れ れを同意した事実を証する書面を含めて、 ŋ ばならない。 その者は、 認定基幹放送事業者の地位を承継すべき相続人を定めたとき 七 之 条 相続人が二人以上ある場合において、 法第九十八条第 項の添付書類に他の相続人がこ 総務大臣に届け出なけ その協議 によ

#### 認定の承継の申請

第七 書を総務大臣に提出して行うものとする。 は、 認 可を受けようとするとき 地位を承継しようとするとき又は同条第三項前段の規定により 十八条 別表第十九号の様式により、 法第九十八条第二 (合併又は分割による場合に限る。 一項の規定により認定基幹放送事業者 次に掲げる事項を記載した申請

- 分割により基幹放送の業務を承継する法人の予定する商号又は 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は 合併又は分割当事者の商号又は名称、 住所及び代表者の氏名 住所及び代表者の氏名
- る予定年月日 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその 効力を生ず

名称、

#### 兀 合併又は分割 $\mathcal{O}$ 理 由

Ŧī. 十八条第三項前段の場合にあつては 認定基幹放送事業者の地 位の承継を必要とする理由 地上基幹放送の業務を承 (法第九

#### する理由

気通信設備の概要、 承継に係る基幹放送の種類、 認定番号 (法第九十八条第三項前段の場合 基幹放送の業務に用 られる電

#### (共同 相続における認定承継の 特例

第十 より、 は、 出なければならない。 人がこれを同意した事実を証する書面を含めて、 七条 その者は、 の二十 委託放送事業者の地位を承継すべき相続人を定め 法第五十二条の十八第 相続人が二人以上ある場合において、その 項の添付書類に他 総務大臣 協 たとき 0 相 届 議 け 続

### 、認定の承継の申請

第十七条の二十一 送事業者の地位を承継しようとするとき 記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。 合に限る。 ) は、 別表第十八号の様式により、 法第五十二条の十八第二項の規定により委託放 (合併又は分割による場 次に掲げる事項を

#### (同上)

- 称、 分割により委託放送業務を承継する法人の予定する商号又は 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は 住所及び代表者の氏名
- 三 年月日 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割による登記の 予定

#### 兀 (同上)

- 五. 委託放送事業者の 地位の承継を必要とする理由
- 六 定番号、 承継に係る委託放送業務の委託して行わせる放送の 委託放送事業者の商号又は名称 種類 認

は、特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称定基幹放送事業者(法第九十八条第三項前段の場合にあつてにあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号)及び認

- 足りる技術的能力というでは、事業計画、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)書類(地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送同意書その他合併又は分割に関する意思決定を証するに足りる二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の
- り餐 分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は
- 、。 直ちにその登記事項証明書を総務大臣に提出しなければならな 3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、 3
- 定する許可の申請と同時に行うものとする。 4 法第九十八条第三項前段の申請は、電波法第二十条第四項に規
- たときは、認定証を交付するものとする。 総務大臣は、法第九十八条第三項前段の規定により、認可をし

表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総り認可を受けようとするとき(譲渡による場合に限る。)は、別者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項後段の規定によ第七十九条 法第九十八条第二項の規定に基づき認定基幹放送事業

# 七 事業計画及び事業収支見積り

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (同上)

2

が 分割により委託放送業務を承継する法人の定款又は寄附行為の三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は

案

(同上)

を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。に限る。)は、別表第十八号の二の様式により、次に掲げる事項委託放送事業者の地位を承継しようとするとき(譲渡による場合第十七条の二十一の二 法第五十二条の十八第二項の規定に基づき

写しを含む。) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	(1) 東 (	者)の商号又は名称十八条第三項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業一十八条第三項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者(法第九番号、種別及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(法第九号(法第九十八条第三項後段の場合にあつては、無線局の識別等。基幹が送の業務に用いられる電気通信設備の概要。認定番	承継又は法第九十八条第三項後段の認可に係る基幹放	第九十八条第三項後段の場合に限る。) 十八条第二項の場合に限る。)又は認可を必要とする理由(法四 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(法第九	係る部分に限る。)の場合)の理由の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に	務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人第三項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業	する場合に係る部分に限る。))又は譲受け(同条第二項及び局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうと	三 「再巻り穣雙)(去角1十八条第三頁後段(寺官也上甚幹女芸一一)譲受人が事業を譲り受ける年月日	号又は名称及び代表者の氏名)及び住所 一 譲渡人の氏名 (譲渡人が法人又は団体であるときは、その商務大臣に提出して行うものとする。
2 (同上)	六事業計画及び事業収支見積り	定番号、委託放送事業者の商号又は名称	(Ć	四の委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由				三、事業の襄受けの里坦二(同上)	一(同上)

事項証明書 譲受人が法人であるときは、 (譲受人が法人でないときは、 その定款又は寄附行為及び登記 これらに準ずるも

(同上)

- 3 定する許可 法第九十八条第三項後段の申請は、  $\mathcal{O}$ 申請と同 一時に行うものとする。 電波法 第 十条第四項に規
- 4 たときは 総務大臣 認定証を交付するものとする。 は、 法第九十八条第三 一項後段の規定によ り 認可をし

#### ( 訂 正

第八十条 所を付して、その旨を申請するものとする。 受けようとするときは、 認定基幹放送事業者は、 総務大臣に対し、 法第九十九条の認定証の訂正を 事 由及び訂正すべき箇

- 2 の交付による訂正を行うことがある。 前項の申請があつた場合において、 総務大臣は、 新たな認定証
- 3 証 総務大臣は、 訂正を行うことがある。 第一項の申請による場合の ほ か、 職権により認定
- 4 遅滞なく旧認定証を返さなければならない。 認定基幹放送事業者は、 新たな認定証の交付を受けたときは、

#### (認定証 の再交付

第八十一条 記載した申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、 た等のために認定証 大臣に提出 しなければならない。 認定基幹放送事業者は、 の再交付を申請しようとするときは、 認定証を破損し、汚し、 理由を 総務 失つ

2 た場合に準用する。 前条第四 項 の規定は、 ただし、 前項の規定により認定証 認定証を失つた等のためにこれを返 一の再交付を受け

#### 訂 正

第十七条の二十二 証の訂正を受けようとするときは、 委託放送事業者は、 総務大臣に対し、 法第五十二条の十九の認 事 由 及 び 定 訂

正すべき箇所を附して、 (同上) その旨を申請するものとする。

2

の訂正を行うことがある。 総務大臣は、 第 項の申 -請による場合の 他 職 権により認定 証

3

4

なく旧認定証を返さなければならない。 委託放送事業者は、 新たな認定証の交付を受けたときは、 遅 滞

#### (認定証 の再交付

第十七条の二十三 を記載した申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、 務 つた等のために認定証 大臣に提出 なけ 委託放送事業者は、 ればならない。 の再交付を申請 しようとするときは、 認定証を破損し、 汚し、 失 総 由

2 (同上)

すことができない場合は、この限りでない。

### 第二款 業務

## (緊急警報記号の使用)

警報信号を前置して放送をすることができる。
め必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急おいて、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするた第八十二条。認定基幹放送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合に

い。 て放送をしたときは、速やかに終了信号を送らせなければならなて放送をしたときは、速やかに終了信号を送らせなければならな2 認定基幹放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置し

## (地域符号の使用区分)

百三十八条の三の表のとおりとする。無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第信地域を一定の地域とするための符号をいう。)の使用区分は、第八十三条、緊急警報信号に使用する地域符号(緊急警報信号の受

### (基幹放送業務日誌)

| え付けておかなければならない。| 第八十四条 | 基幹放送事業者の事務所には、基幹放送業務日誌を備 | 1

合は、記載の一部を省略することができる。ならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場2 基幹放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければ

| 放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻

### (委託放送業務日誌)

誌を備え付けておかなければならない。第十七条の二十四 委託放送事業者の事務所には、委託放送業務日

合は、記載の一部を省略することができる。ならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場2 委託放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければ

項第八号から第十一号まで又は同条第二項第五号から第八号ま 条の十 はそれらを明確に識別することができるように表示し、 オホニツク放送 ビジョン放送による委託放送業務において、 各放送番組の 映像に伴うものの放送として字幕放送 匹 0 規定により複数の走査方式等 題名並びにその放送の開始及び終了 二か国語放送又はその他の放送を行つた場合 (第十七条の十 解説放送 補完放送であ の時刻 第十七 应 ステレ

□ 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定され 別七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された周波数ごとに使用された公グボル数。以下 「使用伝送容量」という。)の一日の平均値(一秒当たりの使 「使用伝送容量」という。)の一日の平均値(一秒当たりの使 「使用伝送容量」という。)の一日の平均値(一秒当たりの使 「使用伝送容量」という。)の一日の平均値(一秒当たりの使 「使用伝送容量」という。)の一日の平均値(一秒当たりの使 「使用とれた伝送容量を指定され 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定され コー第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定され コーラー

の業務に用いる者に限る。)ときは、そのたびごとにその事実(緊急警報信号発生装置をそ三 第八十二条の規定により緊急警報信号を使用して放送をした

四 任意に放送の業務を休止した時間

五 放送の業務が中断された時間

六 その他参考となる事項

(放送のたびごとの放送の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容

量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出)

第八十五条 基幹放送事業者は、毎年四月から各六箇月の期間(臨

方式等を明確に識別することができるように表示すること。)でに掲げる事項をいう。以下同じ。)を指定された場合は走査

- の平均値一 補完放送であつて、超短波放送にあつては主音声、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行つた場合は、委託放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行つた場合は、委託放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行った場合は、委託放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行った場合は、委託放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行った場合は、
- 送を委託して行わせたときは、そのたびごとにその事実号)第百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放四 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七四

一 委託して放送をさせることが中断された時間一 中において任意に委託して放送をさせることを休止した時間五 受託国内放送又は受託内外放送を行う放送局の運用許容時間

(抄録の提出)

七

(同上)

[|第十七条の二十五 委託放送事業者は、委託放送業務日誌による

間 総務大臣におい 記録を、 時目的放送を専ら行う基幹放送事業者にあつては認定 ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した 速やかに総務大臣に提出しなければならない。 て特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は の有 ただし、 効期

間中に 放送の お たびごと 毎日放送の業務を行つた基幹放送事業者を除 放 送 の開始及び 終了  $\mathcal{O}$ 時 刻 記 録す き期

記載事項の 部を省略することができる。 て、

に総務大臣に提出しなければならない。 期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した抄録を、 行わせる委託放送事業者にあつては認定の有効期間)ごとにその 委託放送総放送 毎年四月から各六箇 诗 間 月の (テレ 期間 ビジョ (臨時目的放送を専ら委託して ン放送による委託

速やか

その 幕放送、 それぞれの走査方式等の総放送時間を記載すること。 条の十四の規定により複数の走査方式等を指定された場合は おい 他の <del>-</del> ر 放送を行つた場合は、 解説放送 補完放送であつて、 ステレ オホ 映像に伴うものの放送として字 それぞれの総放送時間、 ニック放送、 二か国語放送又は 放送業務 第十

期間 送にあつては映像に使用されたシンボル数又は伝送容量のその 送業務ごとに、 送の映像に伴うもの以外のもの 補完放送であつて、 中における平均値 超短波放送にあ 超短波放送の主音声又はテレビジ つては主音声 の放送を行つた場合は テレビジョ 委託 彐 ン放 ン放

三 三号に規定する使用伝送容量の一 捨五入して得た値 期間中における平均値 定された場合は、使用伝送容量の 第十七条の十四の規定により一 (一未満の端 秒に 日 一日の平均値 数があるときは、 の平均値をいう。 おける基準伝送容量を指 (前条第) これを四 のその 項第

匹 を使用して放送を委託して行わせた事実 無線局運用規則第百三 、条の二 の規 定により緊急警報信号

六 五 委託して放送をさせることが中断された時 (同上)

三 そ 0 他参考となる事項

における平均値

(一未満

の端数があるときは

これを四捨五 のその期間

して得た値

規定する使用伝送容量の

日

の平均値をいう。

た場合は、使用伝送容量

 $\mathcal{O}$ 

一日の平均値

(前条第

二項第二号に

中 入

第七十条の規定により一

秒における基準伝送容量を指定され

## (事業計画書の変更等)

出なければならない。

田なければならない。

東があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届けいて同じ。)は、法第九十三条第四項に規定する事業計画書に変第八十六条

認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。次項にお

- その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。業者を除く。)は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、2 認定基幹放送事業者 (臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事

【第八十二条に移動

ろにより、総務大臣に届け出なければならない。 に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するとこ第十七条の二十六 委託放送事業者は、法第五十二条の十三第三項

収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。送事業者を除く。)は、委託放送事業の決算期ごとに、その事業委託放送事業者(臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放

2

3 (同上)

## (緊急警報記号の使用)

急警報信号を前置して委託して放送をさせることができる。 ため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにする第十七条の二十七 委託放送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合

区別       世る場合       信号         世る場合       一 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年 法律七十三号)第九条第一項の規定により警 第一種開始 意警報信号       急警報信号		二 災害対基本法(昭和三十六年法律第二百二
<ul><li> 飛宣言が発せられたことを委託して放送をさ 法律七十三号)第九条第一項の規定により警 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年</li></ul>	- -	せる場合
<ul><li>法律七十三号)第九条第一項の規定により警大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年</li></ul>	看	戒宣言が発せられたことを委託して放送をさ
大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年	重星	法律七十三号)第九条第一項の規定により警
	急警報信号	
	前置する緊	区別

第八十七条 【第八十三条に移動】 る認可金融商品取引業協会をいう。 金融商品取引業協会(金融商品取引法第六十七条第一項に規定す (上場されている株式に準ずる株式) 第三節 法第百十六条第 外国人等の取得した株式の取扱い 一項の総務省令で定める株式は、 以下同じ。 の規則の定める 認可 第十七条の二十八 3 2 分は、 号の受信地域を ならない。 託して放送をさせたときは (地域符号の使用区分) 委託放送事業者は、 (同上) む。 発せられたことを委託して放送をさせる場合 号)第十三条第一項の規定により津波警報が て行わせる場合 置法第二十条において準用する場合を含 十三号) 無線局運用規則第百三十八条の三の表のとおりとする。 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五 の規定により求められた放送を委託し 第五十七条 定の地域とするための符号をいう。 緊急警報信号に使用する地域符号(緊急警報信 前項に規定する緊急警報信号を前置して委 (大規模地震対策特別措 速やかに終了信号を送らせなければ 信号 第二種開始 の使用区

登録された株式とする。ところにより、店頭売買につき、売買値段を発表するものとして

# (株主名簿に記載し、又は記録する方法)

載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。第八十八条 法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記

三項 用がある場合を含む。 規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満である 号ロに掲げる者のうち、 る計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く については、 のが有する株式 法第九十三条第一項第六号ホ ② 及び電波法第五条第四項第三 (同条第四項の規定の適用がある場合を含む。 そのすべてについて記載し、 (第六十二条第三項 及び電波法施行規則第六条の三の二第 その者が占める法第百十六条第 (同条第四項の規定の適 又は記録する。 )に規定す 項に

号にお 数と通知に係る株式の数のうち、 う。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、 間接に占められる議決権の割合 については、 録されている者が有する株式 体を含む。 合」という。 法施行規則第六条の三 人等に係る株式の数として一株単位 法第百十六条第一項の外国人等(第六十二条第五項及び電波 7 以下この条及び第九十条において 当該名簿に記載され、 載 とされる議決権に係る株式を有する法人又は団 の二第五項の規定に基づきそのすべてを 録優先株式の数」 (前号に規定する株式を除く。 (次条において「間接議決権割 いずれか少ない数 又は記録されている株式 (単元株式数を定款で定め という。 「外国人等」とい を当該外国 (以下この 又は記

ときは、 項に規定する欠格事由 特定して記載し、 とにより記載し、 式について、 という。 記載し、 いる場合にあつては、 記録優先株式の数に応じて一 又は記録する。 に該当することとなるときは、 株単位の抽せんにより記載し 欠格事由に該当することとならない範囲内で、 又は記録する。 又は記録する株式を特定し (以下この条において単に この場合において、 単元の株式の単位。 株単位で案分して計算するこ 外国人等が有する株 又は記録する株式を 法第百十六条第 以下同 なお残余がある 欠格事由 ľ

残余があるときは、 計算することにより記載し、 こととならない範囲内で、 載又は記録がされなかつたものについて ときは、 する株式を特定して記載し、 適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならない 前二号の規定により記載し、 外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記 株単 一位の抽り その数に応じて一 又は記録する。 又は記録する株式を特定し、 又は記録し、 せんにより 欠格事由に該当する 、記載し 株単位で案分して 及び次条第二項を 又は記 なお

# (議決権を有することとなる株式)

各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株第二ととならないように総務省令で定めるところにより議決権を有すっに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有すのに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当するこのに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当するこのに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当するこのに掲げる者が有する株式のうち同号に関係を表現の表第二項第八十九条 法第百十六条第三項及び第四項の法第九十三条第一項

式」という。)以外の株式とする。

た数の 定し は、 間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、 条において「地上基幹放送事業者」という。) 有し、 て同じ。 の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分 する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるとき 第九十三条第一項第六号ホの合計した割合(次項において 基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であ に規定する地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者 五条第四項第三号イに掲げる者と併せて、 (第三号において「第一号超過議決権部分」 号外国 外国法人等」という。 法第九十三条第一項第六号ホ ⑴ に掲げる者 当該法人又は団体の 当該新たに有し、 を超える場合における割合は、 項第六号ホに定める事由に該当することとなる場合 又は追加して有することによつて、 株式) なお残余があるときは [人等議決権割合」という。 に応じて 株単位で案分して計算することにより特 又は追加して有する議決権により新たに 議決権に占める外国 が、 法人又は団体の議決権を新たに 株単位の抽せんにより特定し 十割とする。 0) 五分の一 法第百十六条第三項 以下この条にお という。 法人等の割っ (次号の電波法第 が法第九十三条 第三号におい 以上 (以下この 一の部 に 合 相当 地 上

条において単に「特定地上基幹放送事業者」という。)が電波百十六条第四項に規定する特定地上基幹放送事業者(以下この議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第

同じ。 法第五 特定地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式 の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分 する部分に対応するもの 分(次号において「第二号超過議決権部分」 新たに間 であっ 第二号外国 株式) を超える場合における割合は、 当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合 電波法第五条第四項第三号の合計した割合 なお残余があるときは )に応じて一 7 |条第四 接議決権割合として算入される議決権に係るもののう 当該新たに有し ]項第三 人等議決権割合」という。 株単位で案分して計算することにより特定 一号に定める事 (当該法人又は団体が) 又は追加して有 株単位の抽せんにより特定した 由に該当することとなる場合 十割とする。 0 という。 五分の する議決権により (次項において 一以上あるとき 次号にお 以上 に相当 0 て

定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第 た結果、 外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することに 分に相当する部分に対応するもの る株式のうち は電波法施行規則第六条の三の二第六項の 第三号に定める事由に該当することとなる場合 がされた結果、 六条の三の |体が二以 第六十二条の規定により同条第三項及び第四 地上基幹放送事業者が法第九十三 上あるときは | 第六項の規定により同条第三項及び第四 第 特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四 号超過議決権部分及び 当該法 人又は (同項の 寸 第二 一条第 計算に係る法人又は 体 規定による計算に係 一号超過議決権部 議決権に占める |項の計算がされ 第六十二条又 項 第六号ホに 項の計算 項

特定した数の株式)より特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより

2 株単位の抽せん 権を有することとなる株式を特定し、 た株式の数に応じて 式を有する者が二以上ある場合は、 権を有することとなる株式となるものとする。 囲内で、 権制限株式は、 は 株式がある地上基幹放送事業者若しくは特定地上基幹放送事業者 という。 国人等議決権割合(以下この条において「外国人等議決権割合」 外国人等議決権割合若しくは特定地上基幹放送事業者の第二号外 ものとする。 によつてもなお外国人等議決権割合が五分の一 その株式に議決権制 当該地上基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者の議決 同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて て前条第二 議決権制限株式となつた時期の早いも が五分の一 により議決権を有することとなる株式を特定する 外国人等議決権割合が五分の 一号の規定により記載し 限株式 未満となる場合又はその株式に議決権制限 株単位で案分して計算することにより議決 'がある地上基幹放送事業者の 同時に議決権制限株式とされ なお残余があるときは 若しくは記録すること 0 以上とならない こ の 未満となる場合 から順に、 場合に 第 議決 お 号

#### (通知)

株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有するこが有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限四項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等第九十条 基幹放送事業者は、法第百十六条第二項、第三項又は第

かに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。ととなる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速や

- 株主の氏名又は名称
- 二株主の住所
- こととされた若しくは有することとされた株式の数三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しない
- された若しくは有することとされた日四に載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないことと

#### (公告)

告の方法により、六か月ごとに行うものとする。第九十一条 法第百十六条第五項の公告は、会社の定款で定める公

の十五とする。 の十五とする。 の十五とする。

# 第四節 基幹放送局提供事業者

### (役務の提供条件)

次のとおりとする。第九十二条 法第百十八条第一項の総務省令で定める提供条件は、

- 役務をいう。以下同じ。)の料金及びその支払い方法一放送局設備供給役務(法第百十八条第一項の放送局設備供給
- 一 基幹放送局設備の管理方法
- 三 その他基幹放送の業務の運営に重大な関係を有する事項
- 号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出す2 法第百十八条第一項の届出をしようとする者は、別表第二十一

るものとする。

一 提供条件(変更の届出の場合は、提供条件の新旧対照)

二 実施しようとする期日

# (兼業事業者の会計整理等)

#### (遵守義務)

この省令の規定によらないことができる。

この省令の規定によらないことができる。

大だし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、供給業務」という。)に関する会計を整理しなければならない。 供給業務」という。)に関する会計を整理しなければならない。 び一間 送局設備等(法第百十九条の基幹放送局設備等をいう。以下同 送局設備等 (法第百十九条の基幹放送局設備等をいう。以下同 第九十四条 兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放

- 者が行う基幹放送の別と異なる場合動受信用地上基幹放送又は地上基幹放送の別が、その兼業事業一兼業事業者が基幹放送局設備を用に供する衛星基幹放送、移
- 放送対象地域の重複がない場合(前号に掲げる場合を除く。)放送区域をいう。)と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る送局を除く。)の放送区域(法第七条第三項第二号に規定する兼業事業者の基幹放送局(自己の基幹放送の業務に用いる放

2 第二十五条の規定は、兼業事業者の会計について準用する。

## (会計の基準の整備等)

放送局設備等供給業務に関する会計を整理しなければならない。の計算を正確に行うための規程その他経理に関する制度を整え、第九十五条 兼業事業者は、この省令の規定に基づく費用及び収益

### (会計単位の区分)

第九十六条 計単位をいう。 費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会 事業者の基幹放送局設備等及びその管理運営を除く。 備等供給業務利用部門 備をいう。 基幹放送局設備等 及び収益を、 ならない。 するために設定される会計単位をいう。 な費用並びに当該基幹放送局設備等の提供に関連する収益を整理  $\mathcal{O}$ その管理運営 放送局等設備(法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設 活動並びにこれらに付随する活動をいう。 会設備に相当する部分に限る。 以下同じ。 兼業事業者は、 放送局設備等供給業務管理部門 (開発、 以下同じ。 (当該基幹放送局設備等のうち、 計画 (基幹放送の業務に属する活動 にあつては )とに適正に区分して整理しなければ 放送局設備等供給業務に関連する費用 設置、 以下この条において同じ。 運用、 当該兼業事業者の基幹放送 以下同じ。 保守、 以下同じ。 (当該兼業事業者の 撤去及びその他 特定地上基幹 と放送局設 )に必要な (当該兼業 に必要 及び

設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取2 前項の場合において、基幹放送局設備等の利用に関する放送局

と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当引は、法第百十八条第一項に規定により届け出られた放送局設備

# (損益計算書及び配賦整理書)

書」という。)を作成しなければならない。
書並びに当該損益計算書を作成する際に準拠した費用及び収益の事がに当該損益計算書を作成する際に準拠した費用及び収益の第九十七条 兼業事業者は、別表第二十二号の様式による損益計算

円単位をもつて表示することができる。 2 前項の損益計算書に掲記される科目その他の事項の金額は、千

## (費用及び収益の整理)

に整理しなければならない。 目に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの科目第九十八条 別表第二十二号の様式による損益計算書の二以上の科

#### (公表等)

公衆の縦覧に供しなければならない。
所に備え置き、その日から起算して五年を経過する日までの間、
賦整理書を、毎事業年度経過後三月以内に当該兼業事業者の事務第九十九条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配

を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなけ2 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書

ればならない。

### (計算結果証明)

に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。一令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的第百条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書が、この省

### (会計記録の保存)

ければならない。
用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しな第百一条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書の作成に

第五節 基幹放送の電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準

【別途意見公募を行うもの】

第二款 設備の報告等

### (放送の停止等の報告)

様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとと後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した第百二条。法第百十三条第一項及び第二項並びに第百二十二条の規

日から三十日以内に提出しなければならない。当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生したもに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、

の一号の様式 号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。) 別表第二十三一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備(法第九十三条第一項第三

第二十三の二号の様式 一 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備 別表

# (報告を要する重大な事故)

2 る。 又は ものに限る。 示第六百六十一 にあつては、 に規定する特定地上基幹放送局をいう。 上基幹放送局等設備 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は 部を停止させた事故であつて、 基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年郵政省告 以下この項において同じ。 号) 第 (特定地上基幹放送局 一から第七までに定める周波数を使用する 次の各号に掲げるものとす 以下同じ。 に起因して放送の全部 (法第一 一条第二十二号 の無線設備 特定地

放送対象地域において自己に属する他の基幹放送局の放送番

、当該放送の停止時間が二時間以上のもので当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつてる中継回線設備を含む。以下この条において同じ。)に起因し条において「中継局」という。)の無線設備(当該中継局に係

- 上のもの
  送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以一・中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放
- つて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの 該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であ二 基幹放送局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当
- 放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の一 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹

が二時間以上のもの全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間

- であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該基幹放送三法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送
- 験放送をいう。)に係る重大な事故については、適用しない。号3の試験放送をいう。)及び衛星試験放送(同号4の衛星試5 前各項の規定は、臨時目的放送、試験放送(別表第五号の第九

## (立入検査の身分証明書)

は、別表第二十四号の様式によるものとする。第百四条 法第百十五条第三項及び第百二十四条第二項の証明書

### (設備に関する報告)

応じ、当該各号に定める様式の報告書を総務大臣に提出しなけれる。
一次送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分にの期間中における基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は一次送局提供事業者は、毎年四月から各六箇月までの期間ごとにその期間でとにその表表。認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹

### ばならない。

- 第二十六号の様式 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備 別表 認定基幹放送事業者の基幹放送設備 別表第二十五号の様式
- | 鎌弋||三|||基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備|||別表第二十七号の|

# 第六節 外国人等の取得した株式の扱い

# こまない。これで、日本で、日本で、

き、売買値段を発表するものとして登録された株式とする。金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につ第百六条 法第百二十五条第一項の総務省令で定める株式は、認可(上場されている株式に準ずる株式)

# (株主名簿に記載し、又は記録する方法)

は、次の各号に掲げる方法とする。 二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法第百七条 法第百二十五条第二項において準用する法第百十六条第

載し、 決権に係る株式を除く。 る場合を含む。 施行規則第六条の三の二第三項 議決権の割合が十分の める法第百二十五条第 電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、 又は記録する。 )に規定する計算の対象となる場合における議 一項に規定する基幹放送局提供事業者の 未満であるものが有する株式 については (同条第四項の規定の適用があ そのすべてについて記 その者が占 (電波法

決権の 記載し る。 優先株式の数に応じて 由に として一 簿に記載され、 受けた時 三の二第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議 記載し、 は、 記録優先株式の数」という。)を当該外国人等に係る株式の数 する株式 条及び第百九条において「外国人等」という。 れる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。 数のうち、 株単 法第百二 欠格事由に該当することとならない範囲内で、 該当することとなるときは この場合におい 位 単 割 株単位 点の 合 又は記録する。 0 又は記録する株式を特定し、 元の株式の単位。 (前号に規定する株式を除く。) については、 抽せんにより 十五条第 (次条にお 株主名簿に記載され、 ずれか少ない数 又は記録されている株式の数と通知に係る株式 (単元株式数を定款で定めている場合にあつて V 項の外国 7 記載し 株単位で案分して計算することにより 法第百二十五条第 以下同じ。 「間接議決権割合」 人等 (以下この号において「記載 外国人等が有する株式につい 又は記録する株式を特定して 又は記録されている者が有 電電 なお残余があるときは、 で記載し、 波法施行規則第六条の 項各号に定める事 という。 のうち通知を 記載・記録 又は記録 以下この 当該 す

ときは、

外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記

適用した場合においてなお欠格事

由

Iに該当

することとならない

前二号の規定により記載し、

又は記録し、

及び次条第二項を

こととならない

範囲内

の数に応じて

株単

位

で案分して

計算することにより記載し

又は記録する株式を特定し

なお

載又は記録がされなかつたものについて、

欠格事由に該当する

する株式を特定して記載し、又は記録する。残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録

# (議決権を有することとなる株式)

うち、 り新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもの 式であつて、 波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場 この条において単に「基幹放送局提供事業者」という。 放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者 に対応するもの に有し て「外国人等議 |項において準用する法第百十六条第四項に規定する地上基幹 (次号において 電波法第五条第四項第三号イに掲げる者 一外国法人等」という。 基幹放送局提供事業者の株主たる法人又は団体が有する株 電波法第五条第四項第三号の合計した割合 又は追加して有することによって 当該新たに有し、 決権割合」という。 (当該法人又は団体が二以上あるときは) 超過議決権部分」 が 又は追加して有する議決権によ 法人又は団体の議決権を新た という。 の五分の (以下この条にお 法第百二十五条第 に相当する部分 (次項におい 以上の部分 (以 下 が電

式) 残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株 残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定し、なお に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。) 入等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超 法人又は団体の議決権の割合(一の外国法

きは、 係る株式のうち、 単位で案分して計算することにより特定し、 法人又は団体の議決権に占める外国法人等の 波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場 項及び第四項の計算がされた結果、 電波法施行規則第六条の三の二第六項の (同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、 電波法施行規則第六条の三の二第六項の規定による計算に 株単位の抽せんにより特定した数の株式) 超過議決権部分に相当する部分に対応するも 基幹放送局提供事業者が電 規定により 割合に応じて なお残余があると 同条第三 · 当該

2 囲内で、 式を有する者が二以上ある場合は 権を有することとなる株式となるものとする。 権 割合が五分の一 制 て /等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権 制限株式 より記載し 限株式がある基幹放送局提供事業者について前条第二号の その株式に議決権制限株式がある基幹放送局提供事業者 同 時に 議決権制限株式となつた時期の早いもの は .議決権制限株式とされたものが二 未満となる場合は、基幹放送局提供事業者の議決 外国人等議決権割合が五分の 又は記録することによつてもなお外国人等議決権 同時に議決権制限株式とされ 以上あって 以上とならない この場合にお から順に、 の外国 規定 議決

ものとする。株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定する権を有することとなる株式を特定する権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一た株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決

#### (通知)

第百九条 基幹放送局提供事業者は、法第百二十五条第二項におい第百九条 基幹放送局提供事業者は、法第百二十五条第二項においび次に掲げる事項を通知するものとする。

株主の氏名又は名称

一株主の住所

こととされた若しくは有することとされた株式の数「記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しない」

された若しくは有することとされた日四に載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないことと

#### (公告)

五項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六か月ご第百十条 法第百二十五条第二項において準用する法第百十六条第

2 法第百二十五条第二項において準用する法第百十六条第五項た

とに行うものとする。

だし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

第五章 一般放送

第一節 登録等

第一款 登録一般放送事業者

(登録を要しない一般放送)

般放送は、次に掲げるもの以外のものとする。第百十一条法第百二十六条第一項ただし書の総務省令で定める一

の放送
- 一衛星一般放送
- 一の有線放送施設(有線一般放送を行うための有線電気通信
- 一の有線放送施設(有線一般放送を行うための有線電気通信
- 一の有線放送施設(有線一般放送を行うための有線電気通信

2

前項第二号の場合において、

次の表の上欄に掲げる引込端子に

それぞれ同表の下欄に掲げる数

同表の二の項の当該受信設備

いては

その数にかかわらず、

受信設備とみなす。

合においては、

同

の者の占有に属する区域。

同表の三の項にお

いて同じ。

)<br />
にあるものについては、

その数にかかわらず

のうち

の構内

(その構内が二以上の者の占有に属している場

をもつてその数とする。この場合、

100

該二以上の引込端子	構内にある場合における当	三 二以上の引込端子が一の	おける当該一の引込端子	受信設備を接続する場合に	二 一の引込端子に二以上の	ける当該一の引込端子	じ。)を接続する場合にお	を含む。下欄において同	に用いられる電気通信設備	次接続する一般放送の業務	気通信設備(当該設備に順	放送の業務に用いられる電	一一の引込端子に他の一般
		<u></u>			当該受信設備の数						端子の数	いられる電気通信設備の引込	当該他の一般放送の業務に用

掲げる引込端子について準用する。 3 前項の表の二の項及び三の項の規定は、同表の一の項の下欄に

(申請書)

様式によるものとする。第百十二条 法第百二十六条第二項の申請書は、別表第二十八号の

(登録一般放送の種類)

放送の種類は、次のとおりとする。第百十三条 法第百二十六条第二項第二号の総務省令で定める一般

### 一衛星一般放送

イ テレビジョン放送

ハその他

口

ラジオ放送

一有線一般放送

7 その他 その他

#### (添付書類)

九号によるものとする。
五号までに該当しないことを誓約する書面の様式は、別表第二十第百十四条 法第百二十六条第三項の法第百二十八条第一号から第

とおりとする。 とおりとする。 法第百二十六条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる

別表第三十号の様式による事業計画書

るに足りる技術的能力があることを説明した書類「別表第三十一号の様式による一般放送の業務を適確に遂行す

備を権原に基づいて利用できることを証する書類三 技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設

五 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に関しに関する事項 に関する事項 に関する事項 に関か送に限る。)にあつては、法第十一条の再放送の同意四 他の放送事業者の放送を受信しこれを再放送をする場合(有

条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用必要とされる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に関し

する書面の写しう。)その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する場合を含む。)の許可(以下「道路の占用の許可」といする場合を含む。)の許可(以下「道路の占用の許可」とい

### (不適法な申請書等)

## (業務の開始等の届出)

は、別表第三十二号の様式により行うものとする。第百十六条 法第百二十九条第一項の規定による業務の開始の届出

第三十三号の様式により行うものとする。 法第百二十九条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表

#### (軽微な変更)

な変更は、別表第三十四号のとおりとする。 第百十七条 法第百三十条第一項ただし書の総務省令で定める軽微

#### (変更登録)

条第三項の法第百二十八条第一号から第五号まで(第三号を除とする者は、別表第三十五号の様式による申請書に法第百二十六第百十八条 法第百三十条第二項の規定により変更登録を受けよう

大臣に提出するものとする。
号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、総務く。)に該当しないことを誓約する書面及び第百十四条第二項各

式は、別表第二十九号によるものとする。 号まで(第三号を除く。)に該当しないことを誓約する書面の様2 前項の法第百二十六条第三項の法第百二十八条第一号から第五

号の様式により行うものとする。 法第百三十条第四項の規定による変更の届出は、別表第三十六

# 一款 届出一般放送事業者

第

### (届出書)

十七号の様式により行うものとする。第百十九条 法第百三十三条第一項の規定による届出は、別表第三

## (届出一般放送の種類)

放送の種類は、次のとおりとする。第百二十条法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般

#### 9線一般放送

イ テレビジョン放送

ロ ラジオ放送

を送る放送を含む。以下同じ。)を受信しこれを有線電気通して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号れることを目的として、ラジオ放送(当該放送の電波に重畳1)共同聴取業務(一区域内において公衆によつて直接受信さ

信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。)

備によつて放送をすることをいう。以下同じ。) れることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設図 告知放送業務 (一区域内において公衆によつて直接聴取さ

#### ハその他

#### (添付書類)

項は、次のとおりとする。 第百二十一条 法第百三十三条第一項第五号の総務省令で定める事

- 一業務の開始の予定の期日
- ては、法第十一条の再放送の同意に関する事項三の放送事業者の放送を受信しこれを再放送する場合にあつ

# 四 受信契約者の見込数

有者等の承諾の事実を証する書面の写し、必要とされる道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所五、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に関し

#### (変更届出)

に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、総務大ようとする者は、別表第三十八号の様式による届出書に前条各号第百二十二条 法第百三十三条第二項の規定により変更の届出をし

る書面の写しを添付しなければならない。場合には、その変更に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証すの許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする臣に提出するものとする。この場合において、新たに道路の占用

### 第三款 承継等

(承継の届出)

する。の地位の承継の届出は、別表第三十九号の様式により行うものと第百二十三条 法第百三十四条第二項の規定による一般放送事業者

(業務の廃止等の届出)

出は、別表第四十号の様式により行うものとする。第百二十四条 法第百三十五条第一項の規定による業務の廃止の届

一号の様式により行うものとする。 2 法第百三十五条第二項の規定による解散の届出は、別表第四十

第二節 一般放送の電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準

【別途意見公募を行うもの】

第二款 設備の報告等

## (放送の停止等の報告)

第百二十五条 法第百三十七条の規定による報告をしようとする者 第百二十五条 法第百三十七条の規定による報告をしようとする者 知ばならない。

二の一号の様式 一 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十

二の二号の様式 | 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十

# (報告を要する重大な事故)

する。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりと第百二十六条 法第百三十七条の総務省令で定める重大な事故は、

時間以上のもの
又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二段備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部設備を見いといるでは、一般放送の業務に用いられる電気通信

又は一部を停止させた事故であつて、次のいずれにも該当する設備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部有線一般放送の場合 一般放送の業務に用いられる電気通信

も の

当該放送の停止時間が二時間以上のもの当該放送の停止を受けた利用者の数が三万以上のもの

(立入検査の身分証明書)

の様式によるものとする。第百二十七条 法第百三十九条第二項の証明書は、別表第四十三号

(設備に関する報告)

四号の様式 一 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十

四号の二の様式 一 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十二

第三節 業務等

第一款 再放送

(指定に係る区域)

第百二十九条 法第百四十条第一項の総務省令で定める区域は、次

る。に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とす

区域 同じ。)) 基幹放送(テレビジョン放送に限る。 受信障害区域 迎 下 内 のみにお 「義務再放送」という。 の受信障害が発生している区域をいう。 (その V て 属する都道府県を放送対象地域とする地 法第百四十条第 )をする場合 (以下この款において 項の規定による再放 当該受信障害 以下同

当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務 第 自治法 る市町村の区域及び当該受信障害区域 再放送を行う場合 において同じ。) テレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として 受信障害区域の属する市町村 項に規定する指定都市にあつては、 (昭和二十二年法律第六十七号) に隣接する市町村の区域において設置される 当該受信障害区域の属する市町村に隣接す (特別区を含むものとし 第二百五十二条の十九 区とする。 以下この条 方

の区域
く。) 当該有線テレビジョン放送を行う区域が属する市町村く。) 当該有線テレビジョン放送を行う医域が属する市町村三 有線テレビジョン放送を行う場合(前二号に掲げる場合を除

2

九号) る指定の際現に有線テレビジョン放送を行つてい おける前項第二号及び第三号の適用については、 合併関係市町村 市町村の区域」 市町村の合併等の特例等に関する法律 第二条第 (市町村の合併等の特例等に関する法律 とあるのは、 項の規定により市町村の合併が行われた場合に 「法第百四十条第 (平成十六年法律第五十 る区域の属する これらの規定中 項の規定によ (平成十

村」をいう。)の区域」とする。
六年法律第五十九号)第二条第三項に規定する「合併関係市町

# (指定再放送事業者の指定に関する基準)

- も該当しないこと。
  一 有線テレビジョン放送事業者が次のイからトまでのいずれに
- 二年を経過しない者行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から出に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執
- しない者により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過ロ法第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)の規定
- の取消しの日から二年を経過しない者除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、そ常との規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、それでは第七十六条第四項(第四号を
- かに該当する者であるものおし、その役員がイからニまでのいずれば一法人又は団体であつて、その役員がイからニまでのいずれ
- しない者へ、一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有

- いて利用できない者する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づする一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づト 法第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合
- の実施が確実なものと認められる場合を含む。)。 に関し有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、そばの全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること(法第百二十六条の規定による登録又は法を同三十条の規定による変更登録をした場合において、当該区の実施が確実なものと認められる場合を含む。)。
- を求めることができる。 有線テレビジョン放送事業者に対し、必要な書類の提出及び説明 ているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、当該 指定について、同項第一号へ及びト並びに第二号の基準に適合し を求めることができる。
- る。 村の区域を勘案して定める区域を明らかにして指定するものとす 対の区域を勘案して定める区域を明らかにして指定するものとす 法第百四十条第一項の規定による指定については、同項の市町
- る。 は、有線テレビジョン放送事業者にその旨を通知するものとす は、有線テレビジョン放送事業者にその旨を通知するものとす 総務大臣は、法第百四十条第一項の規定により指定をしたとき
- 5 前各項の規定は、指定の変更について準用する。

# (指定再放送事業者の公示)

第百三十一条 総務大臣は、法第百四十条第一項の規定により有線

きも、同様とする。
定を取り消し、又は同条第三項の規定によりその効力を失つたとで公示しなければならない。第百三十四条第一項の規定により指で公示しなければならない。第百三十四条第一項の規定により指すして必要をした場合を含む。)には、次に掲げる事項を官報

- をいう。以下同じ。)の氏名又は名称「指定再放送事業者(法第百四十条第二項の指定再放送事業者
- 一指定番号及び指定の年月日
- て定める区域三一当該指定に係る法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案し

# (義務再放送を要しない場合)

合にあつては、当該一の放送事業者のものに限るものとする。場合、義務再放送を要しない地上基幹放送は、第一号に掲げる場総務省令で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。この第百三十二条 法第百四十条第一項の正当な理由がある場合として

- 幹放送と同時に有線テレビジョン放送を行う場合上基幹放送のすべての放送番組に変更を加えないで当該地上基再放送以外の方法で当該義務再放送に係る一の放送事業者の地間定再放送事業者が、その有線電気通信設備を用いて、同時
- 意が得られない場合で、当該受信障害区域以外の区域における再放送についての同内のみに限つて義務再放送を行うことができない場合であつ二 技術的理由その他のやむを得ない事由により、受信障害区域
- 二 指定再放送事業者がその責めに帰することができない事由に

送を行う必要がないと認めた場合とが著しく困難である場合であつて、総務大臣が当該義務再放より、受信障害区域の一部の区域において義務再放送を行うこ

### (契約約款の届出)

る。 契約約款の新旧対照)を添えて、総務大臣に提出するものとす契約約款の新旧対照)を添えて、総務大臣に提出するものとす。 表第四十五号の様式の届出書に契約約款(変更の届出の場合は、第百三十三条 法第百四十条第二項の届出をしようとする者は、別

### (指定の取消し等)

認めるときは、指定を取り消すことができる。各号(第一号へ及びトを除く。)のいずれかに適合しなくなつた第百三十四条(総務大臣は、指定再放送事業者が第百三十条第一項

号」と読み替えるものとする。 「同項第一号へ及びト並びに第二号」とあるのは、「同項第二者の指定の取消しについて準用する。この場合において、同項中2 第百三十条第二項の規定は、前項の規定による指定再放送事業

を届け出たときは、その指定は、効力を失う。されたとき、又は法第百三十五条第一項の規定により業務の廃止3 指定再放送事業者が法第百三十一条の規定により登録を取り消

#### 第二款 裁定

#### (裁定の申請)

第百三十五条 別表第四十六号の様式の申請書により行うものとする。 法第百四十四条第 項の規定による裁定の申請は、

#### (意見書)

第百三十六条 項を記載しなければならない。 法第百四十四条第二項の意見書には、 次に掲げる事

- つては、 意見書を提出する基幹放送事業者の氏名 名称及び代表者の氏名) 及び住所 (法人又は団体にあ
- 法第百四十四条第一項本文の同意をしない理由
- 几 三 協議の経過 (協議をしていない場合は、 その具体的事情)

その他参考となる事項

#### (裁定の通知)

第百三十七条 付して行うものとする。 法第百四十四条第六項の通知は 裁定書の謄本を添

#### 第三款 雑則

# (受信契約者数の記録の提出)

第百三十八条 簡明に記載した記録を、 記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。 日から当年三月三十一 ただし、 一般放送事業者は、 総務大臣において特に必要がないと認めた場合は 日までの期間中における受信契約者数を 速やかに総務大臣に提出しなければなら 毎年六月末日までに、 前年四月

## (事業計画書の変更等)

により、総務大臣に届け出なければならない。規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところ第百三十九条 登録一般放送事業者は、第百十四条第二項第一号に

業収支の結果に限る。)を総務大臣に報告しなければならない。業収支の結果及び計算書類(届出一般放送事業者にあつては、事除く。)は、一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事2 一般放送事業者(同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を

### (検査職員の証明書)

様式によるものとする。第百四十条 法第百四十五条第五項の証明書は、別表第四十七号の

### 第六章 有料放送

## 第一節 有料放送事業者

# (有料基幹放送契約約款の届出)

一 役務に関する料金少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。2 法第百四十七条第一項に規定する有料基幹放送契約約款には、

#### 115

三 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項

要な関係を有する事項があるときは、その事項四前三号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重

五 実施しようとする期日

# (有料基幹放送契約約款の公表)

れを行わなければならない。
て掲示するとともに、インターネットを利用することにより、こ約約款の公表は、その実施の日から、放送事業者の事務所におい第百四十二条 法第百四十七条第三項の規定による有料基幹放送契

# (有料放送業務の休廃止に関する周知)

訪問

一電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

## 四電子メールの送信

表示されることとなるもの
おが送の役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報がつて有料放送の国内受信者が休止し、又は廃止しようとする有信回線を通じて有料放送の国内受信者の閲覧に供する方法である。 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通

### (提供条件の説明)

第百四十四条 事項 の方法によることができる。 送の役務の提供を受けようとする者が く記載した書面 いて同じ。)を交付して行わなければならない。 いずれかの方法により説明することに了解したときは、 (以下この項において 法第百五十条に規定する説明は、 (カタログ、 「説明事項」という。)をわかりやす パンフレット等を含む。 書面の交付に代えて 次項各号に掲げる ただし、有料放 第六号にお

- よる書面を作成することができるものを受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することに一電子メールを送信する方法であつて、有料放送の役務の提供
- することによる書面を作成することができるものの閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力気通信回線を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者「一電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電
- 電子計算機に備えられたファイル(以下この号において「申込を出力することによる書面を作成することができない場合に、「有料放送の役務の提供を受けようとする者がファイルの記録

者ファイ 起算して三月間 がされた説明事項を、 する方法であつて、 を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者の閲覧に供 した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録 ル という。 消去し、 説明をした後、 当該申込者ファイルに記録された時から に記録された説明 若しくは改変できないもの 遅滞なく 事項を電気通信 説明事 ず項を記れ 口 載 線

事項を記録したものを交付する方法四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明

明事項を表示する方法
の他これに類似するものによる広告に説

る。)
く、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限
、 電話により説明事項を告げる方法(説明をした後、遅滞な

少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、提供条件の概要の説明は、有料放送の役務の提供に関する契約の法第百五十条に規定する有料放送の役務に関する料金その他の

2

有料放送事業者の氏名又は名称

代理業者の氏名又は名称「契約代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約「契約代理業者」という。)が当該有料放送の役務の提供に関は代理(以下「代理等」という。)を業として行う者(以下「代理等」という。)

絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる二(有料放送事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連

#### 時間帯

- 几 ることとしている場合を除く。 契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理す 子 ては苦情及び問合せに応じる時間帯(有料放送事業者が、 メールアドレ 契約代理業者にあつては、 スその他の連絡先及び電話による連絡先にあつ 当該契約代理業者の電話番号 当 該 電
- 五. 層を限定するための制限その他の当該有料放送の役務の利用に とができる場所並びに災害放送に係る制限 提供される有料放送の役務の内容 (名称及び提供を受けるこ 対象とする受信者
- 関する制限がある場合には、 その者に適用される、 有料放送の役務の提供に関する料金 その内容を含む。
- 七十六 きは、 役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあると 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて有料放送の その内容
- 八 九 定して減免するときは、 有料放送の役務の提供を受ける者からの申出による契約の変 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は 当該減免の実施期間その 他の条件 部を期間 を限

更又は解除の連絡先及び方法

- るときは、 らの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあ 次に掲げる事項その他の有料放送の役務の提供を受ける者か その内容
- ときは、 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限がある その内容
- 口 るときは、 契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあ その内容

の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容 の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容 た受信設備の返還又は引取りに要する経費を有料放送の役務 の提供のために有料放送事業者又は契約代理事業者が貸与し 契約の変更又は解除があつた場合において有料放送の役務

該各号に定める事項に関して行うものとする。 掲げる場合に限り適用するものとし、その場合における説明は当締結のうち提供条件の変更に関するものについては、次の各号に 法第百五十条の規定は、有料放送の役務の提供に関する契約の

の 「有料放送事業者からの申出により有料放送の役務に関する提 「有料放送事業者からの申出により有料放送の役務に関する提 「方とする場合で 「方とする場合で 「方とする場合で 「方とする場合で 「方とする場合で 「方とする場合で 「おって、有料放送の役務の提供に関する料金の値上げその他当 「おって、有料放送の役務の提供に関する料金の値上げその他当 「おって、有料放送事業者からの申出により有料放送の役務に関する提 「方とする場合で 「おって、有料放送事業者からの申出により有料放送の役務に関する提

# 第二節 有料放送管理業務

### (有料放送事業者の数)

数とする。
事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める第百四十五条 法第百五十二条第一項の総務省令で定める有料放送

送管理業務をいう。以下同じ。)を行う場合 十 に有料放送管理業務(法第百五十二条第一項に規定する有料放一 衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者のため

務を行う場合 十二 有線一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業

# (有料放送管理業務の届出)

ものとする。
する者は、別表第四十九号の様式の届出書を総務大臣に提出する第百四十六条 法第百五十二条第一項の規定による届出をしようと

る。
「頃は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とす」
「項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とす」

#### (変更の届出)

ものとする。
する者は、別表第五十一号の様式の届出書を総務大臣に提出する第百四十八条 法第百五十二条第二項の規定による届出をしようと

ばならない。 2 前項の届出書には、別表第五十号の様式の書類を添付しなけれ

#### (承継の届出)

ものとする。
する者は、別表第五十二号の様式の届出書を総務大臣に提出する第百四十九条 法第百五十三条第二項の規定による届出をしようと

### (業務の廃止等の届出)

る。別表第五十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとす別表第五十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとす2 法第百五十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、2

(有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置)

に掲げる措置を講じなければならない。密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。)に関し、次第百五十一条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務(これに

#### 置

二 国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

実な運営を確保するために必要な措置三(前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確

施方針を策定しなければならない。 2 有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実

も、同様とする。 滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したとき 清 有料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅

## 界七章 認定放送持株会社

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

要幹放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。 百五十八条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である会社(法第百五十九条第一項の認定の申請をした会社又は当該認会社(法第百五十九条第一項の認定の申請をした会社又は当該認第百五十二条 法第百五十九条第二項第三号(法第百六十五条第二 ま

る基幹放送事業者関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)であ分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社(申請対象会社がその議決権の百分の二十以上、百

第二号において同じ。)である一般放送事業者二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び次条

# (子会社である一般放送事業者に準ずるもの)

第十七条の二十八の二 法第五十二条の三十第二項第三号 (法第五第十七条の二十八の二 法第五十二条の三十第二項第三号 (法第五十二条の三十第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社をいう。以下 同じ。)の子会社(法第五十二条の三十第一項の認定の申請が多の三十六第二項において準用する場合を含む。)の総務省 第十七条の二十八の二 法第五十二条の三十第二項第三号 (法第五

る一般放送事業者関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)であ分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社(申請対象会社がその議決権の百分の二十以上、百

第一項の登録を受けた者(以下「電気通信役務利用放送事業第二号において同じ。)である電気通信役務利用放送法第三条二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び次条

号において同じ。 業務に密接に関連する業務を行う子会社等 産を賃貸等する業務その他の主として基幹放 主として基幹放送事業者 に放送の業務の用に供する設備その他 般放送事業者を含む。 災送事 業者の放送の 以下この  $\mathcal{O}$ 

資

### 四 子会社である基幹放送局提供

(資産 の合計 方法

第 発行 を終了していない場合においては、 に係る事業年度終了の  $\mathcal{O}$ お 請 る資産の合計金額は 項において準用する場合を含む。 百 合計 いては、当該申請 対象会社がその設立 五. 十三条 金額 株式交換、 から の発行、 法第百五 次に掲げる額を控除 合併 対象会社の成立時の貸借対照表)による資産 日 申 + 株予約権の行使による株式 後最初の事業年度を終了していない場合に 請対象会社の最終の貸借対照表 九 会社分割 (当該会社がその設立後最初の事業年度 条第 )の総務省令で定める方法によ 項 当該会社の成立時)後におい 第 した額とし、 事業譲受け 三号 (法第百六十五条第二 の交付、 当該貸借対照表 事 業譲渡その (当該: 社債 他  $\mathcal{O}$ 申

### という。

第百十四号) ビジョン放送事業者」とい 子会社等である有線テレビジョン放送法 第十二条に規定する届 出をし た者 昭 和 낈 厄 干 下 七 年 有 :線テ 法 律

、 う。

五. た者 主として一 子会社等である有線ラジオ放送業務 和 (以 下 十六年法律第百三 般放送事業者 「有線ラジオ放送の業務を行う者」という。 (電気通信役務利用放送事 + ·五号) 第三条  $\mathcal{O}$ 運 用の規正 規 定 する届 に 業者 関する法 出

線テレ 送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等 る設備その他の資産を賃貸等する業務その他の主として を含む。 ビジョン放送事業者及び有線ラジオ放送の業務を行う者 以下この号において同じ。 )に放送の業務の用に供 放 す

資産の合計方法

第十 株式 Ļ の成立時) 立後最初の事業年度を終了していない場合においては、 対照表) 貸借対照表 令で定める方法による資産の合計金額は、 了していない場合にお 十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。 Ł 当該貸借対照表に係る事業年度終了の日 条 の交付 の二十八の三 による資産の合計金額から次に掲げる額を控 後において募集株式 (当該申請 社債 『の発行、 いては、 法第 対象会社がその設立後最初の事業 株式交換 五. <del>+</del> この発行、 当該申請対象会社の 条の 合併 干 新 第 株予約権の行 申請対象会社 会社分割 (当該: 項 第三 成立 会社がその 号 除 事業譲 当該会社 0 使による 時 年  $\mathcal{O}$ L -度を終 た額と の貸借 最終 総務 法 第五 設  $\mathcal{O}$ 

資産の額の変動を加え又は除いた額とする。当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総

定資産の合計金額を含む。)の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固一放送の業務(前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務

二 子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額

貸付金の合計金額 三 子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者に係る

.間接に占められる議決権の割合)

第

う。 う。 号口2に掲げる者 掲げる者 間 とする。 上 株会社等」という。)の は認定を受けて設立された会社 る議決権 百 いう。) につい 一項において準用する場合を含む。 接に占められ の割合が二分の である場合に 国法人等が占める外資系日本法 五. )が直接占める認定放送持株会社等の )(申請対象会社を含む。 十四条 ただし、 の割合として総務省令で定める割合は、 (以下この条及び第百七十条において 法第百 る議 て、 おける当該割合をいう。 (以下この条にお 法第百五十九条第 を超えるときは、 決権 の外国法 五. 十九条第二項 議決権 の割合は 人等が占める外資系 以下この条にお の割合の十分の一以上を占める同 (以下「認定放送持株会社」とい 人の )に規定する間接に占めら 当該外資系日 1 第五号口 議 . て 当該外資系日本法人に係る 一項の認定を受けた会社又 決権 「外資系日本法人」とい 議決権 を乗じて計算した割  $\mathcal{O}$ (法第百六十五条第 割 V) 「外国法人等」と 本法 日本法人の議 の割合に、 て「認定放送持 合 一の同号ロ (十分の 人が占め 当該 一以 (1)る 決 に れ

は、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。け、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合に

を含む。 定資産の合計 放送の業務 )の用に供 金 額 前 条第五号 する設備その他  $\mathcal{O}$ 放送  $\mathcal{O}$ の有形固定資産又は無形 業務に密接に関連する業 固 務

二 (同上)

貸付金の合計金額 三 子会社である一般放送事業者及び前条各号に掲げる者に係る

(間接に占められる議決権の割合)

第十 む。 割合をいう。 日 送持株会社等の議 決権の割合の十分の一以上を占める同 は、 五十二条の三十六第 るときは 法 の条において 会社(以下「認定放送持株会社」という。 条の三十第 の十八において「外国法人等」という。)について、 する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定め 本法. 人等が占める外資系 七条の二 以下この条において「認定放送持株会社等」という。 の同号ロ(1)に掲げる者 人の議決権 当該外資系日本法 項の を乗じて計算した割合とする。 外資系日本法人」  $\mathcal{O}$ 決権 認定  $\mathcal{O}$ 匹 割 二項において準用する場合を含む。) 八日本法: 法第五 合  $\mathcal{O}$ を受けた会社又は認定を受けて設立され 割合に、 (十分の一 人の 人に係る間接に占められる議決権 + (以下この条及び第十七条 当該 という。 一条の三 議 以上である場合にお 決権の割合が二分 外国法人等が 号口(2)に掲げる者 一十第二 )(申請対象会社を含 )が直接占める認定放 ただし、 一項第五号 ~占め 法第五十二 0 る外 *の* け 口 以 る当該 に規定 を超 る割 外 資系 下こ 0) 法  $\mathcal{O}$ え 国 議 た 合 第

国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5 れらの認定放送持株会社等の議決権のすべ 内にその 当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以  $\mathcal{O}$ 理  $\mathcal{O}$ 以上を占める者 を有する法人又は団体 る株式以外の株式を特定するため、 る認定放送持株会社が、 百 る請求若しくは通知を受けた場合において第一 しくは同条第二項におい (認定放送持株会社等の 議決権 組織をいう。 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処 算出され 法第百六十 の割合として第 一条第二 口  $\mathcal{O}$ [答が る間 割合その他 一条第 ?得ら .接に占められる議決権の割合を確認し、 項におい に限る。 の使用により、 れ ないときは、 0 項に規定する認定放送持株会社 項の (認定放送持株会社等の議決権の十分の 事項につい 使用に係る電子計算機と照会を受け て準用する法第 て準用する法第百十 同項に規定する議決権を有することとな )に対し、 計算をする。 その者に占める一の外国法 当該法人又は て照会をした場合にお 認定放送持株会社等の議 書面又は電子情報処理組 百十六条第三項に規 てを間接に占められ 六条第二 項及び第一 団体の占めるこ 一項に規 が 又は法院 二項によ いて、 同 `る者 決権 定す 人等 定す 項 第 織 若 5

算は当該報告をした日にされたものとする。 務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総6 認定放送持株会社等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算

認し、 る。 法人又は団 から起算して七営業日以 会をした場合において、 に占める一 線で接続 計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通 第二 面又は電子情報処理組織 会社等の議決権の十分の一以上を占める者に限る。 定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体 る議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、 十二条 及び第二項により算出される間接に占められる議決権 が てを間接に 項に規定する請求若しくは通知を受けた場合に 同項若しくは同条第二項にお 法 又は法第五 の八第三項に規定する認定放送持株会社が、 第 した電子情報処理組織をいう。  $\pm$ 0) 体の占めるこれらの認定放送持株会社等の 十二条の三十二 外国法-. 占 8 十二条の三 5 人等の れる議決権の割合として第 当該法人又は団体が当該照会を受けた日 方にその回答が得られ (認定放送持株会社等の使用に係る電 議 第 <u>+</u> 決権 項に規定する認定放 第 の割合その 1 て準用 項に )の使用により、 でする法 おいて準用 他 ない の事 第 (認定放送持株 項の ときは、 項に )に対 同項 お 五. 議決 送 する法第五 1 の割合を確 +計算をす っつい 持 に規定す て 権 その 株 第 当該 て照 会社 0 信  $\mathcal{O}$ 者 す 子 項 口

6 (同上)

(法第百六十五 条 第十 七 条の二十八 0 五. 法 第五 <del>+</del> 条の 第 項第五 号 口 (2)法

第百

五

十五

条

法

第百

五

+

九条第

一項第五号

口

(2)

は、前条のとおりとする。第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める割合

(申請書)

別表第五十五号に掲げるとおりとする。第百五十六条 法第百五十九条第三項に規定する申請書の様式は、

(申請書の記載事項)

項は、次に掲げる事項とする。 | 第百五十七条 | 法第百五十九条第三項第四号の総務省令で定める事 | 第

- 一 申請対象会社及びその子会社の概要に関する事
- の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項るものを含む。次条及び第百六十三条において同じ。)の株式に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ず二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百五十二条
- 三 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り
- 四 主たる株主及びその議決権の数
- 五 役員に関する事項

(添付書類等)

する事業計画書には、別表五十六号の様式により、次に掲げる事第百五十八条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出 関

項を記載するものとする。

一資本又は出資に関する事項

務省令で定める割合は、前条のとおりとする。第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。)

0

総

(申請書)

書の様式は、別表第十九号に掲げるとおりとする。第十七条の二十八の六一法第五十二条の三十第三項に規定する申請

(申請書の記載事項)

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第十七条の二十八の七 法第五十二条の三十第三項第四号の総務省

一 (同上)

項

- 割合に関する事項
  一、中請対象会社の子会社である一般放送事業
  一、の二に規定する申請対象会社の子会社である一般放送事業
  一、申請対象会社の子会社である一般放送事業
- 三 (同上)
- 四(同上)

五 (同上)

(添付書類等)

| 次に掲げる事項を記載するものとする。 | 務大臣に提出する事業計画書には、別表第二十号の様式により、四 第十七条の二十八の八 法第五十二条の三十第四項の規定により総

一 (同上)

及びその調達の方法 一子会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金

三 子会社以外の会社に対する出資の状況

社及びその子会社の定款又は登記事項証明書とする。 2 法第百五十九条第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会

### (不適法な申請書等)

う。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。 同項の認定を受けようとする者(次条において「申請者」といが不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは、第百五十九条 法第百五十九条第一項の認定の申請書又は添付書類

### 、認定等の拒否の通知)

者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。第百六十条 法第百五十九条第一項の認定を拒否したときは、申請

請についての拒否の場合に準用する。
法第百五十九条第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う

#### 二 (同上)

#### 三 (同上)

象会社及びその子会社の定款又は登記事項証明書とする。 2 法第五十二条の三十第四項の総務省令で定める書類は、申請対

### (不適法な申請書等)

第十 る。 請者」という。 めるときは、 又は添付書類が不適法 七条の二 十八の九 同項の認定を受けようとする者(次条において に訂正を求め、 法第五十二条の三十第 (違式な記載を含む。 又は理由を示して返すことが なものであると認 項の認定の申請 申 あ 書

る申請の場合に準用する。 法第五十二条の三十第一項の認定以外の認定放送持株会社に関すが項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う

### (認定等の拒否の通知)

る申請についての拒否の場合に準用する。
法第五十二条の三十第一項の認定以外の認定放送持株会社に関す
2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う

### (認定証の交付)

きは、別表第五十七号の様式の認定証を交付する。第百六十一条 総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたと

### (事業計画書の変更)

遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載した書類を添えて、別表第五十六号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印別表第五十六号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印第百六十二条 認定放送持株会社は、法第百五十九条第四項に規定

## (事業計画書の公表等)

ットの利用その他の方法により公表する。 第百六十三条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネ

- 認定放送持株会社の名称
- 二 認定放送持株会社の子会社である基幹放送事業者の名称

### (認定証の訂正)

し、訂正を受けなければならない。した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出第百六十四条(認定放送持株会社は、第百六十一条の認定証に記載

- び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。 2 前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及
- 3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証

### (認定証の交付)

の認定をしたときは、別表第二十一号の様式の認定証を交付す第十七条の二十八の十一 総務大臣は、法第五十二条の三十第一項

る。

(事業計画書の公表等)

インターネットの利用その他の方法により公表する。第十七条の二十八の十二 総務大臣は、次に掲げる事項について、

- 一 (同上)
- 一 認定放送持株会社の子会社である一般放送事業者の名称

# の交付による訂正を行うことがある。

- 4 証 0 総務大臣は、 訂正を行うことがある。 第一 項の申請による場合のほか 職権により認定
- 5 滞なく旧認定証を返さなければならない 認定放送持株会社は、 新たな認定証の交付を受けたときは、 遅

### (認定証の再交付)

第百六十五条 記載した申請書を、 た等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、 認定放送持株会社は、 総務大臣に提出しなければならない。 認定証を破損し、 汚し、 理由を

2 すことができない場合は た場合に準用する。 前条第五項の規定は、 ただし、 前項の規定により認定証の再交付を受け この限りでない 認定証を失った等のためにこれを返

#### (届出等)

第百六十六条 よる届出をしようとするときは、 認定放送持株会社は、 別表第五十八号の様式の届出書 法第百六十条第 一号の規定に

を総務大臣に提出するものとする。

第百六十七条 を総務大臣に提出するものとする。 よる届出をしようとするときは、 認定放送持株会社は、 別表第五十九号の様式の届出書 法第百六十条第二号の規定に

- 2 務大臣に報告しなければならない。 認定放送持株会社は、決算期ごとに、 その事業収支の結果を総
- 3 前項の報告は、 計算書類の提出をもつてこれに替えることがで

#### (届出等)

第十七条の二十八の十三 十一第一号の規定による届出をしようとするときは、 二号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。 認定放送持株会社は、 法第五十二 別表第二十 条のコ

第十七条の二十八の十四 三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。 一第二号の規定による届出をしようとするときは、 認定放送持株会社は、 法第五十二条の三 別表第二十

- 2 (同上)
- 3 (同上)

きる。

【第百六十一条に移動】

(上場されている株式に準ずる株式)

につき、売買値段を発表するものとして登録された株式とする。認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買第百六十八条 法第百六十一条第一項の総務省令で定める株式は、

株主名簿に記載し、又は記録する方法)

に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を十四条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。)議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第百五が占める法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の法第百五十九条第二項第五号口②に掲げる者のうち、その者

第十 類を添えて 更箇所に※印 更したときは、 十第四 七条の二十八 |項に規定する事業計画書について を付し 遅滞なく 別表第二 0) 十五 備考 一十号の様式に変更後の現状を記 その旨を総務大臣に届け出なければなら 認定放送持株会社は 欄 又 は 余白 に変更年月 資本又は出資 法第五 日 を記 <u>+</u> 載 載 0 額を変 条の

(上場されている株式に準ずる株式)

れた株式とする。
により、店頭売買につき、売買値段を発表するものとして登録さで定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところ第十七条の二十八の十六 法第五十二条の三十二第一項の総務省令

、株主名簿に記載し、又は記録する方法)

式 ある場合を含む。 0 ,株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株 者が占める法第五十二条の三十二 法第五十二条の三十第 (第十七 条の二十 に規定する計算の対象となる場合における 0 四第三 項 第五号ロ2に掲げる者のうち、 項 (同条第四項の 第 一項に規定する認定放送 規 定の 適用 が

る。 除く。)については、そのすべてについて記載し、又は記録す

され、 う。 条 に は、 第五 式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記 式を除く。 株式を有する法 式会社に該当することとならない ている株式の数と通知に係る株式の数のうち、 定に基づきその 法第百 位 おいて (以下この 一の抽 )を当該外国人等に係る株式の数として一株単位 号イ又は口に定める株式会社に該当することとなるとき おいて同じ。) のうち通知を受けた時点の株主名簿 又は記 又は記録する株式を特定し、 又は記録する。 外国人等が有する株式について、同号イ又は口に定める株 又は記録され せんにより記 六 「間接議決権 )については、 録する + 号に 人又は すべ 条 第 おいて「記 この場合において、法第百五 てを間接に占められる議 ている者が有する株式 載し、 団体を含む。 割合」という。 項の外国 当該名簿に記載さ 又は記録する株式を特定して記 人等 載 なお残余があるときは、 範囲内で、 以下この条及び 記 ( 第 )とされる議決権 録 百 優 (前 五. 先株式の 記載 れ 決 + 号に規定する株 権 应 又は記録  $\overline{+}$ ずれか少な の割合 条第五 第百 記録優先株 九条第 数」とい 一で記 鼠録され に記 に係る 七 項 (次条 +  $\mathcal{O}$ 株 項 載 載 規

適 が に定める株式会社に該当することとならないときは、 用した場合に 前二号の か 有する株式 つたもの 規定により記載 おい に のうち前号前段の規定による記載又は記録 てなお法第百五 て、 ĺ 同 項第五号イ 又は 記録 十九条第一 又は Ļ 及び 口 に 項 定める株式 次条第二項 第五号イ 外国 がさ 文は を

> 記載し、又は記録する。 議決権に係る株式を除く。)については、そのすべてについて

る株式 権の割っ 第五 があるときは、 号イ又は口に定める株式会社に該当することとならない 数のうち、 に記載され、 及び第十七条の二十八の十九において同じ。 る議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。  $\mathcal{O}$ 株式を特定して記載し、 当することとなるときは、 録優先株式の数」という。 けた時点の株主名簿に記載され、 することにより記載し、 して一株単位で記載し、 法第五 匹 記載・ |第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占 十二条の三十第二項第五号イ又は口に定める株式会社 合 (前号に規定する株式を除く。) については、 + (次条において 記録優先株式の数に応じて一 いずれか少ない数 一条の三十二第 又は記録されている株式の数と通知に係る株 株単 莅 又は記録する株式を特定し、 又は記録する。 ー の 抽 又は記録する。 「間接議決権割合」という。 )を当該外国人等に係る株 外国人等が有する株式に せ 項 (以下この号にお の外国 んにより記載し、 又は記録され 人等 この場合に 株単位で案分して計 )のうち通知を受 (第十七 1 ている者が有 Iめら て 又は記録 において、 っつい 記 以下この 条 なお残 当該 れる議 式 0 7の数 範囲 ずる  $\overline{+}$ 式 名 余 算 丙 該 記  $\mathcal{O}$ す 同

が 玉 適用した場合におい され 前 人等が有 一号の に定める株式会社に該当することとならないときは な カン 規定により記載 0 する株式のうち前号前段の規定による記載又は たものに てなお法第 1 又は記る 五十二 法第五十二条の三十第二項 一条の三 録 一十第 及び 次条第二 二項 第五号イ 第五 項 記 を

特定し、 位で案分して計算することにより記載し、 社に該当することとなら 又は記録する株式を特定して記載し、 なお残余があるときは、 な 7 範囲 内で、 株単 位 その数に応じて一 又は記録する。 又は記録する株  $\mathcal{O}$ 抽 せせ んにより 記 式 株 を 単

# (議決権を有することとなる株式)

第 う。 る株式 る株式は、 する株式のうち同号ロに定める株式会社に該当することとならな 百 11 ように総務省令で定めるところにより議決権を有することとな 項の 十条 以外の株式とする。 (以下この条及び次条において 法 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 第百五十九条第二項第五 法第百六十 条第二項に 号口 お 1 「議決権制 (1)及び(2)に掲げる者が有 7 準用する法第百十六条 当該各号に定め 限 株式」とい

うち、 五.十 この条におい 用する法第百十六条第三項に規定する認定放送持株会社 式であつて、 議 る場合 加して有することによつて、 新たに間 決権部分」 合」という。 外国法人等が、 九 条第二項第五号口に定める株式会社に該当することとな 同 号口 認定放送持株会社の株主たる法人又は団体が有する株 接 当該新 とい の合計 て単に 議 決権 法人又は , う。 0 五. した割合 割 た 「認定放送持株会社」という。 分の に有 合として算入され に Ü 相当する部分に対応するもの 寸 以上の 法第百六 体の議決権を新たに有し、 (次項において 又は追加して有する議決権によ 部分 + る議 (次号にお 条第一 外国 決権に係るも 一項にお ) が ]人等議: 7 法第百 又は 超 以 11 当 決権 て準  $\mathcal{O}$ 過

> 株単位 で、 号イ又は その数に応じて一株単位で案分して計算することにより 又は記録 又は記録する の抽せんにより 口 に定める株式会社に該当することとなら 録する株式 記載 、を特定し、 又は記録する株式を特定して記 なお残余があるときは ない 範 囲 記 内

# 議決権を有することとなる株式)

第 場合の区分に応じ、 ころにより議決権を有することとなる株式は、 る株式会社に該当することとならないように総務省令で定めると 項第五号ロ<br />
①及び<br />
②に掲げる者が有する株式のうち同号ロに定め において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。 11 う。 う。 加し て準用する法第五十二条の八第三項の 又は団体が有する株式であつて、 七条の一  $\mathcal{O}$ て有する議決権により新たに間! に該当することとなる場合 いて準用する法第五十二条の八第三項に規定する認定放送 決権 外国法人等が、 て有することによって、 (以下この条において単に が法第五十二条の三十第二項 0 に係るもののうち、法第五十二条の三十第 一十八の た割合 五. 一分の (次項において 当該各号に定める株式 法人又は団体の議決権を新たに有し、又は 以上の部分 法第五十二 認定放送持株会社の株主たる法人 法第 (次号にお 接議決 「認定放送持株会社」とい 外 当該新 条の 五十二 国 第五号口に定める株式会社 「人等議決権割合」とい 権割合として算入され 法第五十二条の三十第  $\frac{1}{+}$ たに有 条の三 (以下この条及び次条 7 次の各号に掲げる 第 一十二第二項に 超過議決権 項 項第五号口 又は追加 0 規定に 株 お 追 る

に占 は、 又は団体 法 単 人又 位 て計算することにより特定し、 8 いる外国 . の 抽 ・割とする。 は 0) 寸 せんにより特定した数の株式) 議決権の 体 法 が二 人等 次号にお 以 割  $\mathcal{O}$ 上 合が二分の 割 あ 合 るときは、 いて同 (一の外国 ľ 一を超 なお 当該 法 える場 人等 に応じて一 残 法 余が 人又は が占める当 一合における割 あるときは 団 株単位で案 体 0 該 議 法 決 合 人 権

分に相当する部分に対応するもの 特定した数 より特定し、 五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合 [条第六項 [体が二以上あるときは、 第百五· 国法人等の がされた結果、 十四四 0 の規定による計 なお残 株式 割合に応じて一 条第六項 認定放送持株会社が法第 余が の規定により同条第三 あ 当該法 算に係る るときは、 株単 る株式 人又は 位で案分して計算することに (同項の 株単 団体 のうち、 計算に係る法 百五十九 一項及び第四 位  $\mathcal{O}$ 一の抽 議決権に占め 超 条第 過議 せんによ 第百五 人又は 決権 項 項  $\mathcal{O}$ V) る 十 第 計

2 ることとなる株式となるもの 式 分 載 株式がある認定放送持株会社について前条第. 決権 決権制限株式とされたもの は 決権割合が五分の一 その株式に議決権制限株式がある認定放送持株 外国 未満 又は 制 限 株式となつた時 となる場合は、 記録することによつてもなお外国 人等 議決権割合が 未満となる場合又はその株式に議決権 当該認定放送持株会社 期 とする。 0 五分の一以上とならな が二以上あつて、 草い もの この場 から順に、 一合に ]人等議 二号の日 当該 슾 お  $\mathcal{O}$ 規定に 株式 議決権 決権割 1 議 社 11 範 決 0 を有 権 外 を有す 内 合 ょ 玉 制 ずる 時に で、 が五 ŋ 限 制 人等 株 記 限

> とする。 外国法人等の 抽 算することにより特定し、  $\mathcal{O}$ 議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、 せんにより特定した数の株式) 体が二以上あるときは、 という。 次号において同じ。 割合 に 相当する部分に <u></u>
> の 外国法人等が占め 当該法 なお残余があるときは、 )に応じて一株単位で案分して計 人又は 対応するもの 寸 体の る当該法人又は団 議決権に占 (当該 株単 法 人又 十割 8 位 体  $\mathcal{O}$

寸 のうち、 合 兀 分して計算することにより特定し、 の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、 三十第二 体の 第十七条の 項の計算がされた結果、 位 第十七条の二十八 議決権に占 0 超 項第五号口に定める株式会社に該当することとなる場 抽 過議決権部分に相当する部分に対応するもの せ んにより特定した数の める外国法 の四第六項の規定により同条第三  $\mathcal{O}$ 匹 ]第六項 認定放送持株会社が法第五十二条の 0)  $\mathcal{O}$ なお残っ 株式 割合に応じて 規定による計算に係る株式 余が あ 当該法 るときは 株単位 一項及び 人又は (同 で 第

(同上)

2

せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとすこととなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数

#### (通知)

第百七 は、 る事項を通知するものとする。  $\mathcal{O}$ がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはそ 簿に記載若しくは記録しない外国人等が有するとみなされる株式 て準用する法第百十六条第二項又は第三項の規定により、 議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合に その株式を有する者に対し、 十 一条 認定放送持株会社は、 速やかに、 法第百六十 その旨及び次に掲げ 一条第二項におい 株主名

- 株主の氏名又は名称
- 一 株主の住所
- 二 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しない
- された若しくは有することとされた日四- 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないことと- こととされた若しくは有することとされた株式の数

#### (公告)

により、六箇月ごとに行うものとする。 条第五項の公告は、認定放送持株会社の定款で定める公告の方法第百七十二条 法第百六十一条第二項において準用する法第百十六

#### (通知)

次に掲げる事項を通知するものとする。

十二第二項において準用する法第五十二条の八第二項又は第三項第十七条の二十八の十九 認定放送持株会社は、法第五十二条の三年の易において準用する法第五十二条の八第二項又は第三項第十七条の二十八の十九 認定放送持株会社は、法第五十二条の三

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

#### 四 (同上)

#### (公告)

社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとすいて準用する法第五十二条の八第四項の公告は、認定放送持株会第十七条の二十八の二十 法第五十二条の三十二第二項の規定にお

総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資第一項の規定を適用する。	<ul><li>2 支配株主等と被支配法人等が合わせて他の法人その他の団体の 百分の五十を超える議決権を有する者(以下この条において (対して「被支配法人等」という。)と当該法人その他の団体(以下この 条において「被支配法人等」という。)と当該法人その他の団体(以下この 来において「被支配法人等」という。)との関係</li><li>四 夫婦の関係</li><li>四 夫婦の関係</li><li>四 夫婦の関係</li></ul>	2 法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。 (特別の関係)
3 (同上)	2 四 三 (同上)	2 法第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第四項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。 (特別の関係) おって定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

(議決権を有することとなる株式)

て「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条においより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の第百七十四条 法第百六十四条第一項の総務省令で定めるところに

に有し 算した数の株式 号に掲げる場合を除っ 送持株会社の総株主の議決権に占める割合をいう。 ることとした場合にその 以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計 応するもの 決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対 権保有割合 下この条及び第百七十 おいて同じ。 0 者 又は追 (法第百六十四 (一の者が特定株式のすべてについ (当該株式を有する者が二以上あるときは、 )が保有基準割合を超えることとなる場合 加して有することにより当該 六条において同じ。 者 [条第 の有することとなる議決権の認 当該特定株式のうち、 項に規定する一の が特定株式を新 て議決権  $\mathcal{O}$ 者の特定議 者をいう。 以下この 当該特定議 当該二 を有す 定放 次 条 決 以

場 に に規定する特別 別地上基幹放送事業者を除く。 送 合 おいて「特別関係 法人その 持 の特定議決 ;株会社の株式 該新たに一 他 0 権保有割合が保有基準割合を超えることとなる  $\mathcal{O}$ 寸 体 関係にある者 0) 0) 者」 (第百· うち 者の特別関係者とされる者が有する認定 という。 七十六条第 当 「該特定議決権保有割合が保有基 (以下この )とされることにより当該 が新たに一の者と前条第 項 条及び 第 号に規定する特 第百七十 -六 条 項

|決権を有することとなる株式)

第十七条の二十八の二十二 法第五十二条の三十五 とする。 各号に掲げる場合の区分に応じ、 の条及び次条において 令で定めるところにより議決権を有することとなる株式 「議決権制限株式」という。 当該各号に定める株式 第 一項 以外の株 は 0 (以下こ 次 務 0 省

う。 以上あるときは、 部分に相当する部分に対応するもの ľ 割合をいう。 ととなる議決権の認定放送持株会社の総株主の議決権に占 り当該一の者の特定議決権保有割合 て一株単位で案分して計算した数の株式 株式のうち、 えることとなる場合 てについて議決権を有することとした場合にその 一の者 以下この条及び第 が特定株式を新たに有し、 (法第五十二条の三十 以下この条において同じ。 当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える 当該二以上の者が有する当該株式の数に応じ (次号に掲げる場合を除 + 七条 0 五. 又は追加して有することに 第 十八 (一の者が特定株式 (当該株式を有する者が二 項 )が保有基準割合を超 に 0 規定する一 二十四に 者  $\mathcal{O}$ 当該特· お 有 0 するこ のす 者 7 8 を 定 ょ 同

う。 び 者と前条第 別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株 に規定する特別地上系一般放送事業者を除く。) 有基準 法人その他 とされることにより当該 七条の二十八の二十四に 割合を超えることとなる場 項に規定する特別 0 団体 第十 七 条 の関係にある者 の二十八 0 おい 合 者の特定議決権保 て の二十 当該新たに 特別関 厄 以 が新たに 第 係 下この 式 者 0 有割 のうち 項 第 条及 合が  $\mathcal{O}$ <u>ー</u>の 号

第百七十五条 認定放送持株会社は、法第百六十四条第一項の規定(通知)	案分して計算するものとする。は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で	$\sim$	早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものと	有基準割合を超えない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の	るときは、当該議決権制限株式は、当該特定議決権保有割合が保	つて、当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合以下とな	3 一の者又はその特別関係者が議決権制限株式を有する場合であ	その他の方法により議決権制限株式を特定するものとする。	株式を特定できない場合には、株主その他の関係人に対する照会	2 認定放送持株会社は、その株主の有する株式のうち議決権制限	て計算した数の株式)	該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分し	に対応するもの(当該株式を有する者が二以上あるときは、当	定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分	の特別関係者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特	なる場合(前二号に掲げる場合を除く。) 当該一の者又はそ	三 一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることと		株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)	を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該	準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの(当該株式
第十七条の二十八の二十三 認定放送持株会社は、法第五十二条の(通知)							3 (同上)			2 (同上)							三 (同上)	案分して計算した数の株式)	は、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で	る部分に対応するもの(当該株式を有する者が二以上あるとき	当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当す

ものとする。
する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知する制限株式が議決権を有することとなつた場合には、その株式を有により、その株式が議決権制限株式となつた場合又はその議決権

- 一 株主の氏名又は名称
- 三 議決権を有い二 株主の住所
- の数 三 議決権を有しないこととされた又は有することとされた株式
- 四 議決権を有しないこととされた又は有することとされた日

### (保有基準割合)

者について百分の十とする。
の特別関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一の百分の三十三とする。ただし、一の者又はその一若しくは二以上第百七十六条 法第百六十四条第二項の総務省令で定める割合は、

- 上基幹放送事業者」という。)であるとき。て基幹放送を行う地上基幹放送事業者(次号において「特別地う基幹放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域におい法第百六十三条の規定による子会社地上基幹放送事業者の行
- かに該当する関係をいう。2 前項第二号の支配関係とは、法第九十三条第二項各号のいずれ

げる事項を通知するものとする。には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲場合又はその議決権制限株式が議決権を有することとなつた場合三十五第一項の規定により、その株式が議決権制限株式となつた

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

#### 四(同上)

#### (保有基準割合)

るときは、当該一の者について百分の十とする。の一若しくは二以上の特別関係者が次の各号のいずれかに該当す今で定める割合は、百分の三十三とする。ただし、一の者又はそ第十七条の二十八の二十四 法第五十二条の三十五第二項の総務省

- う。 う 事業者 域と重複する放送対象地域において放送を行う地上系一 第五十二条の三十第一項に規定する地上系一般放送事業者 認定放送持株会社の子会社である地上系 以下この号において同じ。 ) であるとき。 (次号において 一特別地 の行う放送に係る放送対象地 上 系 般放送事業者」 般 放送事 業者 般放送 をい
- 二 特別地上系一般放送事業者を支配する者であるとき。
- 成二十年総務省令第二十九号)第十三条第一項各号のいずれかに2 前項第二号の支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準(平

#### 、認定の承継 0 申 請

第 記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。 合に限る。 百七十七条 会社の地位を承継しようとするとき(合併又は会社分割による場 ) は、 法第百六十五条第 別表第六十号の様式により、 一項の規定に基づき認定放送持株 次に掲げる事項を

- 合併又は会社分割当事者の名称、 住所及び代表者の氏名
- 株式会社の予定する名称、 会社又は分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式 住所及び代表者の氏名
- 力を生ずる予定年月日 合併又は会社分割決議年月日及び合併又は会社分割がその効
- 兀 合併又は会社分割の理由

五 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理

- 承継に係る認定放送持株会社の名称
- 事業計画及び事業収支見積り
- 2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。
- 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の 写
- を証するに足りる書類 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思決定
- 会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式

### 該当する行為をいう。

、認定の承継 (T) 申 請

第十七条の二十八の二十五 ものとする。 基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき は会社分割による場合に限る。 次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行う 法第五十二 は、 条の三十六第一項の規定に 別表第二十四号の様式によ (合併又

- (同上)
- (同上)

Ξ. 記の予定年月日 合併又は会社分割決議年月日及び合併又は会社分割による登

- 兀 (同上)
- 六 五 (同上)
- 七 (同上) (同上)
- 2 (同上)
- (同上)

(同上)

 $\equiv$ (同上)

【第百六十四条に移動】	第百七十八条 法第百六十五条第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき (譲渡による場合に限る。) 会社の地位を承継しようとするとき (譲渡による場合に限る。) 主	い。  3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、する株式会社の定款又は定款案
で訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。	第十七条の二十八の二十六 法第五十二条の三十六第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき (譲渡による場合に限る。)は、別表第二十五号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。 一 (同上) 三 (同上) 五 (同上) 二 (同上)	3 (同上)

第十七条の二十九 法第五十三条第一項の規定による指定(次項に(指定の申請)	第百八十条 法   法   法   法   法   法   (指定の申請)
	第八章 放送番組センター
消申請書を総務大臣に提出するものとする。 取消しを申請しようとする者は、別表第二十六号の様式の認定取	に提出するものとする。 とする者は、別表第六十二号の様式の認定取消申請書を総務大臣
第十七条の二十八の二十九 法第五十二条の三十七第一項の認定の(認定の取消しの申請)	第百七十九条 法第百六十六条第一項の認定の取消しを申請しよう(認定の取消しの申請)
すことができない場合は、この限りでない。	
た場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返2 前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受け	
らない。	
ときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければなし、浮し、労し、労った等のために認気記の再交代を申請しようとする。	
	【第百六十五条に移動】
(認定証の再交付)	
滞なく旧認定証を返さなければならない。	
5 認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅証の訂正を行うことがある。	
4 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定	
の交付による訂正を行うことがある。 3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証	

記 7 載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 「指定」という。 を受けようとする者は、 次に掲げる事 項 を お 1 て

- 名称及び住所
- 所在地 番組収集業務等」という。 法第百六十八条に規定する業務 )を行おうとする事務所の名称及び (以下この条におい て 「放送
- 放送番組収集業務等を開始しようとする日
- 2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。
- 申請の 定款及び登記事項証明 日の属する事業年度の前事業年度における財産目録 書
- た法人にあつては、 び貸借対照表。 ただし、 その設立時における財産目録とする。 申請の 日 0 属する事業年度に設立され
- 書及び収支予算書 申請 0 日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計 画
- 兀 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五. 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 現に行つている業務の概要を記載した書類
- 八 放送番組収集業務等の実施の方法に関する計画を記載
- 九 その他 |参考となる事項を記載した書類

類

セ ンターの名称等の変更の届 出

第 百八 (以下 7 「センター」という。 条 法第百六十 七条第 は、 項に規定する放送番組センター 同条第四 |項の 規定による届出

> 項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 「指定」 という。)を受けようとする者は、 次に掲げる事

- (同上)
- 送番組収集業務等」という。 法第五十三条の二に規定する業務 を行おうとする事務 (以下この条におい 所の 名称 7 放 及
- (同上)

び

所在地

- 2 (同上)
- (同上)
- (同上)

及

- $\equiv$ (同上)
- 几 同 上
- 七六五 (同上) 同 上
- 同 上

八

(同上)

- 九 同 上
- セ ンターの名称等の変更の届 出
- 第十七条の三十 (以下「センター」という。 法第五十三条第 は、 項に規定する放送番組セン 同条第四項の規定による届 ター 出

大臣に提出しなければならない。 をしようとするときは、 次に掲げる事項を記載した届出書を総務

- 変更後の名称、 住所又は所在地
- 変更しようとする年月日

# (収集の基準等の公表)

第百八十二条 ることができる方法によつて行うものとする。 が発行する刊行物 法第百六十九条第四項の規定による公表は、 への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知 センタ

> 大臣に提出しなければならない。 をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務

- (同上)
- (同上)

# (収集の基準等の公表)

第十七条の三十一 衆が知ることができる方法によつて行うものとする。 センターが発行する刊行物への掲載その他のできるだけ多くの公 法第五十三条の三第四項の規定による公表は、

## (計画の記載事項)

第十八条 るものとする。 法第五十三条の九の計画に は 次に掲げる事項を記載す

放送設備の設置又は整備に関する計一

画の概要

多重放送を実施しようとする時期

送事業者であつて受託放送事業者以外のものである場合には 協会又は超短波放送若しくはテレ ビジ 彐 ン放送を行う 般放

### 次の事項

- 放送事項の種類ごとの放送番組の分量
- (2)多重放送を行おうとする者に放送設備を利用させる場合に

### は 次の事項

- イア 利用主体
- 利用させる放送設備
- ウ 利用させる放送設備の 管理の方法 利用期間及び対価
- 工 その他の利用条件

## 第九章 雑則

### (適用除外)

- いて行われる放送 電波法第四条の規定により開設に免許を要しない無線局を用
- れる一般放送
  二 放送及びその受信の技術の発達のための試験研究の用に供さ
- 三 臨時かつ一時の目的のために行われる一般放送

われる有線一般放送おいては、同一の者の占有に属する区域をいう。)において行四一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合に四

- 五 信号のみを送信するために行われる有線一般放送
- 臣が別に告示するものに限る。)共同聴取業務であるものその他これに類するものとして総務大設により行われる有線一般放送(そのすべてが同時再放送又は一の有線放送施設に係る引込端子の数が五十以下の規模の施工の有線放送施設に係る引込端子の数が五十以下の規模の施工の方法
- 視聴又は聴取されることを目的として行われる有線一般放送七、公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接
- ル放送の標準方式第四条に規定する情報源符号化方式を用いるの放送番組に係る信号の伝送速度が毎秒二メガビット(デジタ信時に、当該信号を送出するための装置の出力端子における一般放送の業務を行おうとする者の放送番組に係る信号の送

する放送方式による有線一般放送及びラジオ放送を除く。)電気通信役務利用放送法施行規則第二款から第七款までに規定(有線テレビジョン放送法施行規則第二款から第七款まで及び場合にあつては、毎秒四メガビット)以下である有線一般放送

について準用する。 2 第百十一条第二項及び第三項の規定は、前項第六号の引込端子

## (書類の提出等)

きる。 類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することがで類の区分に応じ、当該各号に提出する書類は、次の各号に掲げる書第百八十四条 法又はこの省令の規定(第五十八条第一項の規定を

ときは 通信事務所を含む。 地域又は業務区域(その区域が二以上の総合通信局 等をしようとする者が行い を経由して当該申請等を行うこと。 申請 そのいずれか一の管轄区域) 届出又は報告 次号において同じ。 (以 下 又は行おうとする放送の 「申請等」という。 を管轄する総合通信局長 の管轄区域にわたる (沖縄総合 放送対象 当該申請

は衛星一般放送である場合には、適用しない。 若しくは学園の放送、移動受信用地上基幹放送、衛星基幹放送又 前項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、協会

(電磁的方法により記録することができる書類等)

第百 ľ, が  $\mathcal{O}$ が別に告示する電磁的方法 できる。 知覚によつては認識することができない方法をいう。 提出する書類は、 十五条 )による記録に係る記録媒体により作成し及び提出すること この 省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣 これらの書類の記載事項を記録した総務大臣 (電子的方法、 磁気的方法その他の人 以下同 第十

移所に備え付けておかなければならない。 表示することができる電子計算機その他の機器を放送事業者の事とができる。この場合において、当該書類等を必要に応じ直ちには、当該書類等による保存に代え、電磁的方法により保存するこ第百八十六条 放送事業者は、次の各号に掲げる書類等について III

関の議事の概要及び審議機関の答申等により講じた措置の内容一第四条第一項の規定に基づき備え置く番組基準並びに審議機

一 第八条の規定に基づき記録する候補者放送の記録

三 第八十四条の規定に基づき備え付ける基幹放送業務日誌

四 第百一条の規定に基づき保存する会計記録

、電磁的方法により記録することができる書類等

う。 法その他の人の知覚によつては認識することができない 総合通信局長に提出する書類は、 出 した総務大臣が別に告示する電磁的方法 九条 することができる 以下同じ。 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣又は )による記録に係る記録媒体により作成し及び提 これらの書類の記載事 (電子的方法、 方法を 磁気的· 項を記り 7 方 録

2 (同上)

第二十条 (同上)

議機 第 関 条の  $\mathcal{O}$ 議事 三第 0 概要及び審議機関 項の規定に基づき備え置く番組基準 の答申等により 講じた措 並び に 置 審  $\mathcal{O}$ 

一 第十六条の規定に基づき記録する候補者放送の記録

内

容

第十七条の二十四の規定に基づき備え付ける委託放送業務日

誌

改 正 案	<b>盟</b>
別表第一号(第16条第2項関係)	別表第四号(第2条の10関係)
協会国際衛星放送の業務開始届出書	委託協会国際放送業務開始届出書
年 月 日	年 月 日
総務大臣 殿	総務大臣 殿
郵便番号	郵便番号
住 所	住 所
日本放送協会会長	日本放送協会会長
氏 名(記名押印又は署名)	氏名(記名押印又は署名)
次のとおり <u>協会国際衛星放送の業務</u> を開始したので、放送法 <u>第25条</u>	次のとおり <u>委託協会国際放送業務</u> を開始したので、放送法 <u>第9条の</u>
の規定により届け出ます。	<u>5</u> の規定により届け出ます。
協会国際衛星放送の種類(	<u>委託して行わせる放送</u> の種
注1)	類 (注1)
協会国際衛星放送の業務に	委託の相手方
用いられる外国の放送局を	
運用する者の氏名又は名称	
協会国際衛星放送の業務に	委託の相手方の人工衛星の
用いられる人工衛星の放送	放送局に係る人工衛星の軌
<u>局</u> に係る人工衛星の軌道又	道又は位置(注2)
は位置(注2)	
協会国際衛星放送に係る周	委託して行わせる放送に係
波数	る周波数

業務開始の期日	
放送事項 (注3)	
放送区域	

- 注1 「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」 のように記載するとともに、デジタル放送を行う場合は「テレビジョン放送(デジタル放送)」のように記載すること。
  - 2 別表第六の二号の注3に準ずること。
  - 3 <u>外国人向け又は邦人向けの別を記載するほか、別表第六の</u> 二号の注5に準ずること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二号(第26条関係)

予算の科目

### (一般勘定)

(事業収支)

款	項	説明
事業収入	受 信 料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関
		する研究関係交付金及び選挙放
		送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交
		付金収入以外の協会の業務から
		生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価

業務開始の期日	
委託放送事項(注3)	
委託して放送をさせる区域	

注1から注3までは、別表第十二号の注1、注2及び注4に準ず ること。また、用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

別表第五号(第8条関係)

予算の科目

### (一般勘定)

(事業収支)

( )		
款	項	説明
事業収入	受 信 料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関す
		る研究関係交付金及び選挙放送関
		係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付
		金収入以外の協会の業務から生じ
		る収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証

		_ 証券償還差益、有価証券売却益				券償還差益、有価証券売却益、受
		一、受取配当金その他の金融収入				取配当金その他の金融収入、消費
		、、文敬配当並との他の並織収入。				税等
	収 入	、 <sup>旧真代 寺</sup> 経常収入であつて他の項に属さ			雑収	1 <sup>757</sup>     入経常収入であつて他の項に属さな
木比		性的収入とめって他の頃に属さないもの			木比 4人	にもの
#±.					#±. □( 11 <del>0</del>	
<del>竹</del>		固定資産売却益その他の経常収			村 別 収 )	入固定資産売却益その他の経常収入
<del>+</del> * + 11		入以外の収入		<del>*</del> * + 11		以外の収入
事業支出	.1. 14. 37. <del>11</del> .			事業支出		
		国内放送及び衛星基幹放送の業			国内放送	費国内放送及び <u>委託国内放送業務</u> に
		務に係る放送番組の編集及び送				係る放送番組の編集及び送信に要
		信に要する経費				する経費
国		国際放送及び <u>協会国際衛星放送</u>			国際放送	費国際放送及び <u>委託協会国際放送業</u>
		の業務に係る放送番組の編集及				務に係る放送番組の編集及び送信
		び送信に要する経費				に要する経費
契;	約収納費	受信契約及び受信料収納に要す			契約収納	費受信契約及び受信料収納に要する
		る経費				経費
受	信対策費	受信改善及び受信相談業務に要			受信対策	費受信改善及び受信相談業務に要す
		する経費				る経費
広	報費	事業活動の周知及び視聴者関係			広 報	費事業活動の周知及び視聴者関係業
		業務に要する経費				務に要する経費
調	查研究費	放送及びその受信の進歩発達に			調査研究	費放送及びその受信の進歩発達に必
		必要な調査研究に要する経費				要な調査研究に要する経費
給	与	役員報酬及び基本給、基準外賃			給 -	与役員報酬及び基本給、基準外賃金
		金、賞与その他の名目・支払方				、賞与その他の名目・支払方法を
		法を問わず協会と職員の間の雇				問わず協会と職員の間の雇用契約
I I			ı I	I	I	L

用契約に基づき支払われるすべ てのもの(退職給付費用及び役 員退任に要する経費を除く。) 退職手当・退職給付費用及び役員退任に要 生費する経費、社会保険料の雇用主 負担その他の法定福利費並びに 法定外の福利厚生に要する経費 共通管理費役員交際費、公租公課、施設管 理費並びに一般事務、企画事務 監査、研修及び転勤に要する 経費その他の業務全般に共通し て要する経費 減価償却費 費借入金利息、放送債券利息、放 送債権発行費償却その他の金融 費用、消費税等 特 別 支 出固定資産売却損その他の経常支 出以外の支出 備 費 事業収支差金

(資本収支) (略)

(番組アーカイブ業務勘定) (事業収支) (略) に基づき支払われるすべてのもの (退職給付費用及び役員退任に要 する経費を除く。)

退職手当・ 厚 生 費 る経費、社会保険料の雇用主負担 その他の法定福利費並びに法定外 の福利厚生に要する経費

共通管理費役員交際費、公租公課、施設管理 費並びに一般事務、企画事務、監 査、研修及び転勤に要する経費そ の他の業務全般に共通して要する 経費

減価償却費

財 務 費借入金利息、放送債券利息、放送 債権発行費償却その他の金融費用 、消費税等

特 別 支 出 固定資産売却損その他の経常支出 以外の支出

予 備 費

事業収支差金

(資本収支) (同左)

(番組アーカイブ業務勘定) (事業収支) (同左)

### (資本収支) (略)

### (受託業務等勘定)

### (事業収支)

款	項	説明
事業収入		
	受託業務等	法第20条第3項各号の業務から
	収入	生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価
		証券償還差益、有価証券売却益
		その他の金融収入
事業支出		
	受託業務等	法第20条第3項各号の業務に要
	費	する経費
	財務費	借入金利息その他の金融費用
事業収支差金		

- 注1 この表において、「番組アーカイブ業務勘定」及び「受託業務等勘定」とは、法<u>第73条第2項</u>に規定する特別の勘定をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)。
  - 2 この表において、「放送債券償還積立資産」とは法<u>第80条</u> 第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産 を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立て た資産をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)

(資本収支) (同左)

### (受託業務等勘定)

### (事業収支)

款	項	説明
事業収入		
	受託業務等	法第9条第3項各号の業務から生
	収入	じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証
		券償還差益、有価証券売却益その
		他の金融収入
事業支出		
	受託業務等	法第9条第3項各号の業務に要す
	費	る経費
	財務費	借入金利息その他の金融費用
事業収支差金		

- 注1 この表において、「番組アーカイブ業務勘定」及び「受託 業務等勘定」とは、法<u>第39条第2項</u>に規定する特別の勘定を いう(<u>別表第六号及び別表第七号において同じ。</u>)。
  - 2 この表において、「放送債券償還積立資産」とは法<u>第42条</u> 第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産 を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立て た資産をいう(<u>別表第六号</u>及び<u>別表第七号</u>において同じ。)

0

- 3 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。
- 4 予算書の末尾に次の事項を記載すること。
- (1)事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額(一般勘定に限る。)
- (2) 事業収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

別表第三号(第34条第1項関係)

(略)

別表第四号(第34条第3項関係)

収支支出決算表

年度

(一般勘定) (略)

(番組アーカイブ業務勘定) (略)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

卦	百	予	算	額		決算額	予算残額
水人	垻	当初額	予算総	合	計		

- 3 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。
- 4 予算書の末尾に次の事項を記載すること。
- (1)事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額(一般勘定に限る。)
- (2) 事業収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

<u>別表第六号(第12条の2第1項関係)</u> (同左)

別表第七号(第12条の2第3項関係)

収支支出決算表

年度

(一般勘定) (同左)

(番組アーカイブ業務勘定) (同左)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

李	百	予	算	額		決算額	予算残額
水人	! !	当初額	予算総	合	計		

			則に基	(1)+(2)		
			づく増			
			減額			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(3)-(4)
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円
	受託業務					
	等収入					
	財務収入					
事業支出						
	受託業務					
	等費					
	財務費					
事業収支						
差金						

注1~4 (略)

5 法<u>第70条第1項</u>の規定により収支予算が変更された場合は、 変更後の額を当初額の欄に記載すること。

6 (略)

		則に基 づく増	(1)+(2)		
		減額			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(3)-(4)
事業収入	千円	千円	千円	千円	千円
受託業務					
等収入					
財務収入					
事業支出					
受託業務					
等費					
財務費					
事業収支					
差金					

注1~4 (同左)

- 5 法<u>第37条第1項</u>の規定により収支予算が変更された場合は、 変更後の額を当初額の欄に記載すること。
- 6 (同左)

別表第一号(第一条の二関係)
一 国内放送 (地上系によるデジタル放送 (電波法施行規則第二条
第一項第二十八号の十六に規定するデジタル放送(デジタル放送
の標準方式によるものに限る。)をいう。以下同じ。)。
送を行うものを除く。)
テレビジョン放送
高精細度テレビジョン放送を含む放送
(1) 協会の放送
ア総合放送
[7] 広域放送
•
イ 教育放送
(2) 学園の放送
大学教育放送
(3) 一般放送事業者の放送
総合放送
(汀) 広域放送

五. 兀 (2) (1) (2) (1) (3) (2) (1) (5) (4) (3) (2) (1) 料金による基幹放送の区分 放送の種類による基幹放送の区分 送信の方式による基幹放送の区分 地上基幹放送等の基幹放送の区分 中波放送 衛星基幹放送 デジタル放送以外の放送 地上基幹放送 中継国際放送 有料放送以外の放送 有料放送 デジタル放送 移動受信用地上基幹放送 内外放送 協会国際衛星放送 国際放送

(1) 中波放送 ア 協会の放送 A 広域放送 B 県域放送

(8) (7) (6) (5) 標準テレビジョン放送 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送

多重放送

1 超短波文字多重放送

(9)

データ放送

マルチメディア放送 超短波音声多重放送

> (5) 多重放送

県域放送 広域放送

超短波音声多重放送

般放送事業者の放送

1 超短波文字多重放送

般放送事業者の放送

ウ 標準テレビジョン音声多重放送 般放送事業者の放送

標準テレビジョン文字多重放送

エ

般放送事業者の放送

オ 標準テレビジョン・データ多重放送 般放送事業者の放送

行うものに限る。 国内放送 (地上系によるデジタル放送以外の放送。 有料放送を

多重放送

(1) 超短波文字多重放送

般放送事業者の放送

(2)標準テレビジョン・データ多重放送

159

(4)   外国語放送		(3) (1)及び(2)以外の放送	(2) 学園の放送	(1) 協会の放送	六 放送事業者による基幹放送の区分
	(4) 特定標準テレビジョン放送以外の放送に行う放送をいう。以下同じ。) に行う放送をいう。以下同じ。) ところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時ところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時でしている。	(3) 一般放送事業者が委託により行わせる放送 (7) 超短波放送 (7) 超短波放送	(2) 学園が委託して行わせる放送 (7) 難視聴解消を目的とする放送 デレビジョン放送	(1) 協会が委託して行わせる放送 る。) 四 受託国内放送 (特別衛星放送。デジタル放送を行うものに限	一般放送事業者の放送

(7)	(6)	(5)
その他の放送	特定標準テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送

五

受託国内放送

(特別衛星放送。

デジタル放送以外の放送を行う

ものに限る。

(デジタル放送) と同一の放送番組を放送するものに限る。)

テレビジョン放送

総合放送

難視聴解消を目的とする放送

協会が委託して行わせる放送

(特別衛星放送に係る受託国内放送

八 (4) (3) (2) (1) 放送対象地域による基幹放送の区分 全国放送

県域放送 広域放送

コミュニティ放送

六 ら二百二十二メガヘルツまでの周波数を使用してデジタル放送を 受託国内放送(移動受信用地上放送。 二百七・五メガヘルツか

行うものに限る。 般放送事業者が委託により行わせる放送 マルチメディア放送

六 国際放送

協会の放送

(注) (注)	九 その他の基幹放送の区分  1 受信障害対策中継放送  2 臨時目的放送  おしくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的に行う放送をいう。)  特に行う放送をいう。)  的に行う放送をいう。)  的のため試験が送 (衛星放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究を記録が送しての受信の進歩発達に必要な試験、研究を記録が、研究を記録が、研究を記録が、研究を記述を表表している。)	
(注) (注) (注) (注)		協会の放送 中継国際放送

| 送をいう。 | 規則第二条第一項第二十八号の五に規定する超短波音声多重放| | 見の表において、「超短波音声多重放送」とは、電波法施行|

組の編集による放送をいう。
並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和がとれた放送番「この表において、「総合放送」とは、教養番組又は教育番組

育番組及び教養番組の放送によつて占められている放送をい四 この表において、「教育放送」とは、その放送の大部分が教

関する告知放送によつて占められている放送をいう。程に定める授業科目の授業として行われる放送及び放送大学にが学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)の教育課五。この表において、「大学教育放送」とは、その放送のすべて

七 この表において、「県域放送」とは、一の都道府県の区域又域を併せた区域における需要にこたえるための放送をいう。六 この表において、「広域放送」とは、三以上の都府県の各区

テレビジョン音声多重放送をいう。電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十一に規定する標準六。この表において、「標準テレビジョン音声多重放送」とは、

テレビジョン文字多重放送をいう。電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十二に規定する標準七、この表において、「標準テレビジョン文字多重放送」とは、

標準テレビジョン・データ多重放送をいう。は、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十三に規定する八、この表において、「標準テレビジョン・データ多重放送」と

組の編集による放送をいう。
並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和がとれた放送番九 この表において、「総合放送」とは、教養番組又は教育番組

う。 育番組及び教養番組の放送によつて占められている放送をい刊 この表において、「教育放送」とは、その放送の大部分が教

に関する告知放送によつて占められている放送をいう。 課程に定める授業科目の授業として行われる放送及び放送大学てが学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)の教育十一 この表において、「大学教育放送」とは、その放送のすべ

十三 この表において、「県域放送」とは、一の都道府県の区域|| 区域を併せた区域における需要にこたえるための放送をいう。|| 十二 この表において、「広域放送」とは、三以上の都府県の各|

放送をいう。 は二の県の各区域を併せた区域における需要にこたえるための

八 が他の て の 一 域が他の の区域に隣接する場合は、 第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とす 、特別区を含み、 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の 以下同じ。) 市町 体性が認められる場合には、 市 村の一 町 村の *(*) 地方自治法 部の区域に隣接し、 部の区域に隣接し 部の区域 その区域を併せた区域とし、 (昭和二十二年法律第六十七号) (当該区域が他の市町 その区域を併せた区域とす 住民のコミュニティとし カ つ当該隣接する区域 村の 当該区 市 町 部 村

九 この表において、「外国語放送」とは、外国語による放送をる。) における需要にこたえるための放送をいう。

通じて国際交流に資する放送をいう。

の放送を含む放送をいう。
会の行う地上系によるテレビジョン放送の難視聴の解消のため十、この表において、「難視聴解消を目的とする放送」とは、協

と同一の放送を同時に行う放送局をいう。幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送十一。この表において、「特定標準テレビジョン放送」とは、其

[移動]

の放送をいう。 又は二の県の各区域を併せた区域における需要にこたえるため

おける需要にこたえるための放送をいう。 (特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)十四 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村十四 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村

を通じて国際交流に資する放送をいう。 十五 この表において、「外国語放送」とは、外国語による放送

協会の行う地上系によるテレビジョン放送の難視聴の解消のた十六 この表において、「難視聴解消を目的とする放送」とは、

めの放送を含む放送をいう。

三項第二号に規定する特別衛星放送をいう。十七「この表において、「特別衛星放送」とは、第十七条の八第

発達に必 に移す目的のため試験的に行う放送をいう。 時の目的のための放送、 受信障害対策中 要な試 験 継 研究若しくは調査のため又は当 放送 試験放送 衛星補助 放送 (放送及びその受信の進歩 - 夕放送 特別衛星放送 一該放送を実用 臨時 か

ィア放送をいう。 イア放送をいう。 行規則第二条第一項第二十八号の四の二に規定するマルチメデ十二 この表において、「マルチメディア放送」とは、電波法施

規定する一般衛星放送をいう。)については、これらの別をもつものを除く。)及び一般衛星放送(第十七条の八第三項第三号にジョン放送又は特定標準テレビジョン放送のいずれかに該当する(協会若しくは学園が委託により行わせる放送、高精細度テレビ

て放送の区分とする。

(傍線部分は改正部分)

			<del></del>
松 正 紫		留	<b>#</b>
別表第六の一号(第64条関係)		【新設】	
地上基幹放送の業務認定申	請書		
   総務大臣 殿	年 月 日		
<u> </u>	<u> </u>		
<u>住</u>			
<u>(</u> ふりが 氏			
(法人又	ー 【は団体にあつては、名		
<u> </u>	代表者の氏名。記名押 要名)		
電話番			
地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、 の規定により申請します。	放送法第93条第3項		
基幹放送の種類(注1)			
基幹放送の業務に用いられる まやは注号について家族はの			
基幹放送局について電波法の 規定による免許を受けようと			
する者又はその免許を受けた			

166

者の氏名又は名称(注2)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項(注3)	
基幹放送の業務に用いられる	
電気通信設備の概要(注4)	
欠格事由の有無(注5)	□ 有 □ 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの 放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区 分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の 目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載 すること(同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総 則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」の ように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては 、その旨も記載すること。

### (記載例)

「地上基幹放送(デジタル放送) - テレビジョン放送 - 協会 の放送 - 総合放送 - 広域放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法 の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受 けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

### 注3

(1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送の業務の場合((2)及

び(3)の場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道 、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニテ ィ放送を行う基幹放送の業務の場合は、これらによるほか 、適宜の分類を用いることができる。以下この様式におい て同じ。)により、次のように記載すること。

<u>ア</u> <u>コミュニティ放送を行う基幹放送の業務以外の基幹放送</u> の業務の場合

(記載例)

<u>報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース</u> 、週間ニュース、災害に関する情報等)

<u>教育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座</u> 等)

<u>教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会</u> 、音楽講座、街頭討論会等)

<u>娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)</u> その他(通信販売番組等)

<u>イ</u> コミュニティ放送を行う基幹放送の業務の場合 (記載例)

生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

行政情報(市町村議会情報、市町村広報等)

観光情報(観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等)

(2) <u>超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送</u> <u>の業務の場合</u>

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3) <u>臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合</u> 放送事項を次のように記載すること。

- ア 博覧会等の用に供する場合 (記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項
- <u>イ</u> 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何) 地震の災害対策及び被災者救援のための 生活情報等に係る事項

- <u>注4</u> 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、 次により記載すること。
  - (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基 幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの 流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の 送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記 した概要図を記載すること。
  - (2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。
  - (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の放送法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
    - ア 放送法第111条第2号第1号に規定する基幹放送設備の損壊 又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさな いようにすることを確保するための措置に関する事項
    - イ 放送法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

70

- (4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- <u>注 5</u> 総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

### 別表第六の二号(第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押

印又は署名)

電話番号

<u>衛星基幹放送の業務</u>の認定を受けたいので、<u>放送法第93条第3項</u> の規定により申請します。

基幹放送の種類(注1)	
基幹放送の業務に用いられる基	

別表第十二号(第17条の9関係)

委託放送業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押

印又は署名)

<u>委託放送業務</u>の認定を受けたいので、<u>放送法第52条の13第2項</u>の 規定により申請します。

委託して行わせる放送の種類(	
注1)	
希望する委託の相手方	

幹放送局について電波法の規定	
による免許を受けようとする者	
又はその免許を受けた者の氏名	
<u> 又は名称(注2)</u>	
衛星基幹放送の業務に係る人工	
衛星の軌道又は位置(注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数(注4)	
業務開始の予定期日	
放送事項(注5)	
基幹放送の業務に用いられる電	
気通信設備の概要(注6)	
欠格事由の有無(注7)	□ 有 □ 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの 放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区 分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の 目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載 すること。(同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総 則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放 送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載 すること。)また、有料放送の場合にあつては、その旨も記 載すること。

希望の相手方の人工衛星の放送	
局に関し希望する人工衛星の軌	
道又は位置(注2)	
委託して行わせる放送に関し希	
望する周波数(注3)	
業務開始の予定期日	
委託放送事項(注4)	
	□ 有 □ 無

注1 「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」の ように記載するとともに、デジタル放送を委託して行わせる 場合は「テレビジョン放送(デジタル放送)」のように記載す ること。

### (記載例)

「衛星基幹放送(デジタル放送)-テレビジョン放送」

- 注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法 の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受 けた一の者の氏名又は名称を記載すること。
- 注3人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。(記載例)対地静止衛星軌道 E 110°経度及び緯度の変動幅 ±0.1°

### 注4

(1) 広帯域伝送方式等による<u>衛星基幹放送の業務</u>の場合で、超 短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を<u>行う場合</u>は、 次のように記載すること。

(第69条の規定により一の申請書により二以上の<u>衛星基幹放送</u>の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数11.72748GHz

伝送方式 広帯域伝送方式 シンボル数(合計)20.0025Mbaud

超短波放送

第1番組

シンボル数 0.16125 Mbaud(補完放送(

データ)を含む。※)

スロット数 1スロット

変調方式 8 P S K

注2人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。(記載例)対地静止衛星軌道 E 110°経度及び緯度の変動幅 ±0.1°

### 注3

(1) 広帯域伝送方式等による<u>放送を委託して行わせる委託放送</u> <u>業務</u>の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放 送を<u>委託して行わせる場合</u>は、次のように記載すること。 (<u>第17条の12</u>の規定により一の申請書により二以上の<u>委託放送</u> <u>業務</u>の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボ ル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載するこ と。)

(記載例) 中央の周波数11.72748GHz 伝送方式 広帯域伝送方式 シンボル数(合計)20.0025Mbaud 超短波放送

第1番組

シンボル数 0.16125 Mbaud(補完放送( データ)を含む。**※**)

スロット数1スロット変調方式8 P S K

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32スロット

変調方式 8 P S K、Q P S K

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線

数 一本おき/1,125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号

の画素数 1,440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数

30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの

垂直方向の輝度信号の画素数 1,080画素

第1番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を

含む。※)

スロット数 16スロット

第2番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送(音声)を

含む。※)

スロット数 16スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン 放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32スロット

変調方式 8 P S K、Q P S K

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線

数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号

の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数

30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの

垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

第1番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を

含む。※)

スロット数 16スロット

第2番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送(音声)を

含む。※)

スロット数 16スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン 放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該 補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る 1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては 、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数 0.60125 Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8 P S K

誤り訂正率 2/3

(2) 狭帯域伝送方式等による<u>衛星基幹放送の業務</u>の場合は、次のように記載すること。

(第69条の規定により一の申請書により二以上の<u>衛星基幹放送</u>の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 12.3456GHz

伝送方式 狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計) 13,140,492 bps

第1番組 6,570,246 bps(補完放送(音声) を含む。※)

第2番組 6,570,246 bps(補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線 数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号

補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る 1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては 、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数 0.60125 Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8 P S K

誤り訂正率 2/3

(2) 狭帯域伝送方式等による<u>放送を委託して行わせる委託放送</u> 業務の場合は、次のように記載すること。

(第17条の12の規定により一の申請書により二以上の<u>委託放送業務</u>の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 12.3456GHz

伝送方式 狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計) 13,140,492 bps 第1番組 6,570,246 bps(補完放送(音声) を含む。※)

第2番組 6,570,246 bps(補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線 数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号

の画素数 544画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの 垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン 放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該 補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準 伝送容量(当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒 当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあつては、 補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準 伝送容量)を明記すること。

### 注 5

(1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を<u>行う場合</u>の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報 道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツ ニュース、週間ニュース、災害に関す る情報等) の画素数 544画素 符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz 符号化された映像信号の一フレーム当たりの 垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン 放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該 補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準 伝送容量(当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒 当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあつては、 補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準 伝送容量)を明記すること。

### 注4

(1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を<u>委託して行わせようとする場合</u>

<u>委託放送事項</u>を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、<u>広告、</u>その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を<u>委託して行わせる場合</u>の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報 道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツ ニュース、週間ニュース、災害に関す る情報等)

- 教 育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業 教育講座等)
- 教 養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
- 娯 楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等 )

### その他 (<u>通信販売番組等</u>) 成人向け番組の有無 □有 □無

(2) 超短波放送又はテレビジョン放送を<u>行う基幹放送の業務の</u>場合((1)の場合を除く。)

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語 及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従つて記 載すること。この場合において、データを併せ送るものであ るときは、(3)のデータ放送を<u>行う場合</u>の記載例に準じ、併せ て記載すること。

### (記載例)

分 野	主たる言	言語 成人向け番組の有	f無 備考
学校教育番組(主と	して	無	
高校·大学受験対策	<b>ぎ講</b>		
座)			
野球、サッカーを中	心	無	
としたスポーツ番組	1		
ドイツ国内で放送さ	れ ドイツ語	無無	
ているニュース、ト	<b>ドラ</b>		

- 教 育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業 教育講座等)
- 教 養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
- 娯 楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等 )

広告(商業案内、スポット・アナウンス等) その他(放送番組の予告等)

(2) 超短波放送又はテレビジョン放送を<u>委託して行わせようと</u> する場合((1)の場合を除く。)

<u>委託放送事項</u>を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる 言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従つ て記載すること。この場合において、データを併せ送るもの であるときは、(3)のデータ放送を<u>委託して行わせる場合</u>の記 載例に準じ、併せて記載すること。

### (記載例)

分	野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組	狙(主として		無	
高校・大学	受験対策講			
座)				
野球、サップ	カーを中心		無	
としたスポー	ーツ番組			
ドイツ国内で	で放送され	ドイツ語	無	
ているニュー	ース、ドラ			

マ、ドキュメンタリー		
番組		

- (注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現 で簡潔に記載すること。
- (注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。
- (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
- (注4) <u>法第8条</u>に規定する事項のみを<u>放送事項</u>とするもので ある場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- (3) データ放送を<u>行う基幹放送の業務の場合</u> <u>放送事項</u>を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号 化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載 例に従つて記載すること。

### (記載例)

分	野	データ符号化方式の 名称	成人向け番組の 有無	備考
株価、縚	E済指標	XML方式	無	
等の経済	情報			
最新自動	加車情報	(何)方式	無	
、自動車	三部品等			
を紹介す	でる電子			

マ、ドキュメンタリー		
番組		

- (注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現 で簡潔に記載すること。
- (注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。
- (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
- (注4) <u>法第3条の5</u>に規定する事項のみを<u>委託放送事項</u>とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること
- (3) データ放送を<u>委託して行わせようとする場合</u> <u>委託放送事項</u>を放送番組の実態に合わせて、分野、データ 符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の 記載例に従つて記載すること。

### (記載例)

分	野	データ符号化方式の 名称	成人向け番組の有 無	備考
株価、	経済指標	XML方式	無	
等の経	済情報			
最新自	動車情報	(何)方式	無	
、自動	]車部品等			
を紹介	する電子			

マガジン

- (注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現 で簡潔に記載すること。
- (注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従つた記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。
- (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
- (注4) <u>法第8条</u>に規定する事項のみを<u>放送事項</u>とするもので ある場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- (4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を<u>行う基幹</u> 放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアから工までに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

「1週間当たりの放送時間全体」及び「1週間当たりの総放送時間」とは次の定義による。

・「1週間当たりの放送時間全体」

高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の 標準テレビジョン放送を行う場合は、「標準テレビジョン マガジン

- (注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現 で簡潔に記載すること。
- (注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従つた記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。
- (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
- (注4) <u>法第3条の5</u>に規定する事項のみを<u>委託放送事項</u>とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- (4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を<u>委託して</u> 行わせようとする場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアから工までに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

放送のうち1週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間」と「高精細度テレビジョン放送の放送時間」の合計をいう。

・「1週間当たりの総放送時間」

すべての放送時間の合計(延べ放送時間)をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

- ア 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合
- イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一週間 当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送( ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送 するものに限る。)に係る放送時間の占める割合
- ウ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係 る放送時間の占める割合
- エ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

- ア 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合
- イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一週間 当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送( ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送 するものに限る。)に係る放送時間の占める割合
- ウ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係 る放送時間の占める割合
- エ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

(5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合 (記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何) 地震の災害対策及び被災者救援のための 生活情報等に係る事項

- <u>注6</u> 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、 次により記載すること。
  - (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基 幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの 流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の 送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記 した概要図を記載すること。
  - (2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設

(5) 臨時目的放送を専ら<u>委託して行わせる委託放送事業者の場</u>合

委託放送事項を次のように記載すること。

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

(6) 有料放送を委託して行わせようとする場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む放送を 委託して行わせる旨を記載するとともに、限定受信方式の名 称を次の記載例に従つて記載すること。この場合において、 限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る 限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方 式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること

0\_\_\_

(記載例) 限定受信方式の名称: ARIB-限定受信方式

備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球 局設備」の別を明確にして付記すること。

- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の放送法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
  - ア 放送法第111条第2号第1号に規定する基幹放送設備の損壊 又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさな いようにすることを確保するための措置に関する事項
  - イ 放送法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項
- (4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- <u>注7</u> <u>法93条第1項第6号(協会にあつては、同号イからハまでに</u> <u>限る。)</u>の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の □には、該当する事項にレ印を付けること。

別表第七の一号(第65条第1項関係)

「地上基幹放送に係る事業計画書」

## 事業計画書

# (別紙)

長

□(1) 経営形態及び資本又は出資の額

□(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方

<u>注5</u> <u>法52条の13第1項第5号</u>の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

【新設】無線局免許手続規則別表第二号第1(事業計画書)より移行

	沒	_
()		

- □(3) 主たる出資者及び議決権の数
- □(4) <u>10分の1を超える議決権を有する者に関する事項</u>
- □(5) 10分の1を超える議決権を有する他の基幹放送事 業者に関する事項
- □(6) 役員に関する事項
- □(7) 放送番組の編集の基準
- □(8) 放送番組の編集に関する基本計画
- □(9) 週間放送番組の編集に関する事項
- □10 放送番組の審議機関に関する事項
- □(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- □(12) 災害放送に関する事項
- □(13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
- □(14) 試験の方法及び具体的計画
- □(15) <u>基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当</u> 該事業の業務概要
- 口(16) 将来の事業予定
- □(17) 認定の期間における事業並びに資産、負債及び収 支の実績

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

<u>注1</u> 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出する こと。

<u>X</u>	<u>别</u>	提出する別紙	<u>備考</u>	
1	認定	( <u>1)</u> <u>(注1)</u>	(注1) 協会及び学園の基幹放	<u>.</u>

の申請 (2) (注2)(注3)	送の業務の場合は、経営
の場合 (3) (注2)(注3)	形態については記載を要
(4) (注2)(注3)	<u>しない。</u>
(注4)	(注2) 協会の基幹放送の業務
(5) (注2) (注3)	の場合は、提出を要しな
(注4)	<u> </u>
(6) (注2)	(注3) 学園の基幹放送の業務
(7) (注3) (注4)	の場合は、提出を要しな
	<u>V</u> ,
<u>(注5)</u>	(注4) 臨時目的放送を専ら行
(8) (注4) (注5)	う基幹放送の業務の場合
(9)	は、提出を要しない。
(10) (注3)(注4)	(注5) <u>法第8条に規定する経</u>
<u>(注5)</u>	済市況、自然事象及びス
(11) (注4)(注6)	ポーツに関する時事に関
(12) (注3)	する事項その他総務省令
(13) (注7)	で定める事項のみを放送
(14) (注8)	事項とする放送を専ら行
(15) (注2) (注3)	う基幹放送の業務の場合
(注4)	は、提出を要しない。
(16) (注2) (注3)	(注6) 学園の基幹放送の業務
(注4)	の場合は、考査に関する事
	項については記載を要しな
	٧٠ <sub>°</sub>
の変更 (2) (注2)(注3)	(注7) 地上基幹放送試験局を
の申請 (注9)	用いて行う基幹放送の業務
の場合 (3) (注2)(注3)	/11、(11) 左和 // 左沙 / 未初

<u>(注9)</u>	<u>に限る。</u>
(4) (注2) (注3)	(注8) 基幹放送を行う実用化
(注9)	試験局を用いて行う基幹放
(5) (注2)(注3)	<u>送の業務に限る。</u>
(注9)	(注9) 当該変更により事業計
(6) (注2)(注9)	画書に重大な変更があると
(7) (注3)(注4)	<u>きに限る。</u>
(注5)(注9)	
(8) (注4)(注5)	
<u>(注9)</u>	
( <u>9)</u> <u>(注9)</u>	
(10) (注3)(注4)	
(注5)(注9)	
(11) (注4)(注6)	
(12) (注3)	
(13) (注7)	
(14) (注8)	
(15) (注2)(注3)	
(注4)(注9)	
(16) (注2)(注3)	
(注4)(注9)	
3 認定 (1) (注1)	
の更新 (3) (注2) (注3)	
の申請 (4) (注2) (注3)	
の場合 (5) (注2)(注3)	

- (6) (注2) (7) (注3) (注4) (注5) (8) (注4)(注5) (9)(10) (注3)(注4) (注5) (11) (注4) (注6) (12) (注3) (13) (注7) (14) (注8) (15) (注2)(注3) (注4) (16) (注2)(注3) (注4)
- 注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の □には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付け ること。
  - (1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

# ア株式会社の場合

経営形態	株式会社				
資本又は出	発行済み株式の	増資予定の期日	増資後の資本の		
<u>貝本スは山</u> 資の額	額及びその株式	、額及びその株	額及びその株式		
<u>貝♥ク(积</u>	<u>数</u>	式数	<u>数</u>		

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)				
資本又は出	発起人引受けの株	募集の株式数	<u>合</u>	計	
資の額	式数及びその額	及びその額			

- <u>ウ</u>株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。
- (注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行 うことについての定めがない場合は、当該申請を行うこ とを決議した取締役会等の議事録の写し
- (注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及び その準用規定により認証を必要とする場合には、認証の ある定款)又は寄附行為
  - (イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した 書類とする。)
  - (ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発 起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起 人引受承諾書
- (注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注 2)に準ずる書類を添付すること。
- (2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別	資金の額	資金調達の方法
	<u>千円</u>	
工事費		
創業費		
その他		
<u>合 計</u>		

- (注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借 入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記 載すること。
- (注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、 社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を 証明する書類を添付すること。
- (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

<u>ふりがな</u> 氏名又は名称	住 所	職	業	議決権の総数に対す る議決権の比率	備考
				<u>%</u>	

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上 の者について記載すること。
- (注2) <u>設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起</u> 人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。こ の場合において、法人にあっては本店又は主たる事務 所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあっては「何㈱代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出 資金、寄付金等の出資の種類
  - (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - (ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは 団体であるときはその旨
  - (エ) 出資の予定のものについてはその旨
- (注8) <u>比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位</u> まで記載すること。
- イ 外国人等の占める議決権の数

<u>フリ</u>				当該出資者	外国人等	当該外国人等	
<u>ガナ</u>			総議決権	の議決権を	が当該出	が申請者に対	
氏名	住所	職業	に対する	有する外国	<u>資者に占</u>	し間接に占め	備考
<u>又は</u>			比率	人等の氏名	める議決	る議決権の比	
<u>名称</u>				又は名称	権の比率	<u>率</u>	
			<u>%</u>		<u>%</u>	<u>%</u>	
外国人等の直接に			<u>%</u>				

占める議決権のう					
ち1000分の1未満					
の比率のものの計					
	外国人等			外国人等の間	
	の直接に			接に占める議	
⇒L	占める議			決権の比率の	
<u>計</u>	決権の比			<u>計</u>	
	率の計			<u>%</u>	
	<u>%</u>				
	外国人等の	の直接及び間	接に占める	議決権の比率	
<u>合 計</u>	の合計				
				<u>%</u>	

- (注1) 外国人等とは、法第93条第1項第6号イからハまで に掲げる者及び同号ホに掲げる者並びに施行規則63条 第4項に規定する外国人等とみなされる法人又は団体 及び同条第5項に規定するそのすべてを間接に占めら れる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有する ものとみなされる法人又は団体をいう。
- (注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの (注4)から(注6)に準じて記載すること。。
- (注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1 未満のものの比率は、合算して記載すること。
- (注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し議決権に対する比率 の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人 等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。
  - (ア) 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の

- 10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。
- (イ) 第63条第3項に規定する一の外国人等が申請者の 議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合 であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が 100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を 出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の 10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載 すること。
- (注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権 の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決 権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議 決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
  - (ア) 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超え る議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対 する比率を記載すること。
  - (イ) 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- (注6) 備考の欄は、アの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準 じて記載すること。また、第63条第3項、第4項及 び第5項の規定に該当する場合は、その旨を記載す ること。
- (注7) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位

## まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又	議決権の	(A)が基幹放送事	備考
	は名称	総数に対	業者の10分の1を	
		する議決	超える議決権を有	
		権の比率	する場合、当該事	
			業者の名称	
10分の1を超える議		<u>%</u>		
決権を有する者				
<u>(A)</u>				
うち(A)の有する議		<u>%</u>		
決権と計算される				
議決権を有する者				
<u>(B)</u>				

- (注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定める ところにより計算し、記載すること。
  - (ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有

- する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一 の内容の議決権を行使すると認められる場合において は、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなし て計算すること。
- (イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当

- 該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を 超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によっ て保有されているものに限る。)によって保有されてい る場合に限る。)に準用する。
- (エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している 関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となる ときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を 記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A) の欄に記載されるものの議決権と計算される議決権を 、関連法人等を介在することなく直接有する者につい てのみ記載するものとする。
- (注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載 すること。
- (注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。
- (注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
- (5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

		他の基幹放送事業者の 総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超	<u> </u>	応競伏惟に刈りる几学 %	
える議決権を有する			

他の基幹放送事業者		
(A)		
うち自らが有する議	<u>%</u>	
決権と計算される議		
決権を有する者		
(B)		

- (注1) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準 じて記載すること、また、次の(ア)及び(イ)によるこ と。
  - (ア) (4)(注1)(ア)から(ウ)までについては、「一の者」 とあるのは「基幹放送の業務を行うとする者」と、「 基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の 基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。
  - (イ) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。
- (注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位ま で記載すること。
- (6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

<u> </u>	<u>役名</u>	担当部門	兼職	備考
----------	-----------	------	----	----

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道 府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の 前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後 に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - <u>イ</u> 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法 人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはそ の旨
  - ウ 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予 定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第二の一号の注3(2) の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の 編集の基準又はその案を記載すること。
- (8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

- (9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の 放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除 く。)について、次のア及びイの様式により記載すること。
  - ア放送番組表
  - (ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の 業務の場合
    - A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に 係る放送番組の記載

		17. 17.					
<u>曜日</u> 時刻	<u>月</u>	<u>火</u>	<u>水</u>	<u>木</u>	<u>金</u>	<u>土</u>	且
<u>計</u>							
合計		備考					
時間 分(分)		<u>字</u>	時間	引 分(	分)	%	
		<u>解</u>	時間	引 分(	分)	%	
※字幕付与可能な	1 週間						
の放送							
時間							
時間 分(分)	-						

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他は(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻 を記載すること。
- (注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送、データ放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあっては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。
- (注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送 に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有 」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間 を()で再掲すること。
- (注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
  - B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間

番組数計	

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
- (注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、 一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類すべてについて表示すること。
- (注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の 総数を記載すること。
- (注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送 に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に 「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る 時間を()で再掲すること。
- (イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹 放送の業務の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間

- 番組数計
  - (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
  - (注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
  - (注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の 総数を記載すること。
  - (注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送 に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に 「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に 係る時間を()で再掲すること。
  - (注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
  - (ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

時刻	<u>月</u>	<u>火</u>	<u>水</u>	<u>木</u>	<u>金</u>	土	<u>日</u>
<u>計</u>	<u>時間</u> 分	時間 分					
<u>合計</u>		時間	<u>分</u>		備考		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれ に該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の 放送番組の欄内に表示すること。この場合において、 一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは 、それらの種類のすべてについて表示するとともに放 送時間を付記すること。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻

## を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的	別種類	1週間の放送時間		比率	<u>備考</u>
<u>報</u>	<u>道</u>	時間	<u>分</u>	%	
<u>教</u>	<u>育</u>				
<u>教</u>	<u>養</u>				
<u>娯</u>	<u>楽</u>				
そ の	他				
<u>台</u>	<u>計</u>	時間	<u>分</u>	100.0%	

- (注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(ウ)の放送 番組表に基づいて集計したものを記載すること。
- (注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビ ジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う 場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれ ぞれ該当する欄内に(補完: )で再掲載すること。
- (注3) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、有料放送に係 る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料: )で再掲すること。
- (注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組 その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以 外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のもの とに細分すること。
- (注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
- ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

- (ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業 務の場合
  - A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

## \\D = <b>\</b> Z \	1週間の放	送時	間(作	也から	供給	に関する
供給者名 	の供給を受	きける	放送	番組)	協定	等の有無
(ニュース)						
放送事業者						
<u>小計</u>	時間	(	分)	%		
その他の者						
<u>小計</u>	時間	(	分)	%		
計(①)	時間	(	分)	%		
(ニュース以外の番組)						
放送事業者						
<u>小計</u>	時間	(	分)	%		
その他の者						
<u>小計</u>	時間	(	分)	%		
計(②)	時間	(	分)	%		
合計(①+②=③)	他社の放送	番組		時間	(分	·) %
<u>備考</u>	自社の放送	番組		時間	(分	·) %

- (注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。
- (注2) 合計の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合

- <u>計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載する</u>こと。
- (注3) 備考の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合 計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比 率を記載すること。
- (注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その 内容を記載した書類を添付すること。
- (注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送 に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で再 掲すること。
- (注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
  - B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

供給者名	放送時間	供給に関する協定 等の有無
(ニュース)	番組数	
	<u>計</u>	
(ニュース以外の番組)	番組数	
	<u>計</u>	
<u>合</u> 計		番組数(%)

- (注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載 した放送番組のうち、他から供給を受けるものについ て、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。
- (注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のAの放送番組表の 合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

- (注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その 内容を記載した書類を添付すること。
- (注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送 に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に()で再掲す ること。
- (注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
- (イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹 放送の業務の場合

75.1C 71633 1	<u>'-</u>	
供給者名	一一一一一一一一	供給に関する協定 等の有無
(ニュース)	番組数	
	<u>計</u>	
(ニュース以外の番組)	番組数	
	<u>計</u>	
<u>合</u> <u>計</u>		番組数( %)

- (注1) 供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した 放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、 放送事業者及びその他の者の別に記載すること。
- (注2) 合計の欄の括弧内は、アの(イ)の放送番組表の合計 の欄の番組数に対する比率を記載すること。
- (注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その 内容を記載した書類を添付すること。
- (注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送 に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に()で再掲す ること。
- (注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位ま で記載すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定 等の有無
(ニュース)	時間 分	
	<u>計</u>	
(ニュース以外の番組)	時間分	
	<u>計</u>	
合 計	<u> </u>	時間 分( %)

- (注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のCの放送番組表に記載 した放送番組のうち、他から供給を受けるものについ て、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。
- (注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のCの放送番組表の 合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載す ること。
- (注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その 内容を記載した書類を添付すること。
- (注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
- (10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

<u>ふりがな</u>	住託	性別	4年月日	職業	備考
委員の氏名	<u>往別</u>	<u>1土力1</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>/佣 /与</u>
委員総数			人		

- (注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論 家」等のように記載すること。
- (注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及 び当該審議機関の名称
- <u>イ</u> 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称
- ウ 予定のものについてはその旨
- (注4) <u>委員予定者については、委員就任承諾書を添付する</u> こと。
- (11) 別紙(11)は、次により記載すること。
  - ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。
  - イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。
  - <u>ウ</u> 予定のものについては、その旨を記載すること。
- (12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について 記載すること。この場合において、実施要領等を作成してい る場合は、それを添付すること。

- (13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限り の特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ 該当する別紙に併せて記載すること。
- (14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、 次の様式により記載すること。

## ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事	業	$\mathcal{O}$	概	要	

イ 他の事業への出資

事業者の	資本金	事業の	出資の額	出資の比率	供耂
名称	(A)	概要	(B)	$(A)/(B) \times 100$	備考
	百万円		<u>千円</u>	<u>%</u>	

- (注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本 金の額の10分の1以上の場合について記載すること。
- (注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - <u>ア</u> 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に 対する出資の比率と異なるときは、その比率
  - <u>イ</u> 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額 、寄附金等の出資の種類
- (注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
- (15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること(各事項の細目 については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業 収支見積書の様式に準じて記載すること。)
  - ア 事業の実績
  - (ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。)について簡単に記載すること。地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、基幹放送を行う実用化試験局の基幹放送の業務の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

- (イ) 別に定める1週間の放送の実施状況 他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の 基幹放送の業務の場合を除く。)
- (ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法審査基準別表の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)
- (エ) その他参考となる事業の概要
- イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送の 業務の場合を除く。)(当該申請が決算期の中途に行われる 場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、 その他の場合には記載を要しない。)

#### 別表第七の二号(第65条第1項関係)

「衛星基幹放送に係る事業計画書」

#### 事業計画書

#### (別紙)

- □(1) 経営形態及び資本又は出資の額
- □(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方 法
- □(3) 主たる出資者及び議決権の数
- □(4) <u>100分の33.33333を超える議決権</u>を有する者に関す る事項
- □(5) 10分の1を超える議決権を有する<u>他の地上基幹放</u> <u>送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有す</u> る他の衛星基幹放送事業者に関する事項
- □(6) 役員に関する事項

別表第十三号(第17条の10第1項関係)

#### 事業計画書

## (別紙)

- □(1) 経営形態及び資本又は出資の額
- □(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- □(3) 主たる出資者及び議決権の数
- □⑷ <u>3分の1以上の議決権</u>を有する者に関する事項
- □(5) 10分の1を超える議決権を有する<u>他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項</u>
- □(6) 役員に関する事項

- □(7) 放送番組の編集の基準 □(8) 放送番組の編集に関する基本計画 □(9) 週間放送番組の編集に関する事項 □(10) 放送番組の審議機関に関する事項 □(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □(12) 災害放送に関する事項 □(13) 将来の事業予定 □(14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当 該事業の業務概要
- (日本工業規格A列4番によること。) 注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出する こと。

短

i刀

1 認定 (1) (注1) (注1) 協会及び学園	
の申請 (2) (注2)(注3) の場合 (3) (注2)(注3) (4) (注2)(注3) (注4) (5) (注2)(注3) (注4) (6) (注2) (7) (注3)(注4) (1) (注3) (注2) 協会の基幹放 業務の場合は、 を要しない。 (注3) 学園の基幹放 業務の場合は、 を要しない。 (注3) 学園の基幹放 業務の場合は、 を要しない。 (注3) 学園の基幹放 業務の場合は、 を要しない。 (注3) 学園の基幹放 業務の場合は、 を要しない。 (注3) と要しない。 (注3) と要しない。 (注3) と要しない。 (注3) と要しない。 (注3) と要しない。 (注3) と要しない。 (注3) と要しない。 (注4) とを要しない。 (注4) とを要しない。 (注5) とを要しない。 (注5) とを要しない。 (注5) とを要しない。 (注5) とを要しない。 (注6) とを要しない。 (注7) とを要しない	場つな 送提 送

- 放送番組の編集の基準 放送番組の編集に関する基本計画 週間放送番組の編集に関する事項 □(10) 放送番組の審議機関に関する事項 □(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □(12) 災害放送に関する事項 □⑴ 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概 要
- 短 i刀 (日本工業規格A列4番によること。) 注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出する こと。

区	別		提出する別紙	偐	Ħ	考
		(2) (3) (4)	(注1) (注2) (注2)(注5) (注2)(注5)	<u>彩</u>	学園の委託 その場合は、 まについては きしない。	経営形
		(6) (7)	(注2)(注4) (注2)(注4) (注5) (注4)(注5)		学園の <u>委託</u> <u>多</u> の場合は、 要しない。	

6	
0	
$\alpha$	

(9)	(注4) 臨時目的放送を専	(9)	
(10) (注3)(注4)	ら行う基幹放送の業	(10) (注2)(注4)	
(注5)	務の場合は、提出を	(注5)	
(11) (注4)(注6)	<u>要しない。</u>	(11) (注3)(注5)	
(12) (注3)		(12) (注2)	(注3) 学園の委託放送業
(13) (注2)(注3)			務の場合は、考査に
(注4)			関する事項について
(4) (注2)(注3)		(13) (注2)(注5)	は記載を要しない。
(注4)	<u>(注5)</u> <u>法第8条</u> に規定す		(注4) <u>法第3条の5</u> に規
	る経済市況、自然事		二 定する経済市況、自
	象及びスポーツに関		然事象及びスポーツ
の申請 (2) (注2)(注3)	する時事に関する事		に関する時事に関す
の変更 (注7)	項その他総務省令で		る事項その他総務省
の場合 (3) (注2)(注3)	定める事項のみを放		令で定める事項のみ
<u>(注7)</u>	送事項とする放送を		を放送事項とする放
(4) (注2)(注3)	専ら <u>行う基幹放送の</u>		送を専ら <u>委託して行</u>
(注4)(注7)	<u>業務</u> の場合は、提出		わせる委託放送業務
(5) (注2)(注3)	を要しない。		の場合は、提出を要
(注4)(注7)	(注6) 学園の基幹放送の		しない。
(6) (注2)(注7)	業務の場合は、考査		
(7) (注3)(注4)	に関する事項につい		
(注5)(注7)	ては記載を要しない		
(8) (注4)(注5)	<u> </u>		
(注7)			(注5) 臨時目的放送を専
			ら委託して行わせる委
(9) (注7)			託放送業務の場合は、
10) (注3)(注4)			

	(注5)(注7)	
	(11) (注4)(注6)	(注7) 当該変更により事
	(注3)	業計画書に重大な変
	(注2)(注3)	更があるときに限る
	(注4)(注7)	0
	14) (注2)(注3)	
	(注4)(注7)	
3 認定	(1) (注1)	
の更新	(3) (注2) <u>(注3)</u>	
の申請	(4) (注2) <u>(注3)</u>	
の場合	(5) (注2) <u>(注3)</u>	
	(6) (注2)	

- 注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の  $\Box$ には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付け ること。
  - (1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社			
	発行済み株式	増資予定の期	増資後の資本	
	の額及びその	日、額及びそ	の額及びその	
	株式数	の株式数	株式数	

#### イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)			
資本又は出資の額	発起人引受けの株	募集の株式数	合	計

- 2
   認定 (1) (注1)

   の更新 (3) (注2)
   の申請 (4) (注2)

   の場合 (5) (注2)
   (6)
- 注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の □には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付け ること。
  - (1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
	発行済み株式	増資予定の期	増資後の資本
資本又は出資の額	の額及びその	日、額及びそ	の額及びその
	株式数	の株式数	株式数

#### イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)			
資本又は出資の額	発起人引受けの株	募集の株式数	合	計

式数及びその額	及びその額	

- ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。
- (注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (イ) 定款又は寄附行為に<u>基幹放送の業務を行う事業</u>を行 うことについての定めがない場合は、当該申請を行うこ とを決議した取締役会等の議事録の写し
- (注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及び その準用規定により認証を必要とする場合には、認証の ある定款)又は寄附行為
  - (イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)
  - (ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発 起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起 人引受承諾書
- (注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。
- (2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資	金の額	資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		

式数及びその額	及びその額	

- ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。
- (注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (イ) 定款又は寄附行為に<u>委託放送事業</u>を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し
- (注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及び その準用規定により認証を必要とする場合には、認証の ある定款)又は寄附行為
  - (イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した 書類とする。)
  - (ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発 起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起 人引受承諾書
- (注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。
- (2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金	金の額	資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		

その他	
合 計	

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務を行う事業に係る「放送の開始」である(例えば、既存の衛星基幹放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当する。)

0

- (注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。
- (注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、 社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を 証明する書類を添付すること。
- (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな					議決権の総数に		
氏名又は名称	住	所	職	業	対する議決権の 比率	備	考
					%		

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上 の者について記載すること。
- (注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起 人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定が

その他		
合 計	1	

- (注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。
- (注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、 社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を 証明する書類を添付すること。
- (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな					議決権の総数		
氏名又は名称	住	所	職	業	に対する議決 権の比率	備	考

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上 の者について記載すること。
- (注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起 人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定が

ある場合は、それについて併せて記載すること。

- (注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあっては「何㈱代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出 資金、寄付金等の出資の種類
  - (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - (ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは 団体であるときはその旨
  - (エ) 出資の予定のものについてはその旨
- (注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位 まで記載すること。
- (4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

氏名又	議決権	(A)が <u>地上基幹放</u>	備考
は名称	の総数	送事業者の10分の	
	に対す	1を超える議決権	
	る議決	又は衛星基幹放送	
	は名称	は名称の総数	は名称 の総数 <u>送事業者</u> の10分の に対す 1 を超える議決権

ある場合は、それについて併せて記載すること。

- (注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあっては「何㈱代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - <u>ア</u> 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
  - イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - <u>ウ</u> 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団 体であるときはその旨
  - エ 出資の予定のものについてはその旨
- (4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

氏名又	議決権	(A)が <u>一般放送事業</u>	備考
は名称	の総数	<u>者</u> の10の 1 を超え	
	に対す	る議決権 <u>又は衛星</u>	
	る議決	役務利用放送事業	

	権の比	の100分の	
		 33.33333を超える	
		議決権を有する場	
		合、当該事業者の	
		ロ、コピザ <i>木</i> ロジ 名称	
100分の33.33333を	%	- H - k1.	
超える議決権を有す	, ,		
る者			
(A)			
うち(A)の有す	%		
る議決権と計算	, 0		
される議決権を			
有する者			

- (注1) 議決権の取扱いは、次の(P)から(ウ)までに定める ところにより計算し、記載すること。
- (ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

	率	者の3分の1以上 の議決権を有する 場合、当該事業者 の名称	
3分の1以上の議決 <u>権</u> を有する者 (A)	%		
うち(A)の有す る議決権と計算 される議決権を 有する者	%		

- (注1) 議決権の取扱いは、次の<u>ア</u>から<u>ウ</u>までに定めるところにより計算し、記載すること。
  - ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その 議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、そ の議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとす る。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和 23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所 に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭 販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。 以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基 づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託 の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行 使すると認められる場合においては、その議決権は当該

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

- 一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人 又は団体が、<u>委託放送業務</u>を行おうとする者の議決権を 有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権 とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般 財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規 定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22 条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第 126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利 活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する 特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、<u>委託放送業</u> 務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、 一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は 責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者 の有する議決権とみなして計算すること。
- ウ <u>イ</u>の本文の規定は、<u>委託放送業務</u>を行おうとする者の 議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの 者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法 人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在してい る場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその 議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の 関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該 一の者又は他の関連法人等によつて保有されているもの に限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用 する。

- (エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している 関連法人等も100分の33.33333を超える議決権を有する 者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B) の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については 、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決 権を、関連法人等を介在することなく直接有する者につ いてのみ記載するものとする。
- (注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載 すること。
- (注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること
- (注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。
- (5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の <u>基幹放送事業</u> 者の議決権の総数 に対する議決権の 比率	
自らが10分の1を超		%	
える議決権を有する			
他の地上基幹放送事			

- 工 ウの規定を適用する場合において、介在している関連 法人等も3分の1の議決権を有する者となるときは、当 該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること 。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載され るものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介 在することなく直接有する者についてのみ記載するもの とする。
- (注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載 すること。
- (注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

		他の <u>一般放送事業</u>	
		者又は衛星役務利	
	氏名又は名称	用放送事業者の議	備考
		決権の総数に対す	
		る議決権の比率	
自らが10分の1を超		%	
える議決権を有す			
る他の一般放送事			

業者又は100分の	
33.33333を超える議	
決権を有する他の衛	
星基幹放送事業者	
(A)	
うち自らが有する	%
議決権と計算され	
る議決権を有する	
者	
(B)	

- (注1) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること、また、次の<math>(ア)及び(イ)によること
  - (ア) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「<u>基幹放送の業務</u>を行うとする者」と、「 <u>基幹放送の業務</u>を行おうとする者」とあるのは「<u>他の基</u> 幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。
  - (イ) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

業者又は3分の1		
以上の議決権を有		
する衛星役務利用		
放送事業者		
(A)		
うち自らが有する	0	o o
議決権と計算され		
る議決権を有する		
者		
(B)		

- (注1) (4)(注1)アからウ、(注2)及び(注3)に準じて記載 すること、また、次のア及びイによること。
  - ア (4)(注1)アからウについては、「一の者」とあるのは「<u>委託放送業務</u>を行うとする者」と、「<u>委託放送業務</u>を行うとする者」と、「<u>委託放送業務</u>を行うとする者」とあるのは「<u>他の一般放送事業者及び衛星役務利用放送事業者</u>」とそれぞれ読み替えること。
  - イ (4)(注1)のアからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して一般放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される一般放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。
- (注2) (A) 及び(B) の欄は、自らが10分の1を超える議決権 を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権

- (注2) <u>比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位ま</u>で記載すること。
- (6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

<ul><li>ふりがな</li><li>氏 名</li></ul>	住 所	役名	担当部門	兼   職	備   考

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道 府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、<u>基幹放送の業務を行う事業</u>及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法 人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはそ の旨
  - ウ 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予 定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の二号の注5(2)

#### を有する衛星役務利用放送事業者の別に記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

<ul><li>ふりがな</li><li>氏</li><li>名</li></ul>	住 所	役 名	担当部門	兼   職	備   考

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道 府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の 前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に 「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、<u>放送事業</u>及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法 人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはそ の旨
  - ウ 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予 定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第12号の注4(2)の場

の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の 編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

また、有料放送を含む放送を行う旨を記載するとともに、 限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。こ の場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合 はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお 、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内 容を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限 定受信方式は、「ARIB-限定受信方式」である。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の 放送時間(臨時目的放送を<u>専ら行う基幹放送事業者</u>の場合を除 く。)について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア放送番組表

合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集 の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を委託して行わせる委託放送業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の 放送時間(臨時目的放送を<u>専ら委託して行わせる委託放送事業</u> <u>者</u>の場合を除く。)について、次のア及びイの様式により記載 すること。

ア放送番組表

曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分						
合計		時間	分		備考		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別(<u>別表第六</u> <u>の二号の注5(2)</u>の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻 を記載すること。
- (注4) <u>テレビジョン放送を行う基幹放送事業者</u>で、補完放送であって、映像に伴うものの放送を行うものの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

曜日	月火		水木		金	土	目	
計	時間 分							
合計		時間	分		備考			

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別(<u>別表第1</u>2号の注4(2)の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻 を記載すること。
- (注4) <u>テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送事業</u>者で、補完放送であって、映像に伴うものの放送を行うものの場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送又はその他の放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送及びその他の放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

- (注5) データ放送を<u>行う基幹放送事業者</u>は、その放送番組 の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。
- (注6) 超短波放送を<u>行う基幹放送事業者</u>で、補完放送であって、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を<u>行う基幹放送事業者</u>で、補完放送であって映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組がわかる記号等を記載すること。
- (注7) テレビジョン放送を<u>行う基幹放送事業者</u>で、複数の 走査方式等による放送を行うものの場合は、個々の放 送番組の欄内に走査方式等の別がわかる記号等を記載 すること。

#### イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
<u>報</u> <u>道</u>	<u>時間</u> 分	<u>%</u>	
<u>教</u> <u>育</u>			
<u>教</u> <u>養</u>			
<u>娯</u> <u>楽</u>			
そ の 他			
合 計	<u>時間</u> 分	100.0%	

- (注5) データ放送を<u>委託して行わせる委託放送事業者</u>は、 その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載するこ と。
- (注6) 超短波放送を<u>委託して行わせる委託放送事業者</u>で、 補完放送であって、主音声に伴うもの以外のものの放送 を行う場合又はテレビジョン放送を<u>委託して行わせる委</u> <u>託放送事業者</u>で、補完放送であって映像に伴うもの以外 のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番 組がわかる記号等を記載すること。
- (注7) テレビジョン放送を<u>委託して行わせる委託放送事業</u> <u>者</u>で、複数の走査方式等による放送を行うものの場合は 、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別がわかる記号 等を記載すること。
- (注8) 有料放送を<u>委託して行わせる委託放送事業者</u>の場合 は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組 の欄内に「衝」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送 に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

- (注1) 1週間の放送時間の欄は、アの放送番組表に基づいて集計したもの。
- (注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組 その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以 外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のもの とに細分すること。
- (注3) <u>比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位ま</u> で記載すること。
- ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

## %   **	1週間の放送時間(他からの	の 供給に関する協定
供給者名	供給を受ける放送番組)	等の有無
(ニュース)		
放送事業者		
<u>小計</u>	時間 (分) %	
その他の者		
<u>小計</u>	時間 (分) %	
計(①)	時間 (分) %	
(ニュース以外の番組)		
放送事業者		
小計	時間 (分) %	
その他の者		
小計	時間 (分) %	
計(②)	時間 (分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時	f間 (分) <u>%</u>
備考	自社の放送番組 時	計間 (分) %

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事

#### イ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無						
(ニュース)	<u>時間 分</u> <u>計</u>							
(ニュース以外の番組)	<u>時間 分</u> <u>計</u>							
<u>合 計</u>		番組数( %)						

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業

業者及びその他の者の別に記載すること。

- (注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の 時間に対する当該欄の比率を記載すること。
- (注3) 「備考」の欄(自社の放送番組)の比率は、1週間 当たりの総放送時間から「合計(①+②=③)」の欄 (他社の放送番組)の比率を差し引いた比率を記載す ること。
- (注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その 内容を記載した書類を添付すること。
- (注5) 有料放送を<u>行う基幹放送事業者</u>の場合は、有料放送 に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で記載 すること。
- (注6) <u>比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位ま</u>で記載すること。
- (10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員の氏名	14//	177/1,1	エナバゖ	柳木	HI A
委員総	•	人			

- (注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論 家」等のように記載すること。
- (注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及 び当該審議機関の名称
  - イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとす

者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の 時間に対する当該欄の比率を記載すること。

- (注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その 内容を記載した書類を添付すること。
- (注4) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合 は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に ()で記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員の氏名		土力:	工 千万 口	帆未	TIME 75
委員総	数	人			

- (注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論 家」等のように記載すること。
- (注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称
  - イ 他の一般放送事業者の審議機関と共同して設置しよう

る場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

- ウ 予定のものについてはその旨
- (注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付する こと。
- (11) 別紙(11)は、次により記載すること。
  - ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統 的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の 責任者については、その権限等について併せて記載するこ と。
  - イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。
  - ウー予定のものについては、その旨を記載すること。
- (12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について 記載すること。この場合において、実施要領等を作成してい る場合は、それを添付すること。

- (13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。
- (14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、 次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事	業	$\mathcal{O}$	概	要	

とする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称 ウ 予定のものについてはその旨

- (注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付する こと。
- (11) 別紙(11)は、次により記載すること。
  - ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統 的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の 責任者については、その権限等について併せて記載するこ と。
  - イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。
  - ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。
- (12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について 記載すること。この場合において、実施要領等を作成している 場合は、それを添付すること。

- (13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。
- (14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、 次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事	業	$\mathcal{O}$	概	要	

## イ 他の事業への出資

事業	<b>業者</b>	資本金	事業の概	出資の	出資の比率	供老
の名	名称	(A)	要	額(B)	$(A)/(B) \times 100$	備考
		百万円		千円	%	

- (注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本 金の額の10分の1以上の場合について記載すること。
- (注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率
  - イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額 、寄附金等の出資の種類
- (注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

#### 別表第八号(第65条第1項関係)

## 第1 見積表

			第1	年目	第2	年目	第3	年目	第4	年目	第5	年目
				基幹		基 斡	2	基 幹		基 幹		基幹
				放送		放送	<u>.</u>	放送		放 送		放送
				の業		の業		の業		の業		の業
	<b>4</b> 31	Ħ	事業	務を	事業	務を	事業	務を	事業	務を	事業	務を
	科	目	収支	<u>行う</u>	収支	行う	収支	行う	収支	行う	収支	行う
				事業		事 業		事 業		事 業		事業
				の収		の収		の収		の収		の収
				支		支		支		支		支
1	売上高		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

## イ 他の事業への出資

事業者	資本金	事業の	出資の額	出資の比率	/ 世 孝
の名称	(A)	概要	(B)	$(A)/(B) \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

- (注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本 金の額の10分の1以上の場合について記載すること。
- (注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に 対する出資の比率と異なるときは、その比率
  - イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額 、寄附金等の出資の種類

#### 別表第十四号(第17条の10第2項関係)

## 第1 見積表

			第1	年目	第2	年目	第3	年目	第4	年目	第5	年目
	科	Ħ										
1	<u>収益</u> 営業収益		千円									

ζ	2	٠
C	`	J
C	•	1

	放送料		放送料
	有料放送料		有料放送料金
	放送番組制作料		放送番組制作料
	放送番組売上料		放送番組売上料
	その他		その他
			営業外収益
2	売上原価		
	放送費		放送費
	放送委託費		放送委託費
	技術費		技術費
			販売費
			<u>管理費</u>
	人件費		人件費
			<u>固定資産</u>
	減価償却費		減価償却費
	その他		その他
			<u>営業外費用</u>
3	売上総利益(1-2)		3   当期損益
4	販売費及び一般管		
1 3			
	販売費		
	<u>一般管理費</u>		
	<u>人件費</u>		
	減価償却費		
1 1		I	

<u>その他</u>											
5 営業利益(3-4)											
6 営業外収益											
7 営業外費用											
8 経常利益											
(5+(6-7))											
備考						備考					

- (注1) 見積表上の「第1年目」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載すること(例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。)。
- (注2) 事業収支の欄は、申請者が行う<u>基幹放送の業務</u>及び 兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。
- (注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措 置を記載すること。
- (注4) <u>有料放送料</u>の欄は、<u>有料放送を行う基幹放送事業者</u> の場合に限る。

なお、有料放送の受信に関し、<u>有料放送料</u>以外の金 銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益 及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること

(注5) 次の書類を添付すること(臨時目的放送を<u>専ら行う基</u> 幹放送事業者の場合を除く。)

ア放送料金表

- (注1) 事業収支の欄は、申請者が行う<u>委託放送業務</u>及び兼 営する事業の収支を総合したものを記載すること。
- (注2) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。
- (注3) <u>有料放送料金</u>の欄は、<u>有料放送を委託して行わせる</u> <u>委託放送事業者</u>の場合に限る。

なお、有料放送の受信に関し、<u>有料放送料金</u>以外の 金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益 及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注4) 次の書類を添付すること(臨時目的放送を<u>専ら委託して行わせる委託放送事業者</u>の場合を除く。)

ア放送料金表

- イ 有料放送料金表
- ウ 最近の決算期における計算書類
- エ その他参考となる書類
- (注6) 臨時目的放送を<u>専ら行う基幹放送事業者</u>の場合は、当該 目的を達成するために必要な期間における見積額を、こ の様式に準じて記載するとともに、放送料表等参考とな る書類を添付すること。

#### 第2 見積の根拠

ア収益

表 (略)

(注1) 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、 第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の 科目については適宜の様式により記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

(注2) <u>有料放送を行う基幹放送事業者の場合</u>は、契約者数 及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年 目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別 に記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び

- イ 有料放送料金表
- ウ 最近の決算期における計算書類
- エ その他参考となる書類
- (注5) 臨時目的放送を<u>専ら委託して行わせる委託放送事業者</u>の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料表等参考となる書類を添付すること。

## 第2 見積の根拠

ア収益

表 (同左)

(注1) 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、 第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載 することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目 については適宜の様式により記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

(注2) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合 は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式に より第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5 年目の別に記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5

第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

- (注3) 臨時目的放送を専ら<u>行う基幹放送事業者</u>の場合は、 適宜の様式により記載すること。
- (注4) 有料放送を行う場合における加入者数については、 その見積の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。
- イ 費用

科	目	金	額	根	拠
			千円		

- (注)アの注に準じて記載すること。
- 第3 放送番組の主たる利用見込者 次の様式により記載すること。

表 (略)

 $(注1)\sim(注4)$  (略)

別表第九号の一(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等
  - 注1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第 111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用

年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

(注3) 臨時目的放送を専ら<u>委託して行わせる委託放送事業</u> 者の場合は、適宜の様式により記載すること。

## イ 費用

科	目	金	額	根	拠
			千円		

- (注)アの注に準じて記載すること。
- 第3 放送番組の主たる利用見込者 次の様式により記載すること。

表 (同左)

(注1)~(注4) (同左)

#### 【新設】

- ・保守等(以下「設備維持業務」という。)の業務を確実に 実施することができる体制を記載すること。
- <u>注2</u> 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。
- 注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、 全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載 すること。
- 注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第九号の二(第65条第2項関係)

基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用

区分		<u>金額</u>	備考
演奏所の機械設備	(記載例)	<u>千円</u>	
	演奏装置		
	撮像装置		
	調整装置		
	電源装置		
	その他の設備		
	計		
<u>土地</u>	演奏所		
	事務所等		
	<u>計</u>		
建物	演奏所		

		1	
	事務所等		
	計		
その他	事務所設備		
	道路分担金		
	電力引込負担金		
	STリンク		
	工事雑費等		
	計		
合計			

# (注1) 備考の欄の記載は、次によること。

- <u>ア</u> 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載すること。
- イ 土地又は建物の規模等を「畑土地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。
- (注2) 演奏所、土地若しくは建物の購入又は借用等の場合は 、譲渡承諾書、賃貸承諾書等その確実性を証明する書類を添 付すること。

# 別表第十号(第71条第1項関係)

基幹放送の業務認定証								
認定の年月日								
認定の番号								
業務を行う者の氏名又は								

# 別表第十五号(第17条の15第1項関係)

<u>务</u> 認定証 <u>(注)</u>

名称					
<u>基幹放送の種類</u>					
電波法の規定により基幹					-
放送の業務に用いられる					
基幹放送局の免許を受け					
た者の氏名又は名称					
放送対象地域					1
衛星基幹放送の業務に係					1
る人工衛星の軌道又は位					
置					
<u>基幹放送</u> に係る周波数					
放送事項					1
備考					1
年 月 日	総	務	大	臣	_   

短 辺(日本工業規格A列4番)

別表第十一号(第73条第1項)

基幹放送の業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

名称		
委託して行わせる放送の		
<u>種類</u>		
 委託の相手方		
<u> </u>		
委託の相手方の人工衛星		
の放送局に係る人工衛星		
の軌道又は位置		
委託して行わせる放送に		
係る周波数		
委託放送事項		
備考		
年 月 日	総務大臣	印

短 辺(日本工業規格A列4番)

注 協会の委託国内放送業務にあつては「委託国内放送業務認 定証」と、委託協会国際放送業務にあつては「委託協会国際 放送業務認定証」とする。

【新設】

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

基幹放送の業務の開始について、放送法第95条第1項の規定により届け出ます。

認定の番号	
認定の年月日	
業務開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十二号(第73条第2項)

基幹放送の業務休止(業務休止期間の変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

【新設】

(法人又は団体にあつては、名 <u>称及び代表者の氏名。記名押</u> 印又は署名)

基幹放送の業務の休止について、放送法第95条第2項の規定により届け出ます。

認定番号	
認定年月日	
休止年月日及び休止期間	
変更理由(注1)	

- <u>注1</u> 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。
- <u>注2</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十三号(第73条第3項)

【新設】

基幹放送の廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 <u> 称及び代表者の氏名。記名押</u> 印又は署名)

基幹放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第100条の規定 により届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十四号(第74条第1項)

【新設】

第1 申請書

地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

電話番号

<u>地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条</u> 第1項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	備考

# 第2 添付書類

別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号、別表第九号 の1及び別表第九号の2の様式のとおりとする。

別表第十五号(第74条第1項関係)

第1 申請書

衛星基幹放送の業務認定更新申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

別表第十六号(第17条関係)

第1 申請書

委託放送業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

電話番号

<u>衛星基幹放送の業務</u>の認定の更新を受けたいので、放送法<u>第96条</u> 第2項の規定により申請します。

1111	認定	定	の	番	号	認	定	$\mathcal{O}$	年	月	日	欠格事品	由の	)有無(	(注)	備	考
												□有		〕無			

(注) 欠格事由の有無の欄は、法<u>第93条第1項第6号(協会にあつては、同号イから小までに限る。)</u>の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

#### 第2 添付書類

別表第七の二号の様式のとおりとする。

別表第十六号(第76条第1項関係)

放送事項等変更許可申請書

年 月 日

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

<u>委託放送業務</u>の認定の更新を受けたいので、放送法<u>第52条の16</u>の 規定により申請します。

認	定	0	番	弘	認定	の年	月	日	欠格事	由の	り有無	(注)	備	考
									□有		□無			

(注) 欠格事由の有無の欄は、<u>法第52条の13第1項第5号</u>の欠格事 由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する 事項にレ印を付けること。

第2 添付書類

別表第十三号の様式のとおりとする。

別表第十七号(第17条の19第1項関係)

委託放送事項変更許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

電話番号

放送事項等の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第1項(注 1)の規定により申請します。

	変更事項(注1)		
変更前		変更後	

# <u>第 2</u> 添付書類

<u>別表第七の一号又は別表第七の二号及び別表第八号の様式の</u> とおりとする。

- 注1 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信 設備の概要」のように記載すること。
- 注2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更が

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

<u>委託放送事項</u>の変更の許可を受けたいので、放送法第52条の17(注 1)の規定により申請します。

注1 協会の委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の場合 には、「放送法第9条の4第2項において準用する同法第52 条の17」とすること。

あつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が 判るよう記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に 別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適 宜記載すること。

別表第十七号(第76条第3項第2号)

許可を要しない電気通信設備の軽微な変更

許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微 な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
電気通信設備の現用機器の機	当該電気通信設備の性能を低
能を代替することができる予	下させない変更であること。
備の機器に対し電力供給する	
ための電源設備	

別表第十八号(第76条第4項)

総務大臣 殿

放送事項等の軽微な変更届出書

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【新設】

【新設】

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等の変更を届け出ま す。

変更事項(注1)			
変更前		変更後	

- <u>注1</u> 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信 設備の概要」のように記載すること。
- 注2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更が あつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が 判るよう記載すること。
- 注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に 別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適 宜記載すること。

別表第十九号(第78条第1項関係)

別表第十八号(第17条の21第1項関係)

# 第1 申請書

#### 基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

電話番号

放送法(以下「法」という。)<u>第98条第2項</u>の規定により、<u>認定基</u> <u>幹放送事業者</u>の地位を承継したい<u>(又は第3項前段の規定により認</u> <u>可を受けたい)</u>ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

## 1 合併又は分割当事者

(ふりがな)	住所(本店又は主たる		(ふ	りが	な)	
商号(又は名称)	事務所の所在地)	代	表	者	氏	名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は 分割により基幹放送の業務を承継する法人

# 第1 申請書

#### 委託放送業務認定承継認可申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)

放送法(以下「法」という。)第52条の18第2項の規定により、<u>委</u> <u>託放送事業者</u>の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添 えて申請します。

記

## 1 合併又は分割当事者

(ふりがな)	住所(本店又は主たる		(\$	りが	な)	
商号(又は名称)	事務所の所在地)	代	表	者	氏	名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は 分割により委託放送業務を承継する法人

住 所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

- 3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割<u>がその効力を生</u> ずる予定年月日
- 4 合併又は分割の理由
- 5 <u>認定基幹放送事業者</u>の地位の承継を必要とする理由<u>(又は地</u> 上基幹放送の業務を承継する理由)
- 6 承継に係る<u>基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる</u> 電気通信設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載する こと。)、認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番 号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の 商号又は名称

基幹放送の種類	認定番号 <u>(又</u>	認定基幹放送事業者(
	は無線局の識	又は特定地上基幹放送
	別信号、種別	事業者) の商号又は名
	及び免許の番	称
	号)	

- 7 <u>事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持する</u> に足りる技術的能力
- 8 欠格事由に関する事項(申請者が法<u>第93条第1項第6号</u>の欠格 事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該

住 所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

- 3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割<u>による登記の予</u> 定年月日
- 4 合併又は分割の理由
- 5 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由
- 6 承継に係る<u>委託放送業務の委託して行わせる放送の種別</u>、認 定番号及び委託放送事業者の商号又は名称

委託して行わせる放送の	認定番号	委託放送事業者の商号
<u>種別</u>		又は名称

- 7 事業計画書及び事業収支見積り
- 8 欠格事由に関する事項(申請者が法<u>第52条の13第1項第5号</u>の 欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由

当しない事実を証する書面を添付すること。)

#### 第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の 同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる 書類 (地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局 設備供給役務に係る契約の写しを含む。)
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は 分割により<u>基幹放送の業務</u>を承継する法人の定款又は寄附行為の 案

別表第二十号(第79条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押 に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

#### 第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の 同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる 書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は 分割により委託放送業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

別表第十八号の二(第17条の21の2第1項関係)

第1 申請書

委託放送業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押

# 印又は署名)

# 電話番号

放送法(以下「法」という。)<u>第98条第2項</u>の規定により、<u>認定基</u> <u>幹放送事業者</u>の地位を承継したい<u>(又は第3項後段の規定により認</u> 可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

## 1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注1)	住所(注2)	(ふりがな) 代表者氏名(注3)

- 2 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- 3 事業の譲渡し又は譲受けの理由
- 4 <u>認定基幹放送事業者</u>の地位の承継を必要とする理由<u>(又は認</u> 可を必要とする理由)
- 5 承継(又は認可)に係る<u>基幹放送の種類及び基幹放送の業務</u> に用いられる電気通信設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に 準じ記載すること。)、認定番号<u>(又は無線局の識別信号、種別</u> 及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放 送事業者)の商号又は名称

基幹放送の種類	認定番号 <u>(又</u>	認定基幹放送事業者(又
	は無線局の識	は特定地上基幹放送事業
	別信号、種別	者) の商号又は名称
	及び免許の番	

#### 印又は署名)

放送法(以下「法」という。)<u>第52条の18第2項</u>の規定により、<u>委</u> <u>託放送事業者</u>の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添 えて申請します。

記

## 1 譲渡人

(ふりがな)	住所(注2)	(ふりがな)
氏名(注1)		代表者氏名(注3)

- 2 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- 3 事業の譲受けの理由
- 4 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由
- 5 承継に係る<u>委託放送業務の委託して行わせる</u>放送の種別、認 定番号及び<u>委託放送事業者</u>の商号又は名称

委託して行わせる放送の		委託放送事業者の商号
<u>種別</u>	認定番号	又は名称
	応促宙力	

号)	

- 6 <u>事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持する</u> に足りる技術的能力
- 7 欠格事由に関する事項(申請者が法<u>第93条第1項第6号</u>の欠格 事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に 該当しない事実を証する書面を添付すること。)
- 注1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること
- 注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる 事務所の所在地を記載すること。
- 注3 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。

#### 第2 添付書類

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し<u>(地上基幹放送の場合は、</u> 基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約書の写 しを含む。)
- 2 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(譲受人が法人であるときは、これらに準ずるもの。)

- 6 事業計画書及び事業収支見積り
- 7 欠格事由に関する事項(申請者が法<u>第52条の13第1項第5号</u>の 欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由 に該当しない事実を証する書面を添付すること。)
- 注1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること
- 注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる 事務所の所在地を記載すること。
- 注3 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。

#### 第2 添付書類

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 2 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記 事項証明書(譲受人が法人であるときは、これらに準ずるもの。)

し方、元谷方方月 (田市・二・三つ	ニス月ニ十日章 沙国党 (を)自る十二		(作家音うい己」音う)
松	H XK	開	广
別表第二十一号(第92条第2項[	<u>関係)</u>	別表第十一号(第17条の6第2項関係)	_
放送局設備供給役務	<u>条</u> 提供条件(変更)届出書	受託放送役務提供条件	(変更) 届出書
	年 月 日		年 月 日
総務大臣 殿		総務大臣 殿	
	郵便番号	垂	\$ <b>便番号</b>
	住 所	信	主 所
	(ふりがな)		(ふりがな)
	氏 名	Ð	· 名
	(法人又は団体にあつては、名		(法人又は団体にあつては、名
	称及び代表者の氏名。記名押印	<b></b>	你及び代表者の氏名。記名押印
	又は署名)		又は署名)
放送法 <u>第118条第1項</u> の規定に 件(の変更)を届け出ます。	より、放送局設備供給役務の提供条	放送法 <u>第52条の10第1項</u> の規定により の変更)を届け出ます。	)、 <u>受託放送役務</u> の提供条件(
注 用紙の大きさは、日本工業	業規格A列4番とすること。	注 用紙の大きさは、日本工業規格	A列4番とすること。
別表第二十二号(第97条第1項	関係)	【新設】	
I			

# 損益計算書

<u>识 皿 巾 弁</u>	<u> </u>
会計単位名 放送局設備等供給業務管理	<u> </u>
<u>科目</u>	<u>金額</u>
<u>1 売上高</u>	
受取放送局設備供給役務利用料	
(何) 料	
振替放送局設備供給役務利用料	
(何) 料	
2売上原価	
放送費	
技術費	
<u>人件費</u>	
減価償却費	
その他	
3 売上総利益 (1-2)	
4販売費及び一般管理費	
販売費	
一般管理費	
人件費	
減価償却費	
その他	
5 営業利益 (3-4)	

 会計単位名
 放送局設備等供給業務利用部門
 (単位 円)

 科目
 金額

<u>1 売上高</u>	
<u>放送料</u>	
<u>有料放送料</u>	
放送番組制作料	
放送番組売上料	
<u>その他</u>	
2 売上原価	
振替放送局設備等供給役務利用料	
(何) 料	
放送費	
技術費	
<u>人件費</u>	
減価償却費	
<u>その他</u>	
3 売上総利益(1-2)	
4販売費及び一般管理費	
販売費	
一般管理費	
<u>人件費</u>	
減価償却費	
<u>その他</u>	
5 営業利益 (3-4)	
ティー 当該事業任度において この書	に担ぼを到日に計しまべき

- <u>注1</u> 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。
  - 2 「受取放送局設備供給役務利用料」の欄は、認定基幹放送事

業者ごとに放送局設備供給役務の提供条件に定めた利用形態に 応じた科目を設け、記載すること。

- 3 「振替放送局設備供給役務利用料」の欄は、受取放送局設備 供給役務利用料の欄の科目に準じた科目を設け、記載するこ と。
- 4 「有料放送料」の欄は、有料放送を行う兼業事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

様式第二十三の一号(第102条関係)

重 大 な 事 故 報 告 書 (詳 細)

<u>年</u> 月 <u></u>

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

<u>住</u> 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

印

認定年月日及び認定番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

【新設】

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
<u>発生場所</u>	
事故の原因となった	
基幹放送設備の概要	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

- 注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた基幹放送設備 の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。
  - 2 「事故の原因となつた基幹放送設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。
  - 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた基幹放送の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によって変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。
  - 4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業 経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載する こと。
  - 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた基幹放送設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。
  - 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の 事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又

は実施予定時期を記載すること。

- 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数 並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道 発表等)、日時及び内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十三の二号 (第102条関係)

【新設】

# 重 大 な 事 故 報 告 書 (詳細)

<u>年</u> 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 彦

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

# 免許年月日及び免許番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記 載すること )

	<u> </u>	
発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻	
発生場所		
事故の原因となった		
特定地上基幹放送局		
等設備の概要		

発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

- 注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた特定地上基幹 放送局等設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。
  - 2 「事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備の概要」の 欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設 備構成図等を添付すること。
  - 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた地上基幹放送 の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響 を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。な お、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間 によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。
  - 4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業 経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載する こと。
  - 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた特定地 上基幹放送局等設備又は行為がどのような影響を与えて事故を 発生させたのか、記載すること。
  - 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の 事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又 は実施予定時期を記載すること。
  - 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数 並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道

発表等)、日時及び内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十三の三号(第103条関係)

【新設】

# 重 大 な 事 故 報 告 書 (詳 細)

<u>年</u> 月 <u>E</u>

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

ΕŊ

#### 免許年月日及び免許番号

#### 連絡先

\_(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
<u>発生場所</u>	
事故の原因となった	
基幹放送局設備の概	
<u>要</u>	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	

#### 利用者対応状況

- 注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた基幹放送局設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。
  - 2 「事故の原因となつた基幹放送局設備の概要」の欄は、当該 設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等 を添付すること。
  - 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた放送局設備供 給役務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響 を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。な お、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間 によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。
  - 4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業 経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載する こと。
  - 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた基幹放 送局設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させた のか、記載すること。
  - 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の 事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又 は実施予定時期を記載すること。
  - 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数 並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道 発表等)、日時及び内容を記載すること。
  - 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

### 1 法第115条第1項に基づく立入検査

(表)

<u>第</u> 号

### 基幹放送設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第1 項の規定による基幹放送設備の立入検査をする職権を有する者 であることを証する。

 所
 属

 氏
 名

 発
 行
 年
 月
 日
 省
 総

 有効期限
 年
 月
 日
 総務省

 印
 務

# (裏)

# 放送法抜粋

- 第115条 総務大臣は、第111条第1項、第114条第1項及び前 条第1項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送 事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告 を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所 に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。
- 2 (略)
- <u>3</u> 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の 罰金に処する。
  - 二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139 条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若 しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ 、若しくは忌避した者
- 注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 法第115条第2項に基づく立入検査

(表)

<u>第</u> 号

# 特定地上基幹放送局等設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第2 項の規定による特定地上基幹放送局等設備の立入検査をする職 権を有する者であることを証する。

 所属

 氏名

 発行年月月日省総務省

 有効期限年月日 総務省

 印務

(裏)

放送法抜粋

### 第115条 (略)

- 2 総務大臣は、第112条、第113条第2項及び前条第2項の規 定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に 対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の 報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設 備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設 備を検査させることができる
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の 罰金に処する。
  - 二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139 条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若 しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ 、若しくは忌避した者
- 注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。
- 3 法第124条第1項に基づく立入検査

(表)

第号

# 基幹放送局設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第124条第1項の規定による基幹放送局設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

 氏
 名

 発
 行
 年
 月
 旦
 省
 総

 有効期限
 年
 月
 旦
 総務省

 印
 務

### (裏)

### 放送法抜粋

- 第124条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況 その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す 証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために 認められたものと解釈してはならない。
- 第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の 罰金に処する。
  - 二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139 条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若 しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ 、若しくは忌避した者
- 注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第二十五号(第105条関係)

【新設】

### 基幹放送設備の状況報告書

<u>年</u> 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

E

### 認定年月日及び認定番号

連絡先

\_(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法施行規則第105条の規定により、 年 月 日から 年

月 日までの基幹放送設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	<u>発生区分</u>	<u>発</u> 生 <u>原</u> 因	<u>故</u> 障 設 備	<u>措置模</u> 樣	<u>備</u> 考
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電				

#### □その他

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
  - 2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至 つた要因を記載すること。
  - 3 「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線 設備又は地球局設備の別)とともに、直接の原因となつた設備 の名称を記載すること。
  - 4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置 の模様を記載すること。
  - <u>5</u> 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を 記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十六号(第105条関係)

【新設】

# 特定地上基幹放送局等設備の状況報告書

<u>年</u> 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

免許年月日及び免許番号 (親局の免許番号を記載すること。)

# 連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法施行規則第105条の規定により、 年 月 日から 年 日 日までの特定地上基幹放送局等設備の状況を、次のとおり報告し

ます。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	<u>発生区分</u>		故障 設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
  - 2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。
  - 3 「故障設備」の欄は、放送の中断があつた主たる放送局の免

許番号及び設備の区分(番組送出設備、中継回線設備、地球局 設備又は放送局の送出設備の別)とともに、直接の原因となっ た設備の名称を記載すること。

- 4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。
- 5 「影響があつた下位の放送局」の欄は、放送の中断により影響を受けた下位の放送局の免許番号をすべて記載すること。
- 6注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十七号(第105条関係)

【新設】

### 基幹放送局設備の状況報告書

<u>年</u> 月 日

総務大臣 殿

#### 郵便番号

(ふりがな)

<u>住</u> 所 (ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

印

# 免許年月日及び免許番号

(親局の免許番号を記載すること。)

# 連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担

当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法施行規則第105条の規定により、 年月日から 年

月 日までの基幹放送局設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	<u>発生区分</u>	発生原因	故障 設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他					

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
  - 2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。
  - 3 「故障設備」の欄は、放送の中断があつた主たる放送局の免 許番号及び設備の区分(番組送出設備、中継回線設備又は放送 局の送出設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称 を記載すること。

- 4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。
- 5 「影響があつた下位の放送局」の欄は、放送の中断により影響を受けた下位の放送局の免許番号をすべて記載すること。
- 6 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を 記載すること。
- <u>7</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

-	40
(	2
Ċ	<u>~</u>
•	• •

改正案	現 行
<u>別表第二十八号(第112条関係)</u> <u>登録申請書</u> <u>年 月 日</u> <u>総務大臣 殿</u> <u>郵便番号</u>	
<u>住所</u> <u>(ふりがな)</u> <u>氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)</u> <u>電話番号</u> 放送法第126条第1項の規定により総務大臣の登録を受けたいので	
、同条第2項の規定により申請します。	
一般放送の種類       一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要       業務区域	
放送法128条第1項第1	
注1 一般放送の種類の欄には、第113条に掲げる一般放送の種類を	

記載すること。

(記載例)

一般放送の種類 有線一般放送 (テレビジョン放送)

- 2 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙1を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙2を添付すること。
- (1) 一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データ の流れが明確になるよう、演奏所から一般放送の業務に用いら れる放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通 信設備を明記した概要図を記載すること。
- (2) (1)の概要図には、衛星一般放送の業務に用いられる電気通信 設備のうち、当該業務に用いられる電気通信設備に該当する設 備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設 備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること
- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」 、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第136条 第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を 付記すること。
  - ア 放送法第136条第2項第1号に規定する一般放送の業務に 用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の 業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するた めの措置に関する事項
- <u>イ</u> 放送法第136条第2項第2号に規定する一般放送の業務に

- 用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が 適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠 する送信の標準方式の種類に関する事項
- (4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体 の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分 に分けて、別途記載すること。
- 3 業務区域の欄は、「日本全国」又は「別図に記載のとおり」 と記載し、「別図に記載のとおり」とした場合は、加入申込みが あったときに一般放送の役務を遅滞なく提供できる区域が明らか になるように(業務区域を区分して一般放送の業務に用いられる 電気通信設備を設置する場合には、それぞれの区分ごとの業務区 域が明らかになるように)、業務区域を記載した図を添付するこ と。
- 4 放送法第128条第1項第1号から第5号までの該当の有無の欄は、同法第128条第1項第1号から第5号までの規定への該当の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項に レ印を付けること。
- 5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 6 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別 紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜 記載すること。

#### 別紙1 (別表第二十八号関係)

(1)利用する放送方式

(2)使用する周波数	
(3)使用する通信速度又は伝送速度	
(4)衛星一般放送の業務に用いられる	□ 適合している
電気通信設備の技術基準の適合	
(5)添付書類	□ 設備概念図
(6)電気通信役務の提供者	
(7)使用する人工衛星局の免許の番号	
(8)使用する人工衛星局の保有者又は	
運用者	
(9)使用する人工衛星局の運用を認め	
た国等	
100使用する人工衛星局の運用が認め	
られている期間	
(11)使用する人工衛星局の軌道又は位	
<u>置</u>	
(12)使用する地球局の免許の番号	
(13)使用する地球局の保有者又は運用	
<u>者</u>	
14)使用する地球局の運用を認めた国	
<u>等</u>	
(15)使用する地球局の運用が認められ	
ている期間	
<u>(16)</u> 使用する地球局の位置	
(17)備考	

注1 (1)の欄は、使用するトランスポンダごとに「電気通信役務利

- 用放送法施行規則第14条第1号に規定するもの」のように記載すること。
- 2 (2)の欄は、使用するトランスポンダごとに記載する。また、 衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、地球の赤道 面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自 転と同一の方向及び周期で回転するものであって、その公称さ れている経度が東経百九度から東経百十一度の範囲のものであ る場合においては、送信する電波の偏波を記載すること。
- 3 (3)の欄は、使用するトランスポンダごとに記載すること。
- 4 (4)の欄は、衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備が 電気通信役務利用放送法施行規則第3章第2節に定める技術基 準に適合する場合に限り、□にレ印を付けること。
- 5 外国の地球局(電波法施行規則第4条の地球局に該当する無線局をいう。以下同じ。)を用いる場合及び電波法(昭和25年法律第131号)の規定により免許された地球局であって、地球局の工事設計書の添付書類として相当するものが添付されていなかったものを用いる場合に限り、添付図面として、映像入力信号、音声入力信号、データ入力信号の各号発生装置から、人工衛星局(電波法施行規則第4条の人工衛星局に該当する無線局をいう。以下同じ。)の送信空中線までの設備概要図を添付するものとし、(5)の欄の口にレ印を付けること。
- 6 (7)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が 、電波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載 すること。
- 7 (8)から(11)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛

- 星局が、外国の人工衛星局である場合に限り、記載すること。
- 8 (12)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、電 波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載する こと。
- 9 (13)から(16)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、外国の地球局である場合に限り、記載すること。
- 10 <u>(17)</u>の欄には、電気通信設備の名称その他の参考となる事項を 記載すること。
- 11 <u>この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番</u>とすること。
- 12 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、適宜の用紙に別途記載すること。

### 別紙2 (別表第二十八号関係)

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(1)主たる設備の設	置場所		
区別	<u>設置場所</u>		
受信空中線系			
ヘッドエンド			
主たる演奏所			
幹線			
(2)設備の規模	業務区域	引込端子の	業務開始 (予定)
		<u>数</u>	期日
	全 域		
	区 第 期		

	<u>分第</u> <u>別</u> 第 期	_								
	<u>第 期</u>	<u>月</u>								
(3)使用する周波 数	周波数	問題 周波数 及び変		用途		備考		<u> </u>		<u>を得た</u> 事業者
355		式	<u> </u>				<u> </u>	-11 <u>EZ</u>	<u>水</u> 名	<del>7 X 1</del>
(4)系統図	ヘッドエ									
	<u>ンド</u> 設備									
(5)受信空中線系	<u>レベル</u> 区分	型式 及び	周波数は周波		相対	利得		海拔	高	<u>地上</u> <u>高</u>
	受信空中 <u>線</u>	構成	範囲			dB ( Mi			<u>m</u>	<u>m</u>
	給電線	線種	<u>こう</u> £	<u>m</u>		dB/km ( )		備考	<u> </u>	

(6)ヘッドエンド	区別	増幅する周	<u>利得</u>	雑音指数	レベルの
		波数の範囲			調整範囲
	前置増幅	MHzから	<u>dB</u>	dB	
	器	MHzまで			
	受信増幅	増幅する周	<u>利得</u>	雑音指数	レベルの
	器	波数の範囲			調整範囲
		MHzから	<u>dB</u>	₫B	
		MHzまで			
	周波数変	入力周波数	<u>出力周波数</u>	利得	雑音指数
	<u>換器</u>	MHz	MHz	<u>dB</u>	<u>dB</u>
	変調器	入力信号の	変調方式	出力周波数	出力の信
		種類			号対雑音
					比
				MHz	<u>dB</u>
	光送信機	種類	<u>波長</u>	変調 出力	<u>台数</u>
				方式	

1	1									
				nm	!		dl	<u>Bm</u>		
	光増幅器	種類	<u>出</u>	<u>力</u>			台数			
					<u>dBm</u>					
	光分岐器	種類	<u>分</u>	<u>)岐数</u>		<u>‡</u>	員失	<u>台</u>	<u>数</u>	
							<u>dB</u>			
	光波長多	種類	損	<u> 失</u>			<u>台</u>	<u></u>		
	重合波器					d	<u>B</u>			
	連絡線	連絡区間	架空及び地 線種			<u>こう長</u>		損失		
			<u>T</u>	の別						
								<u>m</u>	dB/km	
	その他の	種類								
	機器									
(7)自主放送装置	種類	<u>台数</u>				備考	<u> </u>			
									T	
(8)中継増幅器	区別	種類		定格光入力	」レ	定格	予光出力	J レ	台数	
				<u>ベル</u>		ベル	_			

	光増幅器					dF	3m		<u>dB</u>	<u>m</u>	
	光電変換	種類				光入力	<u> </u>		各光出力し	<u>-</u>   .	台数
	増幅器				ベル			<u>~`</u> )			
						dF	<u>8m</u>		<u>dB</u> <u>µ</u>	<u>.</u>	
	その他の	種類	増幅する	定	格入	定格出	雑	音指	同時に増幅す	-a	台数
	増幅器	1200	ことがで		レベ	力レベ	数		とができる周		
			きる周波	ル		<u>/L</u>			<u>の数</u>		
			数の範囲								
			MHzから		dB μ	$dB \mu$		<u>dB</u>			
			MHzまで								
					ı						
(9)分岐器、分配	種類	分岐結合	損失又は		<u>挿</u>	人損失		端-	子間結合	<u>£</u>	汝
器及びタップオ		分配損失	•					損/	<u> </u>		
<u> </u>		最大	dB		最为	大 dl	<u>B</u>	最/	J\ dB		

(10)分波器	種類	<u>分波した</u> <u>周波数</u>	分波損	<u>上</u> 失	端子間	  結合損失 		<u>台数</u>
		MHz MHz		<u>dB</u>	<u>最小</u>	\ dB		
		MIIZ		<u>ub</u>			-	
印電源供給器	<u>交流及</u> び直流 の別	容量	出力電	<u>E</u>	<u>台数</u>			備考
	<u> </u>	<u>VA</u>		<u>V</u>				
(12)保安装置	種類				備考		1	
(13)受信用光伝送	種類				光入力	<u>1</u>		
<u>装置</u>								<u>dBm</u>
	光波長多	重合波器の種	<u>類</u>		<u>損失</u>			
								<u>dB</u>

(14)その他の装置	<u>種類</u>				備	<u>考</u>		
15線路	区分	架	空及び地下	線種		<u>こう</u>	損失	
		<u>0</u>	別			<u>長</u>		
	幹線					<u>m</u>		
	分配線					<u>m</u>		
	引込線							
	電気通信事業	を営	む者が提供	する電		5 km を	翌える	
	気通信役務を	利用	する線路の	<u>こう長</u>				
	の総延長							
(16)電柱	種類		自家柱	共架柱				備考
				電気通	信	電気事	<u>その</u>	
				事業者		業者	<u>他</u>	
	<u>木柱</u>		<u>本</u>	<u>本</u>		<u>本</u>	<u>本</u>	
	コンクリート	<u>柱</u>						
	鉄柱							
	<u>その他</u>							
	<u>計</u>							
<u>(17)線路の電圧及び通信回線の電力</u>			電圧					
			電力					dBi

1		
	備考	
18)有線一般放送の業務に用いられ	□ 適合している	
る電気通信設備の放送法施行規則		
第5章第2節第1款に定める技術		
<u>基準への適合</u>		
19)有線一般放送の業務に用いられ	□ 適合している	
る電気通信設備の電気通信役務利		
用法施行規則第3章第3節に定め		
る技術基準への適合		
20電気通信役務の提供者及びその		
利用の形態の概要(自己の電気通		
信設備を用いる場合はその旨及び		
その利用形態の概要)		
<u>凯 備考</u>		
	tee a same a	> 1/1/ HH

- <u>注1</u> (1)のヘッドエンドの欄は、ヘッドエンドの主たる機器の設置 場所を記載すること。
  - 2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図( 市町村(特別区及び地方自治法第252条19第1項の指定都市の 区を含む。)の区域を明示したものとする。)にその設置場所 を記載すること。
  - 3 (8)から(4)まで、(15)の幹線、分配線、引込線、(16)及び(17)の欄については、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。
  - 4 (2)の区分別の欄は、別図の業務区域の図に記載した期別に従い、引込端子の数(加入申込みに応じて順次分配線から受信者端

- 子までの設備を設置する場合は、設置を予定している引込端子 の数)を記載すること。
- 5 (2)の業務区域の欄は、加入申込みがあつた場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域を記載することとし、区分別の欄は、業務区域を区分してその業務の提供を行う場合には、業務開始予定年月日ごとに区分した区域を記載すること。

#### (記載例)

(2)設備の規		<u>業</u>	<u> </u>	引込端子の数	業務開始(予定)期日
<u>模</u>					
	<u>全</u>	域	(何) 市 (何) 町、	<u>5000</u>	年 月 日
			(何) 町、(何) 町		
			(何) 丁目から (何		
			<u>) 丁目まで</u>		
		第一期	(何) 市 (何) 町	3000	年 月 日
	区分別	第二期	(何) 町(何) 丁目	2000	年月日
			から (何) 丁目まで		

- 6 (2)の引込端子の数は、第111条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。
- 7 (3)の周波数、周波数帯幅及び変調型式、用途の欄は、有線テレビジョン放送法施行規則第2章第2節及び電気通信役務利用放送法施行規則第3章第3節に規定される方式については、ヘッドエンドの出力端子における搬送波の周波数について記載することとし、周波数帯幅及び変調型式の欄の変調型式について

は、電波法施行規則第4条の2第1項に規定する記号により記載することとし、用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。その他については、各項目に準ずる内容を記載すること。

#### (記載例)

(3)使用す	周波数	周波数帯幅及び変調型式	用途	備考
る周波数	中心周波数	5. 7MHz X7W	テレビジョン	標準デジタル
	473.00 MHz		<u>放送</u>	テレビジョン
				放送方式
	中心周波数	6 MHz D7W	テレビジョン	デジタル有線
	303.00MHz		<u>放送</u>	テレビジョン
				放送方式
	中心周波数	6 MHz D7W	<u>インターネッ</u>	
	327.00MHz		<u> </u>	
			<u>(下り)</u>	

- 8 区間によって使用する周波数が異なるときは、区間ごとの使用する周波数が明らかになる方法により記載すること。
- 9 (3)の備考の欄は、送信の方式が電気通信役務利用放送法施行 規則第17条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する 場合は、その送信の方式を記載すること。
- 10 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、

- 同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書 の写しを添付すること。
- 11 (4)のヘッドエンドの欄は、「別図(ヘッドエンド系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、(5)、(6)及び(7)の欄の機器又は装置についての系統を記載し、受信空中線については、受信空中線の位置における受信する電波の電界強度及び周波数を、連絡線については、連絡区間のこう長を、(5)の欄については、それぞれの入出力周波数を付記すること。
- 12 (4)の設備の欄は、「別図(設備系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。
  - (1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる 伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統について、ヘ ッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の機器 ((9)タップオフ、(11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信用光 伝送装置を除く。)を記載すること。
  - (2) (1)以外の各幹線系統のうち最多段中継増幅の系統について 、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の 機器(11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信用光伝送装置を 除く。)並びに幹線及び分配線についての系統を記載し、幹 線及び分配線については、機器間のこう長を付記すること。
  - (3) (1)及び(2)のそれぞれの幹線系統が含まれる設備については、 、それぞれの設備系統図を記載すること。
  - (4) 系統の記載に当たっては、線路のすべてについて自ら設置 する系統、線路の一部について電気通信事業を営む者が提供 する電気通信役務を利用する系統又は線路のすべてについて

- 電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統のそれぞれについて、記載すること。
- 13 (4)のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式 が電気通信役務利用放送法施行規則第17条第1項第1号から第 6号までのいずれかに該当する場合に、「別図(レベルダイヤ グラム)に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイ ヤグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端 子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子 のレベルの記載に代えることができる。
  - (1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる 伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統については、 光送信機からタップオフまでの分岐数が最多となる幹線系統 のうち、幹線のこう長が最長となる幹線系統について、ヘッ ドエンドの光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合 波器並びに(8)から(15)までの欄の機器((11)電源供給器及び(12)保安 装置を除く。)における光レベルのダイヤグラムを記載するこ と。また、光送信機の相対強度雑音及び光増幅器の雑音指数 を付記すること。
  - (2) (1)以外の各幹線系統については、設備系統図に記載した機器についてヘッドエンド出力端子からタップオフ出力端子までにおけるレベルのダイヤグラムを次により記載すること。アーテレビジョン放送の標準方式に準拠する方式、テレビジョン音声多重放送の標準方式に準拠する方式、テレビジョン文字多重放送の標準方式に準拠する方式及びテレビジョン・データ多重放送の標準方式に準拠する方式による有線

- 一般放送の搬送波については、映像信号搬送波のレベルの みとし、その映像信号搬送波の数が2以上の場合は、それ ぞれのレベルの最高のものと最低のもののみとし、その周 波数を付記すること。
- イ デジタル有線テレビジョン放送方式による有線一般放送 の搬送波の数が2以上の場合は、それぞれのレベルの最高 のものと最低のもののみとし、その中心周波数を付記する こと。
- <u>ウ</u>機器及び線路の定格出力インピーダンスが75オーム以外の場合は、その値を付記すること。
- (3) レベルに関して、電気通信役務利用放送法施行規則第21条 、第28条及び第29条において準用する有線テレビジョン放送 法施行規則第26条の4第2項、第26条の17第2項又は第26条 の20第2項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の 適用に係る端子を明記すること。
- 14 (5)の備考欄には、受信空中線の出力端子とヘッドエンドの入力端子との間に給電線以外の装置が挿入されるときは、その挿入されるものの種類及び損失を記載すること。
- 15 (6)のレベルの調整範囲の欄には、例えば、「デジタルテレビ ジョン放送の入力レベル70dB  $\mu$  ±10dBに対して、出力レベル変 動±0.5dB以内」のように記載すること。
- 16 (6)の周波数変換器の欄には、ヘッドエンドにおいて、入力周 波数を他の周波数に変換して送信する場合に使用する周波数変 換器のみについて記載すること。
- 17 (6)の入力信号の種類の欄には、「映像信号」、「文字信号」

- 、「音声信号」のように記載すること。
- 18 (6)の変調器の変調方式の欄には、標準デジタルテレビジョン 放送方式による場合は「標準方式」、デジタル有線テレビジョ ン放送方式による場合は「デジタル方式」のように、その他の 方式による場合はその概要を具体的に記載すること。
- 19 (6)の光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器の 種類の欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 20 (6)の光送信機の変調方式の欄には、「光強度直接変調方式」 、「光強度外部変調方式」、「FM一括変換方式」のように記載 すること。
- 21 (6)の連絡線及び(13)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。
- 22 (6)の連絡区間の欄には、例えば、「前置増幅器ーヘッドエンド」、「主たる演奏所ーヘッドエンド」のように記載し、その設置場所を添付地図に示すこと。
- 23 (6)の線種の欄には、例えば、「5 C 2 V」、「6 心 G I 型 光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 24 (6)のその他の欄には、有線一般放送のために電磁波を発生させる機器を記載すること。
- 25 (7)の種類の欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フイルム投射器」、「文字画面製作装置」、「図形画面製作装置」のように記載すること。

- 26 (7)の備考欄には、例えば、スタジオカメラについては、「白 黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モ ノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フイ ルム投射器については、「8ミリフイルム用」、「35ミリスラ イド用」のように記載すること。
- 27 (8)の種類の欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 28 (8)の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「テレビジョン放送の標準方式に準拠する方式による映像・音声信号搬送波各(何)波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波(何)波」、「パイロット信号(何)波」のように記載すること。
- 29 (9)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であって、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であって、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類の欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「夕岐器(3分岐)・タップオフ(1分岐)」、「分配器(2分配)・タップオフ(2分配)」、「分岐器(3分岐)・タップオフ(1分岐)」、「32分岐器」、「タップオフ(クロージャ)」のように記載すること。
- 30 <u>(10)</u>の種類の欄には、例えば、「分波器(2分波)」のように記載すること。
- 31 (11)の欄には、中継増幅器用電源供給器のみについて記載すること。
- 32 (11)の備考欄には自動電圧制御機能を有するものについて、制

- 御電圧範囲を記載すること。
- 33 <u>(15)の線種の欄は、例えば「7C―2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。</u>
- 34 (15)の幹線の損失の欄には、例えば、「0.35dB/km(1,550nm)」、「最高35dB/km(450MHz)、最低5dB/km(70MHz)」のように記載すること。無線装置の場合には、記載を要しない。
- 35 (15)の電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長の欄は、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長が5kmを超える場合に限り、□にレ印を付けること。
- 36 (16)の備考の欄は、自家柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。
- 37 (17)の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その 旨を付記すること。
- 38 (17)の備考の欄は、通信回線が有線電気通信設備令施行規則 (昭和46年郵政省令第2号)第2条第1項第4号及び第5号に掲 げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載するこ と。
- 39 (18)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が放送 施行規則第5章第2節第1款に定める技術基準に適合する場合 に限り、□にレ印を付け、措置内容について具体的に説明した 書面を添付すること。
- 40 (19)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が電気

通信役務利用放送法施行規則第3章第3節に定める技術基準に 適合する場合に限り、□にレ印を付けること。なお、電気通信 事業を営む者が提供する電気通信設備について、一般放送事業 者と電気通信事業者との間で、電気的性能及び光学的性能につ いて確認した書面を添付すること。

- 41 ②の欄は、その他参考となる事項を記載すること。
- 2 施設に接続する有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備 の概要

接続する有線電気通 信設備	設置者の氏名又 は名称	設備の識別	引込端子の数
接続する受信設備群	<u></u> 設置	量場所_	受信設備の数

- 注1 接続する有線電気通信設備の欄には、設備の引込端子に接続 する他の有線電気通信設備について記載すること。
  - 2 設備の識別の欄には、有線一般放送事業者の登録年月日及び 登録番号又は有線電気通信設備の設置の届出の年月日等を記載 すること。
  - 3 引込端子の数の欄及び受信設備の数の欄には、電気通信役務 利用放送法施行規則第3条第2項及び第3項の規定により算出

- した数を記載すること。
- 4 設置場所の欄は、電気通信役務利用放送法施行規則第3条第 2項の表の二の項の規定により、一の引込端子を2以上のもの と数える場合において、当該一の引込端子に接続する受信設備 の設置場所を、たとえば「(何) ビル内」、「(何) アパート 内」のように記載すること。
- 3 設備と工作物又は道路等との関係

(1) 電 線	<u>付近</u> <u>の工作物</u>	設 備	<u>架空電線</u> <u>の支持物</u>	単独注の 架空電線	<u>共架柱</u> の架空 電線	屋内電線	<u>地中</u> 電線	備考
<u>等</u>	電	線		<u>m</u>	<u>m</u>			
<u>と</u>	強電流電線	<u>低 圧</u>	<u>m</u> ( )	( )	( )	<u>m</u>	<u>m</u>	
<u>隔</u> <u>離</u> 距		<u>高 圧</u>	_( )_	_( )	_( )			
離		特別高圧	_( )_	_( )	( )			
	建 :	造物						
<u>(2)</u>	<u>設 備</u>							
<u>道</u>	関係							
<u>路</u>			道路、鉄道又	備	考			
<u></u>	付近の道		<u> </u>					
<u></u>	路及び工作	作物						

関	道		路				<u>m</u>				
<u>係</u>	鉄道ス	スは東	九道								
	横断	横断歩道橋									
	<u></u> ح	そ の 他									
(3)	道路の	<u>道</u> 距	各の種類	Ī	許可の有無	<u>(4)</u>	所有者	<u>等</u>	承諾の有		
<u>道</u>	<u>占有</u>					電			<u>無</u>		
路		国	指定区	<u>工間内</u>		<u>柱</u>					
<u>の</u>		道	指定区	工間外		等					
<u>占</u>		都让	首府県道	<u> </u>		<u>~</u>					
<u>有</u>		市田	叮村道			<u>Ø</u>					
等		その他				<u>共</u>					
	その他	種類			許可等の有無	<u>架</u>					

- <u>注1</u> 電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電 気通信設備に係る部分については記載を要しない。
  - 2 (1)の強電流電線の備考の欄は、その種別(強電流ケーブル等) 及び保護網(線)設置の有無を記載すること。また、付近の工作 物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。
  - 3 電車線に接近又は交差する場合は、(1)の強電流電線の欄の括 弧内に記載すること。また、備考の欄は、注2の要領で記載す ること。
  - 4 (2)の備考の欄は、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。
  - 5 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるよう

に記載した図等を添付すること。

- 6 道路の占有の許可を得ている場合は、その許可書の写しを、 許可を得ていない場合は、当該許可を得る見込みがあることを 記載した書面をそれぞれ添付すること。
- 7 (3)のその他の種類欄には、設備の設置に関し必要な法令に基づく処分の名称について記載するとともに、許可等を得ている場合は、その許可書の写しを、許可等を得ていない場合は、当該許可等を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。
- 9 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社(以下「地方公共団体等」をいう。)が建設し、かつ、管理する住宅若しくは造成し、かつ、管理する宅地の施行地区内又は地方公共団体等が施行する市街地再開発事業(事業完了したものを除く。)若しくは防災建築街区造成事業(事業完了したものを除く。)の施行地区内に施設を設置しようとする場合にあつては、その設置について、当該地方公共団体等との協議が整つたことを証する書面の写しを添付すること。

# 4 受信障害区域における電界強度

受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合又は受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置され

るテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として 当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再 放送を行う場合における当該受信障害区域における電界強度のデ ータ

別表第二十九号(第114条第1項関係)

誓 約 書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、<br/>名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

登録申請者が放送法第128条第1号から第5号までに該当しない ことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十号(第114条第2項第1号関係)

事業計画書

(別紙)

長
 □ (1) 役員等に関する事項
 □ (2) 放送番組の編集の基準
 □ (3) 放送番組の編集に関する基本計画
 □ (4) 週間放送番組の編集に関する事項
 □ (5) 放送番組の審議機関に関する事項
 □ (6) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
 □ (7) 一般放送の事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

提出する事項	<u>備 考</u>
	(注) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポ
	<u>ーツに関する時事に関する事項その他総務省令で</u>
	定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う
	一般放送の業務の場合は、提出を要しない。
<u>(1)</u>	
(2) (注)	

- (3) (注) (4) (5) (注) (6) (7)
- 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。
- (1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。 (申請者が団体であるときはこれに準じること。)

<u>ふりがな</u> 氏 名	住 所	<u>役 名</u>	担当部門	<u>兼</u> 職	備考

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の 都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、放送業に係るものについてはその 全部を、その他のものについてはその代表的なも のを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役 員予定者については役員就任承諾書を添付するこ と。
- (2) 別紙(2)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。
- (3) 別紙(3)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又 はその案をテレビジョン放送及びテレビジョン放送以外のものに 区分して記載すること。
  - (注1) 同時再放送に係るものについては、記載を要しない。
  - (注2) 有料の一般放送を行う場合は、その旨を記載す ること。
  - (注3)対象とする受信者層を限定するための具体的措置を講じる場合は、その措置について記載すること。
- (4) 別紙(4)は、放送番組表(同時再放送に係るものである場合を除く。)、他から供給を受ける放送番組の時間等及び同時再放送を 行う放送番組について、次のア、イ及びウの様式によりそれぞれ 記載すること。

# ア 放送番組表

<u>曜日</u> <u>時刻</u>	<u>月</u>	<u>火</u>	<u>水</u>	<u>木</u>	<u>金</u>	<u>±</u>	<u>日</u>
∌L	時間						
<u>計</u>	<u>分</u>						
合 計	時間	分	(	%)	考		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の番組について、その開始及び終了の時刻 を記載すること。
- (注3) 有料の一般放送を行う事業者の場合は、合計欄 内にその放送に係る放送時間及び比率を()で再 掲すること。

## イ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
	時間 分	
	<u>=</u> +	
合 計	時間	分 (%)_

- (注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者等の種別に応じて記載すること。
- (注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の 欄の時間に対する当該欄の比率を掲載すること。
- (注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、

- その内容を記載した書類を添付すること。
- (注4) <u>有料の一般放送の場合は、その放送時間をそれ</u> ぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

## ウ 同時再放送を行う放送番組

放送番組	備考

- (注1) <u>放送番組の欄は、「NHK (何) テレビジョン放</u> 送局(総合) の放送の同時再放送」のように記載 すること。
- (注2) 備考の欄は、ヘッドエンドの出力端子における 搬送波の周波数を記載すること。
- (注3) 再放送に係る同意を得ている場合は、その同意 書の写しを、同意を得ていない場合は、当該同意 を得る見込みがあること等を記載した書面をそれ ぞれ添付すること。
- (5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

<u>ふりがな</u>	住	近 性別	生年月日	職業	備	考
委員の氏名	<u> </u>	11. 7/1	<u> </u>	<u>机 未</u>	NH3	<u>~</u>
委員総数					人	

- (注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載するこ と。
- (注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「 評論家」等のように記載すること。
- (注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 他の一般放送事業者に係る審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称
  - <u>イ</u> 予定のものについてはその旨
- (注4) <u>委員予定者については、委員就任承諾書を添付</u> すること。
- (6) 別紙(6)は、次により記載すること。
  - ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。
  - イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、 考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。
  - <u>ウ</u> 予定のものについては、その旨を記載すること。
- (7) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の 様式により記載すること。
  - ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

# イ 他の事業への出資

事業者	資本金	事業の概要	出資の額	出資の比率	備考
の名称	<u>(A)</u>			(B) × 100	
				(A)	
	百万円		<u>千円</u>	<u>%</u>	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者 の資本金の額の10分の1以上の場合について記載 すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資 の総額に対する出資の比率と異なるときは、そ の比率
- <u>イ</u> 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは 、出資金、寄付金等の出資の種類
- (8) 別紙に使用する様式の大きさは、日本工業規格A列4番とする こと。

別表第三十一号(第114条第2項第2号関係)

一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力

1 業務を確実に実施することができる体制

# 2 業務に従事する者の実務経験等

- 注1 一般放送の業務に用いる電気通信設備を、放送法第136条第 1項の技術基準に適合するように維持するための運用、保守等 (以下「設備維持業務」という。)の業務を確実に実施するこ とができる体制を記載すること。
  - 2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。
  - 3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体 の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載するこ と。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十二号(第116条第1項関係)

登録一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

<u>住</u> 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

# 電話番号

登録一般放送の業務の開始について、放送法第129条第1項の規 定により、下記のとおり届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
業務開始の期日	

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十三号(第116条第2項関係)

登録一般放送業務休止 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

<u>住</u> 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

登録一般放送の業務の休止について、放送法第129条第2項の規

定により、下記のとおり届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
休止年月日及び休止期間	
変更理由	

注1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること

0

- 2 休止しようする場合については、加入者への周知方法等、具体的な対応計画等の資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十四号(第117条関係)

	登録一般放送に係る軽微な変更			
別表	表第28号別紙2における記載	変更事項		
欄				
1 (	2)設備の規模	引込端子の数		
1	<u>ヘッドエンド</u>	1(6)の変更事項に係る部分		
<u>(4)</u>	設備	1(8)から1(10)まで、1(14)及び1(15)の変更事項に係る		
<u>系</u>		部分		
統				
図				

<u>(5)</u>	受信空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海抜高			
<u>受</u>		又は地上高			
<u>信</u>	給電線	線種又はこう長			
空					
<u>中</u>					
<u>線</u>					
<u>系</u>					
1	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲			
<u>(6)</u>	周波数変換器	入力周波数又は出力周波数			
<u>^</u>	変調器	出力周波数			
<u> </u>	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所			
<u> </u>	その他の機器	種類			
工					
<u>&gt;</u>					
ド					
<u>(7)</u> ⊭	自主放送装置	種類又は台数			
1 (8	8)中継増幅器	増幅することができる周波数の範囲又は同時に増幅			
		することができる周波数の数			
_ [ ]	1 (9)分岐器、分配器及びタップ	オフ」に記載された事項			
1 (1	0)分岐器	種類、分波損失、端子間結合損失又は台数			
Г	「1 (11)電源供給器」に記載された事項				
<u></u>	「1位2保安装置」に記載された事項				
<u></u> []	「1(4)その他の装置」に記載された事項				
1	幹線	架空及び地下の別又は線種			
<u>(15)</u>	分配線	架空及び地下の別、線種、こう長又は損失			

 線
 引込線

 底
 り込線

 「1(16)電柱」に記載された事項

 「3(1)電線等の隔離距離」に記載された事項

 「3(2)道路との関係」に記載された事項

 備考として記載された事項

# 別表第三十五号(第118条第1項関係)

変更登録申請書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の

氏名。記名押印又は署名)

登録年月日及び登録番号

放送法第130条第1項の規定により総務大臣の変更登録を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

変更事項		
変更内容	<u>変更前</u>	変更後
<u>変更的谷</u>		

予定期日	
変更の理由	

- <u>注1</u> 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要について変 更登録を受ける場合は、一般放送の業務の登録申請書に準じて 変更箇所が分かるよう記載すること。
  - 2 <u>この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番</u> とすること。
  - 3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別 紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜 記載すること。

別表第三十六号(第118条第3項関係)

変更届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

主 所

(ふりがな)

<u>氏 名</u>

(法人にあつては、名称及び代表者の

氏名。記名押印又は署名)

登録年月日及び登録番号

登録に係る氏名等に変更があったので、放送法第130条第4項の 規定により届け出ます。

変更事項	
変更前	変更後
変更年月日	

- 注1 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別 紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜 記載すること。

別表第三十七号(第119条関係)

一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

<u>住</u> 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の 規定により届け出ます。

届	業務を執行する役員の氏名					
出						
<u>者</u>						
<u>一</u> 角	<b>没放送の種類</b>					
<u>使</u>	自己の設備又は他人の	設備の	<u>の別</u>			
<u>用</u>						
施						
設						
		設備	の規模			
		主た	る設備の設置	場所		
		その	他の設備の設	置場所		
						_
<u>業</u>	使用する周波数		用途		再放送の同意	同意を得た放
務						送事業者名
業務	<u> </u>					
1 4	放送番組の編集の基準				<u>]</u>	_

	1	<u>目当たり</u>	
			<u>間</u>
	主	たる放送事項	
			1
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約	
		者の見込数	( )

- 注1 資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額に その株式数を乗じたものを記載するものとし、その他の法人の 場合には、これに準じたものを記載すること。
  - 2 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外 の団体である場合は、団体の規約を添付すること。ただし、届 出者が施設者である場合は、添付を要しない。
  - 3 一般放送の種類の欄には、第120条に掲げる一般放送の種類 を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類有線一般放送ーテレビジョン放送有線一般放送ーラジオ放送ー告知放送業務

- 4 使用する周波数の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること
- 5 設備の規模の欄には、当該施設に係る引込端子の数を記載すること。

- 6 用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局 (総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテ レビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)ー 般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。
- 7 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、 同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書 の写しを添付すること。
- 8 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 9 放送番組に関する事項の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
- 10 業務開始時に受信契約者の見込数の欄のかつこ内には、再放送のみの受信契約者の見込数を再掲すること。
- 11 <u>この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番</u> とすること。
- 12 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別 紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜 記載すること。

## 別表第三十八号(第122条関係)

一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

## 総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

年月日付けの一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

- <u>注1</u> 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び 変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び 変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
  - 2 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、そ の同意書の写しを添付すること。
  - 3 <u>この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番</u> とすること。
  - 4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜

# 記載すること。

別表第三十九号(第123条関係)

一般放送業務承継書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつ<br/>では、名称及び代表<br/>者の氏名。記名押印<br/>又は署名)

一般放送事業者の地位を次のとおり承継したので、放送法第134 条第2項の規定により、届け出ます。

承継年月日					
被承継者					
承継した一般放送事業者の					
地位に係る登録年月日及び					
登録番号(届出一般放送事					
業者にあつては、一般放送					
業務の開始の届出年月日)					
放送法第128条第1号から	<u>有</u>		無		
第5号までの該当の有無 (					

登録一般放送事業者に限る	
<u>。)</u>	
備考	

- 注1 放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無の欄は、 放送法第128条第1号から第5号までの規定への該当の有無を 記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け ること。
  - 2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。
  - 3 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは、定款又は 寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放 送事業者以外の団体であるときは、これに準じる書類及び業務 を執行する役員の氏名を記載した書面を添付すること。
  - 4 承継に伴い、新たに道路に占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は、承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。
  - 5 別表第30号の別紙(1)及び(5)を添付すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十号(第124条第1項関係)

廃止届出書

年 月 日

総務大臣殿

 郵便番号

 住
 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1 項の規定により届け出ます。

<u>理由</u>	
一般放送の業務を廃止した	
法人が行っていた一般放送	
の業務に係る登録年月日及	
び登録番号(届出一般放送	
事業者にあつては、一般放	
送業務の開始の届出年月日	
<u>)</u>	
業務区域	
廃止年月日	

- <u>注1</u> <u>業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らか</u> <u>になるように、例えば、「(何)市(何)町」のように記載すること。</u>
  - 2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番 とすること。

別表第四十一号(第124条第2項関係)

# 解散届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつ<br/>では、名称及び代表<br/>者の氏名。記名押印<br/>又は署名)

一般放送事業者たる法人が解散したので、放送法第135条第2項 の規定により届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人が行っていた一般放送の業	
務に係る登録年月日及び登録番号(届出	
一般放送事業者にあつては、一般放送業	
務の開始の届出年月日)	
解散年月日	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番と すること。

改 正 紫	<b>职</b>
様式第四十二の一号(第125条関係)	【新設】
<u>重大な事故報告書(詳細)</u> <u>年月</u> 日	
<u>総務大臣</u> <u>殿</u> <u>郵便番号</u> (ふりがな)	
住     所       (ふりがな)       氏     名       (自筆で記入したときは、押印を省略できる。       法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載	
することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。) <u>印</u> 登録年月日及び登録番号	
連絡先         (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	
発生年月日及び時刻     復旧年月日及び時刻       発生場所     事故の原因となった       毎日、即せばの業務	
衛星一般放送の業務       に用いられる電気通       信設備の概要       発生状況	

313

措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

- 注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた衛星一般放送 の業務に用いられる電気通信設備の設置場所(住所・建物名等 ) を記載すること。
  - 2 「事故の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気 通信設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設 備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。
  - 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた衛星一般放送 の業務に用いられる電気通信設備の概要説明及び影響利用者数 を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の 地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこ と等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれ の内容を記載すること。
  - 4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業 経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載する こと。
  - 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備又は行為がどのような 影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。
  - 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の 事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又 は実施予定時期を記載すること。
  - 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数

並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道 発表等)、日時及び内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第四十二の二号(第125条関係)

【新設】

重 大 な 事 故 報 告 書 (詳 細)

<u>年</u> 月 <u></u> 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

<u>住</u> 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

印

登録年月日及び登録番号

連絡先

\_(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記 載すること。)

	<u>戦りること。)</u>
発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となった	
有線一般放送の業務	
に用いられる電気通	
信設備の概要	
発生状況	
措置模様	

2	発生原因	
<u> </u>	再発防止策	
Ź	利用者対応状況	

- 注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた有線一般放送 の業務に用いられる電気通信設備の設置場所(住所・建物名等 ) を記載すること。
  - 2 「事故の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気 通信設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設 備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。
  - 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた有線一般放送 の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響 を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。な お、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間 によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。
  - 4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業 経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載する こと。
  - 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。
  - 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の 事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又 は実施予定時期を記載すること。
  - 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数 並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道 発表等)、日時及び内容を記載すること。

## 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

#### 別表第四十三号(第127条関係)

#### (表)

号

#### 登録に係る電気通信設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第139条第1 項の規定による登録に係る電気通信設備の立入検査をする職権 を有する者であることを証する。

 所属

 氏名

 発行年月月日省総務省

 有効期限年月日総務省

 印務

## (裏)

# 放送法抜粋

第139条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第1項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

【新設】

証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために 認められたものと解釈してはならない。
- 第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の 罰金に処する。
  - 三 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139 条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若 しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ 、若しくは忌避した者
- 注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第四十四号(第128条関係)

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

<u>住</u> 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

印

## 登録年月日及び登録番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記 載すること。)

放送法施行規則第128条の規定により、 年4月1日から 年

【新設】

3月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	<u>発生区分</u>	<u>発</u> 生原因	<u>故</u> 障 設 備	措置模様	<u>備</u> 考
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □その他				

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
  - 2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。
  - 3 「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線 設備、地球局設備又は放送局の送信設備の別)とともに、直接 の原因となつた設備の名称を記載すること。
  - 4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置 の模様を記載すること。
  - 5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を 記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 別表第四十四号の二(第128条関係)

有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

<u>年</u> 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。)

# 登録年月日及び登録番号

## 連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法施行規則第128条の規定により、 年4月1日から 年 3月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告し ます。

(1)設備	引込端子の数								
の概況	受信契約者数								
	主な業務区域								
(2)設備 の保守 状況									
(3) 事故	発生年月日	復旧年月日	影	影	主	故	措	備	影響を
発生状況	(発生時刻)	(復旧時刻)	響地	響利	な 発	障設	置模	考	受けた

【新設】

		域	用者数	生原因	備	様	有般の	有線一 般放送 の業務	

- 注1 「設備の概況」の欄は、3月31日現在で記載すること。
  - 2 「引込端子の数」の欄は、第 111 条第 2 項及び第 3 項の規定 により算出した数を記載すること。
  - 3 「設備の保守状況の欄」は、設備の保守の体制及び方法について、例えば、「自主保守要員2名、毎月1回定期点検」、「機器については、○○株式会社に保守委託」又は「役務を提供している電気通信事業者により実施」のように記載すること。
  - 4 「事故発生状況の欄」は、次の事故が発生した場合に、必ず 記載すること。

有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因して当 該電気通信設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止さ せた事故であつて、次のいずれにも該当するもの

- <u>イ</u> 当該放送の停止を受けた利用者の数が五百以上又は利 用者の過半数に影響が及ぶもの
- ロ 当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 5 「影響地域の欄」は、「全国(一の都道府県及びそれに隣接 する都道府県の区域を超える地域を含む。)」、「一の都道府 県及びそれに隣接する都道府県の区域を超えない地域」、「一

- の都道府県の区域を超えない地域」、「一の市町村(特別区を 含む。以下同じ。)及びそれに隣接する市町村の区域を超えな い地域」、「一の市町村の区域を超えない地域」又は「その他 」から選択し、記載すること。
- 6 「影響利用者数の欄」は、「10 万以上」、「5 万以上」、「3 万以上」、「1 万以上」、「5,000 以上」、「3,000 以上」、「1,000 以上」 「500 以上」、「500 未満」又は「不明」から選択し、記載すること。
- 7 「主な発生原因の欄」は、「自然災害」、「火災」、「停電 (通常受けている電力の供給の停止)」、「第三者要因(道路 工事による断線、車両による断線、その他)」、「自然故障」 、「不具合」、「人為要因」、「不明」、その他の発生原因を 記載すること。
- 8 「故障設備の欄」は、「ヘッドエンド設備」、「ヘッドエンド設備間伝送路」、「伝送路(幹線・分配線・引込み線、その他)」、「伝送路設備(光ノード、中継増幅器、分岐器、ルータ、その他)」、「電源設備(ヘッドエンド、伝送路、その他)」、「不明」、その他の故障設備を記載すること。
- 9 「措置模様の欄」は、「ハードウェア交換」、「ハードウェ ア修復」、「ソフトウェア修正(設定変更、バージョンアップ 、その他)」、「ケーブル修復・張替」、「設備リセット・再 起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」、その他の措置 模様を記載すること。
- 10 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

- 11 「影響を受けた有線一般放送の業務の欄」は、地上デジタルテレビジョン放送、BS放送、CS放送、自主放送等の区分毎に、チャンネル数を記載すること。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十五号の様式(第133条参照)

【新設】

契約約款 (変更) 届出書

<u>年</u> 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名

称及び代表者の氏名。記名押印

又は署名)

電話番号

放送法第140条第2項の規定により、再放送の役務の提供条件に関する契約約款(の変更)を届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 別表第四十六号の様式(第135条参照)

## 裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名

称及び代表者の氏名。記名押印

又は署名)

電話番号

注1

再放送同意について協議が<u>不調</u>のため、放送法第144条第1項の規定 不能

により、下記のとおり裁定を申請します。

- 1 申請に係る基幹放送事業者の氏名(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名)及び住所
- 2 申請に係る再送信の概要
  - (1) 再放送しようとするテレビジョン放送

- (2) 再放送の義務を行おうとする区域
- (3) 再放送の実施の方法
- (4)申請者が希望する再放送の開始期日
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項
  - 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 注2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送の義務を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。
- 注3 「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明の ほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見 の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事 情を具体的に明らかにすること。
- 注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 注5 該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所 に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に 適宜記載すること。

# (表)

号号

## 有線電気通信設備の使用検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第145条第4 項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権 を有する者であることを証する。

 所
 属

 氏
 名

 発
 行
 年
 月
 日
 省
 総

 有効期限
 年
 月
 日
 総務省

 印
 務

# (裏)

# 放送法抜粋

第145条 (略)

2 · 3 (略)

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、 一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、 又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の 事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査さ せることができる。 326

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す 証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- <u>6</u> 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために 認められたものと解釈してはならない。
- 第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の 罰金に処する。
  - 二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139 条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若 しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ 、若しくは忌避した者
- 注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

	字、 月妻 ( 作務者人に改立者人)
岁 正 紫	<b>型</b>
別表第四十八号(第141条第1項関係)	別表第十号(第17条の 5 関係)
有料基幹放送契約約款(変更)届出書	契約約款(変更)届出書
年 月 日 総務大臣 殿	年 月 日 総務大臣 殿
郵便番号	郵便番号
住 所	住 所
(ふりがな)	(ふりがな)
氏 名	氏 名
(法人又は団体にあつては、名	(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押印	称及び代表者の氏名。記名押印
又は署名)	又は署名)
<u>放送法第147条第1項</u> の規定により、 <u>有料基幹放送契約約款</u> (の変 更)を届け出ます。	<u>放送法第52条の4第5項</u> の規定により、 <u>契約約款</u> (の変更)を届け 出ます。
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
別表第四十九号(第146条第1項関係)	別表第十号の二(第17条の5の3第1項関係)
有料放送管理業務届出書	有料放送管理業務届出書

ĺ	年 月		ー 目 年 月 E
	総務大臣 殿	<u> </u>	-   総務大臣 殿
	郵便番号		郵便番号
	住 所		住所
	(ふりがな)		(ふりがな)
	氏 名		氏 名
	(法人又は団体にあつて)	は、名	(法人又は団体にあつては、名
	称及び代表者の氏名。記録	名押印	称及び代表者の氏名。記名押目
	又は署名)		又は署名)
ر	有料放送管理業務を行うので、 <u>放送法第152条第1項</u> の規定に 届け出ます。	こより	有料放送管理業務を行うので、 <u>放送法第52条の6の2第1項</u> の規定により届け出ます。
	注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。		注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
1	別表第五十号(第146条第2項及び第148条第2項関係)		別表第十号の三(第17条の5の3第2項及び第17条の5の5第2項関係)
	氏名又は名称		氏名又は名称
	及び注入にな		及び注入にあ

氏名又は名称			
及び法人にあ			
つては、その			
代表者の氏名			
住所			
	契約の締結の媒介、	媒介	
業務の概要	取次ぎ又は代理の業	取次ぎ	
	務の概要(注1)	代理	

氏名又は名称			
及び法人にあ			
つては、その			
代表者の氏名			
住所			
	契約の締結の媒介、	媒介	
業務の概要	取次ぎ又は代理の業	取次ぎ	
	務の概要(注1)	代理	

	I	
	契約により設置され	限定受信の方式
	た受信設備によらな	
	ければ有料放送の受	
	信ができないように	
	することを行う業務	
	の概要(注2)	
有料放送管理	有料放送管理業務に	
業務に係る有	係る衛星基幹放送又	
料放送事業者	は衛星一般放送を行	
に関する事項	う有料放送事業者の	
	<u>数</u>	
	有料放送管理業務に	
	係る有線一般放送を	
	行う有料放送事業者	
	<u>の数</u>	

- 注1 媒介、取次ぎ又は代理の業務の有無について記載するものと し、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 注2 限定受信方式の名称を、次の記載例に従つて記載すること。 この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合 はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、 名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を 記載すること。

(記載例) 限定受信方式の名称: ARIB-限定受信方式、

_

- 注1 媒介、取次ぎ又は代理の業務の有無について記載するものと し、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 注2 限定受信方式の名称を、次の記載例に従つて記載すること。 この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合 はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、 名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を 記載すること。

(記載例) 限定受信方式の名称: ARIB-限定受信方式、 注3 電気通信役務利用放送法施行規則第2条第6号に規定する有 注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十一号(第148条第1項関係)

有料放送管理業務変更届出書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

月 日付けの有料放送管理業務の届出に係る事項につい て変更があったので、放送法第152条第2項の規定により届け出ます。て変更があったので、放送法第52条の6の2第2項の規定により届け

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日

料放送を行う衛星役務利用放送事業者のために電気通信役務利 用放送法第15条において準用する放送法第52条の6の2第1項 に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合について記載す ること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の四(第17条の5の5第1項関係)

有料放送管理業務変更届出書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

年 月 日付けの有料放送管理業務の届出に係る事項につい 出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十二号(第149条関係)

有料放送管理業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

有料放送管理事業者の地位を承継したので、<u>放送法第153条第2項</u>の規定により届け出ます。

承継年月日	
被 承 継 者	
承継した有料放送管理事業者	
の地位に係る届出年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十三号(第150条第1項関係)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の五(第17条の5の6関係)

有料放送管理業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印

又は署名)

有料放送管理事業者の地位を承継したので、<u>放送法第52条の6の3</u> 第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した有料放送管理事業者	
の地位に係る届出年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の六(第17条の5の7第1項関係)

#### 有料放送管理業務廃止届出書

年 月 有料放送管理業務廃止届出書

年

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

名 氏

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

有料放送管理業務を廃止したので、放送法第154条第1項の規定に より届け出ます。

理				由	
廃	止	年	月	日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十四号(第150条第2項関係)

解散届出書

年 月

有料放送管理業務を廃止したので、放送法第52条の6の4第1項の

月 年 日

総務大臣 殿

郵便番号

総務大臣 殿

規定により届け出ます。

廃止年月日

別表第十号の七(第17条の5の7第2項関係)

郵便番号

解散届出書

34

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

有料放送管理事業者たる法人が解散したので、<u>放送法第154条第2</u>項の規定により届け出ます。

解	散した	法人	. の 名	称	
及	び代	表者	の氏	名	
解	散	年	月	日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

有料放送管理事業者たる法人が解散したので、<u>放送法第52条の6の</u>4第2項の規定により届け出ます。

解	散しっ	た法人	<b>の</b>	名 称
及	び代	表者	Ø.	氏 名
解	散	年	月	日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	<b>盟</b>
別表第五十五号(第156条関係)	別表第十九号(第17条の28の6関係)
認定放送持株会社認定申請書 年 月 日	·
総務大臣 殿 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)	総務大臣 殿 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)
認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法 <u>第 159 条第 3 項</u> の	認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法 <u>第 52 条の 30 第 3</u>
規定により申請します。	<u>項</u> の規定により申請します。
1 申請対象会社に関する事項	1 申請対象会社に関する事項
名称	名称
住 所	住所
代表者氏名	代表者氏名       事     担     当     部
B	事務     担当部署       上住所

	担	当	者		
	電言	話番	号		
欠格	事由の有	<b>f無</b> (注	1)	□ 有 □ 無	

注1 欠格事由の有無は、法<u>第159条第2項第5号</u>の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の	資本金	出資の額	出資の比率	備考
		概要	(A)	(B)	$(B)/(A) \times 100$	
			千円	千円	%	

注1 区分の欄は、申請対象会社、<u>地上基幹放送の業務を行う者</u>、 <u>地上基幹放送の業務以外を行う基幹放送事業者</u>又はその他の別 を記載すること。

注2 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

注3 申請対象会社及び各子会社の定款を添付すること。

3 申請対象会社の子会社である<u>基幹放送事業者</u>の株式の取得価額の 3 合計額の総資産の額に対する割合に関する事項 6

子会社である <u>基幹放送事業</u>	子会社である <u>基幹放送事業者等</u> の						
株式の取得価額の合計額	(a)						
申請対象会社の総資産の額	(P)	千円					

	担	=	当	者					
	電	話	番	号					
欠格	事由の	有無	美 (注	Ξ1)	有		無		

(注1) 欠格事由の有無は、法第52条の30第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

(注2) 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の	資本金	出資の額	出資の比率	備考
		概要	(A)	(B)	$(B)/(A) \times 100$	
			千円	千円	%	

(注1) 区分の欄は、申請対象会社、<u>地上系一般放送事業者、地上系一般放送事業者以外の一般放送事業者</u>又はその他の別を記載すること。

(注2) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資 の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比 率を記載すること。

(注3) 申請対象会社及び各子会社の定款を添付すること。

3 申請対象会社の子会社である<u>一般放送事業者</u>の株式の取得価額の 合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である <u>一般放送事業者</u>	<u>等</u> の株	千円
式の取得価額の合計額 (a)	)	
申請対象会社の総資産の額	(P)	千円

割合(a)/(b)×100 %

- 注1 別紙にその内訳を記載すること。
- 注2 (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれることを証する書類を添付すること。
- 4 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り (略) 注1~注5 (略)
- 5 主たる出資者及び議決権の数
- (1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に	特定株式に	備考
			対する議決権の	係る株主に	
			数及び比率	関する事項	
氏名又は名称					

- 注1 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。
  - 1 特定株式に係る議決権保有割合
  - 2 特別地上基幹放送事業者である者又はそれを支配する者

割合(a)/(b)×100 %

- (注1) 別紙にその内訳を記載すること。
- (注2) (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実 であると見込まれることを証する書類を添付すること。
- 4 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り (略) (注1) ~ (注5) (略)
- 5 主たる出資者及び議決権の数
  - (1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に	特定株式に	備考
			対する議決権の	係る株主に	
			数及び比率	関する事項	
氏名又は名称					

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。
  - 1 特定株式に係る議決権保有割合
  - 2 特別地上系一般放送事業者である者又はそれを支配する

であるときはその旨

- 3 議決権制限株式の数
- 注2 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。
- る議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、そ れについて併せて記載すること。
- 注4 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- おいて、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載 すること。
- 何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること 。この場合において、法人の代表権を有する役員については役 名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に 「(常)」の文字を付記すること。
- 注7 備考の欄は、次の事項を記載すること。
  - ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体 であるときはその旨
  - ウ 出資の予定のものについてはその旨
- し、記載すること。
  - ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その 議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、そ の議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとす

者であるときはその旨

- 3 議決権制限株式の数
- (注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。
- 注3 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対す | (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対 する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は 、それについて併せて記載すること。
  - (注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- 注5 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合に│(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合 において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を 記載すること。
- 注6 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「│(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては 「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載する こと。この場合において、法人の代表権を有する役員につい ては役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役 名の後に「(常)」の文字を付記すること。
  - (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
    - ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
    - イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体 であるときはその旨
    - ウ 出資の予定のものについてはその旨
- 注8 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算 | (注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計 算し、記載すること。
  - ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その 議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、そ の議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとす

る。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使に ついて、信託契約に基づき指図を行うことができる権限 を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同 一の内容の議決権を行使すると認められる場合において は、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして 計算すること。

- イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合 にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の 理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の 有する議決権とみなして計算すること。
- (2) 外国人等の占める議決権の数 (略)
- 注1 外国人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲 げる者及び同号口(2)に掲げる者並びに第156条第4項に規定す る外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定 するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決 権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。
- 注2 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の注4から注 6に準じて記載すること。
- 注3 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの の比率は、合算して記載すること。
- 資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分の10 以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し

る。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使に ついて、信託契約に基づき指図を行うことができる権限 を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同 一の内容の議決権を行使すると認められる場合において は、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして 計算すること。

- イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合 にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の 理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の 有する議決権とみなして計算すること。
- (2) 外国人等の占める議決権の数
- (注1) 外国人等とは、法第52条の30第2項第5号イ(1)から(3)まで に掲げる者及び同号口(2)に掲げる者並びに第17条の28の4第 4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同 条第5項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の 割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法 人又は団体をいう。
- (注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の(注4) から(注6)に準じて記載すること。
- (注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のも のの比率は、合算して記載すること。
- 注4 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出 (注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該 出資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分 の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者

100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

- ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以 上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載するこ と。
- イ <u>第156条第3項</u>に規定する一の外国人等が申請対象会社 の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合で あつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の 10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに 乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合 は、100分の10未満であつても記載すること。
- 注5 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
  - ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議 決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率 を記載すること。
  - イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- <u>注6</u> 備考の欄は、(1)の(注7)ア及びイに準じて記載すること。

に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

- ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以 上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載するこ と。
- イ 第17条の28の4第3項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。
- (注5) 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の 比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に 対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を 乗じて計算した比率を記載すること。
  - ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議 決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率 を記載すること。
  - イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- (注6) 備考の欄は、(1)の(注7)ア及びイに準じて記載すること

また、第156条第3項、第4項及び第5項の規定に該当する場 合は、その旨を記載すること。

6 役員に関する事項 (略)

注1・注2 (略)

注3 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはそ の全部を、その他のものについては、その代表的なものを注2 に準じて記載すること。

注4・注5 (略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(別紙)

- ものの株式の取得価額
- (1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ず | るもの(主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連す る業務を行う子会社等を除く。) の株式の取得価額

(略)

注1 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又 は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

注2 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を 行う子会社等の株式の取得価額

。また、第17条の28の4第3項、第4項及び第5項の規定に 該当する場合は、その旨を記載すること。

6 役員に関する事項 (略)

(注1) · (注2) (略)

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについては その全部を、その他のものについては、その代表的なものを (注2)に準じて記載すること。

(注4) · (注5) (略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(別紙)

- 1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる 1 申請対象会社の子会社である一般放送事業者及びこれに準ずるも のの株式の取得価額
  - (1) 申請対象会社の子会社である一般放送事業者及びこれに準ずる もの(主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業 務を行う子会社等を除く。) の株式の取得価額

(略)

- (注1) 事業の別の欄は、一般放送事業者、電気通信役務利用放送 事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送の 業務を行う者に係る事業の別を記載すること。
- (注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。
- (2) 主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を 行う子会社等の株式の取得価額

(略)

注1・注2 (略)

- 2 申請対象会社の資産
- (1) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定又は無形固定資 産

(略)

注1・注2

- (2) (略)
- (3) 子会社である基幹放送事業者に係る貸付金の額

(略)

注1・注2 (略)

3 (略)

## 別表第五十六号(第158条第1項関係)

(略)

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

(略)

としている会社である場合であって、定款に基幹放送事業者の 株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理 することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議 した取締役会等の議事録の写しを添付すること。

(略)

(注1)・(注2) (略)

- 2 申請対象会社の資産
- (1) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定又は無形固定資 産

(略)

(略) (注1)・(注2)

- (略)
- (3) 子会社である一般放送事業者等に係る貸付金の額

(略)

(注1)・(注2) (略)

(略)

別表第二十号(第17条の28の8関係)

(略)

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

(略)

- 注1 申請対象会社が、現に二以上の基幹放送事業者をその子会社 (注1) 申請対象会社が、現に二以上の一般放送事業者をその子会 社としている会社である場合であつて、定款に一般放送事業 者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配 ・管理することについての定めがない場合は、申請を行うこ とを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。
- 注2 申請対象会社が、二以上の基幹放送事業者をその子会社とし (注2) 申請対象会社が、二以上の一般放送事業者をその子会社と

ようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその子会社による基幹放送事業者の議 決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するもので ある場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役 会の議事録の写し
- (4) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を 記載した書面
- (ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を 記載した書面
- (エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を 記載した書面
- (オ) 吸収合併を行う場合にあつては、合併計画の内容を記載 した書面

設立中の場合

(略)

場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) • (3) (略)

別表第五十七号(第159条関係) (略)

別表第五十八号(第166条関係)

認定放送持株会社子会社保有届出書

しようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその子会社による一般放送事業者の議 決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するもので ある場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役 会の議事録の写し
- (イ) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を 記載した書面
- (ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を 記載した書面
- (エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を 記載した書面
- (オ) 吸収合併を行う場合にあつては、合併計画の内容を記載 した書面

設立中の場合

(略)

注1 申請対象会社が二以上の基幹放送事業者をその子会社とする | (注1) 申請対象会社が二以上の一般放送事業者をその子会社とす る場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) • (3) (略)

別表第二十一号(第17条の28の11関係) (略)

別表第二十二号(第17条の28の13関係)

認定放送持株会社子会社保有届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することになつたので 放送法第161条第1項の規定により届け出ます。

二以上の基幹放送事業者を子 会社として保有することとな つた年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十九号(第167条関係)

認定放送持株会社変更届出書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

年

月

二以上の一般放送事業者を子会社として保有することになったので 放送法第52条の31第1項の規定により届け出ます。

二以上の一般放送事業者を子 会社として保有することとな つた年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十三号(第17条の28の14関係)

認定放送持株会社変更届出書

月 年

郵便番号

所

総務大臣 殿

(ふりがな) (ふりがな) 氏 名 氏 名 (法人又は団体にあつては、名 (法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名) 又は署名) 年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持 年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持 |株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第160 ||株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第52条 条の規定により届け出ます。 の31の規定により届け出ます。 記 記 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 注1~注3 (略) 注1~注3 (略) 別表第六十号(第177条第1項関係) 別表第二十四号(第17条の28の25第1項関係) 第1 申請書 第1 申請書 認定放送持株会社承継申請書 認定放送持株会社承継申請書 年 月 年 月 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名 氏 名

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承 継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1、2 (略)

- 3 合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割がその効力 | 3 合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割による登記 を生ずる予定年月日
- 8 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由に該 当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事 実を証する書面を添付すること。)

注 1 (略)

|注2 第163条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番 号を記載する。

注3 (略)

第 2 (略)

別表第六十一号(第178条第1項関係)

(法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名)

放送法第52条の36第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を 承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1, 2 (略)

- の予定年月日
- |8 欠格事由に関する事項(法第52条の30第2項第5号の欠格事由に 該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない 事実を証する書面を添付すること。)

注 1 (略)

注2 第17条の28の11の規定に基づき交付する認定証に記載された認 定の番号を記載する。

注3 (略)

第2 (略)

別表第二十五号(第17条の28の26第1項関係)

第1 申請書 第1 申請書 認定放送持株会社承継申請書 認定放送持株会社承継申請書 月 月 年 年 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名 氏 名 (法人又は団体にあつては、名 (法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名) 又は署名) 放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承 放送法第52条の36第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を 継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。 承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。 記 記  $1\sim6$ (略)  $1\sim6$ (略) 7 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由に該 |7 欠格事由に関する事項(法第52条の30第2項第5号の欠格事由に 当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事 該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない 実を証する書面を添付すること。) 事実を証する書面を添付すること。) 注 1 (略) (略) 注 1

第163条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番

注2 第17条の28の11の規定に基づき交付する認定証に記載された認

定の番号を記載すること。 号を記載すること。 注3 (略) 注3 (略) 第 2 (略) 第 2 (略) 別表第六十二号(第179条関係) 別表第二十六号(第17条の28の29関係) 認定放送持株会社認定取消申請書 認定放送持株会社認定取消申請書 年 月 年 月 日 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名 氏 名 (法人又は団体にあつては、名 (法人又は団体にあつては、名 称及び代表者の氏名。記名押印 称及び代表者の氏名。記名押印 又は署名) 又は署名) 日付け第 号により認定を受けた認定放送持 年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持 年 月 |株会社について、認定の取消しを受けたいので、放送法第166条第1 ||株会社について、認定の取消しを受けたいので、放送法第52条の37第 項の規定により申請します。 1項の規定により申請します。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。